

令和3年第3回定例会

## 決算特別委員会会議概要

委員長 橋本尚美

副委員長 山本治男

## 目 次

1 開催日時	1
2 開催場所	1
3 審査案件	1
○出席委員	1
○欠席委員	1
○説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局出席職員の職氏名	2

### 1 日目 令和3年9月13日（月）

開会	3
開議・審査方法	3
○中村美津緒委員（あおもり令和の会）	3
1 アウガについて	4
答弁 館山新総務部長	4
再質疑	4
答弁 総務部長	4
再質疑	4
答弁 総務部長	4
再質疑	5
答弁 総務部長	5
再質疑	5
答弁 総務部長	5
再質疑	5
答弁 総務部長	6
再質疑	6
答弁 総務部長	6
再質疑	6
答弁 総務部長	7
要望・再質疑	7
答弁 総務部長	7
要望	7
○中村節雄委員（自由民主党）	8
1 ねぶたアート創生プロジェクト実行委員会負担金について	8
答弁 横内信満経済部理事	9
要望	10
○奈良祥孝委員（市民クラブ）	11

1 歳入について	12
答弁 川村敬貴税務部長	13
〃 織田知裕企画部長	14
休憩	17
再開	17
再質疑	17
答弁 税務部長	17
〃 福井直文福祉部長	18
再質疑	18
答弁 税務部長	18
再質疑	19
答弁 税務部長	19
再質疑	19
答弁 税務部長	20
〃 岸田耕司市民病院事務局長	20
再質疑	21
答弁 税務部長	21
再質疑	21
答弁 税務部長	22
再質疑	22
答弁 税務部長	22
〃 福祉部長	23
〃 横内修水道部長	23
2 歳出について	24
答弁 織田知裕企画部長	24
再質疑	25
答弁 出町文孝代表監査委員	25
再質疑	25
答弁 企画部長	26
休憩	26
再開	26
再質疑	26
答弁 川村敬貴税務部長	26
再質疑	27
答弁 税務部長	28
再質疑	28
答弁 税務部長	28

再質疑	28
答弁 高村功輝環境部長	28
再質疑	29
答弁 大久保文人農林水産部長	29
再質疑	29
答弁 平岡弘志都市整備部長	29
再質疑	30
答弁 企画部長	30
再質疑	30
答弁 都市整備部長	31
再質疑	31
答弁 小野正貴教育委員会事務局教育部長	32
再質疑	34
答弁 赤坂寛交通部長	34
要望	34
○赤平勇人委員（日本共産党）	35
1 コロナの経済対策について	35
答弁 百田満経済部長	35
再質疑	36
答弁 経済部長	36
再質疑	37
答弁 経済部長	37
要望	38
2 合葬墓について	38
答弁 加福理美子市民部長	38
再質疑	39
答弁 市民部長	40
再質疑	40
答弁 市民部長	40
要望	40
3 青森市地域コミュニティ活性化事業補助金について	41
答弁 加福理美子市民部長	41
再質疑	41
答弁 市民部長	42
再質疑	42
答弁 市民部長	42
再質疑	42

答弁 市民部長	42
要望	42
4 市営バスについて	43
答弁 赤坂寛交通部長	43
要望	43
休憩	44
再開	44
○山本武朝委員（公明党）	44
1 農業について	44
答弁 大久保文人農林水産部長	44
要望	45
2 都市公園におけるトイレについて	46
答弁 平岡弘志都市整備部長	46
再質疑	46
答弁 都市整備部長	47
再質疑	47
答弁 都市整備部長	47
要望	47
○蛭名和子委員（無所属）	47
1 地域外来・検査センターについて	47
答弁 坪真紀子保健部長	47
再質疑	48
答弁 保健部長	48
再質疑	48
答弁 保健部長	48
要望	49
2 令和2年度におけるひとり親家庭に対する給付金事業について	49
答弁 福井直文福祉部長	49
再質疑	49
答弁 福祉部長	50
要望	50
○小豆畑緑委員（自由民主党）	50
1 教科担任制について	50
答弁 成田一二三教育長	50
再質疑	51
委員長の発言	51
答弁 教育長	51

再質疑	52
答弁 教育長	52
要望	53
休憩	53
再開	53
○万徳なお子委員（日本共産党）	53
1 博物館行政について	53
答弁 小野正貴教育委員会事務局教育部長	54
再質疑	54
答弁 教育委員会事務局教育部長	54
再質疑	55
答弁 教育委員会事務局教育部長	55
再質疑	55
答弁 教育委員会事務局教育部長	55
要望	55
2 休校中の遠隔授業について	56
答弁 成田一二三教育長	56
再質疑	56
答弁 教育長	56
再質疑	57
答弁 教育長	57
要望	57
3 市街地再開発事業等について	57
答弁 平岡弘志都市整備部長	58
再質疑	58
答弁 都市整備部長	58
要望	59
○軽米智雅子委員（公明党）	59
1 特定不妊治療費助成事業について	59
答弁 坪真紀子保健部長	59
再質疑	59
答弁 保健部長	60
再質疑	60
答弁 保健部長	60
要望	60
2 障害福祉分野におけるロボット等の導入支援事業について	60
答弁 福井直文福祉部長	60

再質疑	61
答弁 福祉部長	61
再質疑	61
答弁 福祉部長	61
再質疑	62
答弁 福祉部長	62
再質疑	62
答弁 福祉部長	62
要望	62
散会	62

**2日目 令和3年9月14日(火)**

開議	63
○館山善也委員（あおもり令和の会）	63
1 バス交通について	63
答弁 赤坂寛交通部長	63
再質疑	63
答弁 交通部長	64
要望・再質疑	64
答弁 交通部長	65
意見・再質疑	66
答弁 交通部長	66
再質疑	66
答弁 交通部長	66
要望	66
2 通学路について	67
答弁 平岡弘志都市整備部長	67
要望	68
○村川みどり委員（日本共産党）	68
要望	68
1 校則について	68
答弁 成田一二三教育長	69
再質疑	69
答弁 教育長	69
再質疑	69
答弁 教育長	70
要望	70
2 特別児童扶養手当について	70

答弁 福井直文福祉部長	71
再質疑	71
答弁 福祉部長	71
再質疑	71
答弁 福祉部長	71
再質疑	71
答弁 福祉部長	71
要望・再質疑	71
答弁 福祉部長	72
再質疑	72
答弁 福祉部長	72
再質疑	72
答弁 福祉部長	72
意見・再質疑	72
答弁 福祉部長	72
要望・再質疑	72
答弁 福祉部長	73
要望	73
3 学校営繕要望について	73
答弁 小野正貴教育委員会事務局教育部長	73
再質疑	74
答弁 教育委員会事務局教育部長	74
再質疑	74
答弁 教育委員会事務局教育部長	74
要望・再質疑	75
答弁 教育委員会事務局教育部長	75
要望	75
休憩	76
再開	76
○澁谷洋子委員（あおもり令和の会）	76
1 公債費について	76
答弁 織田知裕企画部長	76
再質疑	77
答弁 企画部長	77
再質疑	77
答弁 企画部長	77
要望	78



2	市場の決算について	78
	答弁 大久保文人農林水産部長	78
	要望	78
3	市営住宅使用料の収入未済額について	79
	答弁 平岡弘志都市整備部長	79
	再質疑	79
	答弁 都市整備部長	79
	再質疑	79
	答弁 都市整備部長	80
	要望	80
4	学校教育について	80
	答弁 成田一二三教育長	81
	再質疑	82
	答弁 教育長	82
	意見・再質疑	83
	答弁 教育長	83
	再質疑	83
	答弁 教育長	83
	再質疑	84
	答弁 教育長	84
	要望	84
	平岡弘志都市整備部長からの発言の申出について	85
	休憩	85
	再開	85
	○丸野達夫委員（自由民主党）	85
1	下水道事業会計について	85
2	農業集落排水事業会計について	85
3	水道事業会計について	86
	答弁 横内修水道部長	86
	要望	88
4	自動車運送事業会計について	88
	答弁 赤坂寛交通部長	88
	再質疑	88
	答弁 交通部長	88
	要望・意見	89
5	決算審査意見書について	89
	答弁 舘山新総務部長	89

意見	90
6 小学生のための食育チャレンジ・プログラム事業について	90
7 奨学金貸付事業・就学援助事業（単独）・給食扶助事業について	90
8 通学区域再編事業について	90
答弁 成田一二三教育長	90
〃 小野正貴教育委員会事務局教育部長	91
要望	92
9 病院事業会計について	93
答弁 岸田耕司市民病院事務局長	93
要望	96
○山崎翔一委員（あおもり令和の会）	97
1 競輪事業特別会計の決算について	97
答弁 織田知裕企画部長	97
再質疑	97
答弁 企画部長	97
再質疑	98
答弁 企画部長	98
再質疑	98
答弁 企画部長	98
再質疑	98
答弁 企画部長	99
意見	99
2 青森市文化観光振興財団の決算状況について	99
答弁 織田知裕企画部長	99
再質疑	100
答弁 企画部長	100
再質疑	101
答弁 企画部長	101
再質疑	101
答弁 企画部長	101
平岡弘志都市整備部長からの発言の申出について	102
採決	102
閉会	103

**1 開催日時** 令和3年9月13日（月曜日）午前10時～午後4時7分  
令和3年9月14日（火曜日）午前10時～午後2時6分

**2 開催場所** 第3・第4委員会室

**3 審査案件**

議案第133号 決算の認定について

（令和2年度青森市一般会計・特別会計歳入歳出決算）

議案第134号 決算の認定について（令和2年度青森市病院事業会計決算）

議案第135号 決算の認定について（令和2年度青森市下水道事業会計決算）

議案第136号 決算の認定について

（令和2年度青森市農業集落排水事業会計決算）

議案第137号 剰余金の処分及び決算の認定について

（令和2年度青森市水道事業会計決算）

議案第138号 決算の認定について（令和2年度青森市自動車運送事業会計決算）

**○出席委員**

委員長 橋本尚美

委員 山本武朝

副委員長 山本治男

委員 中村美津緒

委員 赤平勇人

委員 村川みどり

委員 奈良祥孝

委員 木下靖

委員 軽米智雅子

委員 小豆畑緑

委員 山崎翔一

委員 舘山善也

委員 澁谷洋子

委員 木戸喜美男

委員 蛭名和子

委員 丸野達夫

委員 万徳なお子

委員 花田明仁

委員 竹山美虎

委員 里村誠悦

委員 中村節雄

**○欠席委員**

なし

### ○説明のため出席した者の職氏名

副市長 能代谷 潤 治  
教育長 成田 一二三  
企業局長 鈴木 裕 司  
代表監査委員 出町 文 孝  
総務部長 舘山 新  
企画部長 織田 知 裕  
税務部長 川村 敬 貴  
市民部長 加福 理美子  
環境部長 高村 功 輝  
福祉部長 福井 直 文

保健部長 坪 真紀子  
経済部長 百田 満  
経済部理事 横内 信 満  
農林水産部長 大久保 文 人  
都市整備部長 平岡 弘 志  
市民病院事務局長 岸田 耕 司  
教育委員会事務局教育部長 小野 正 貴  
水道部長 横内 修  
交通部長 赤坂 寛

### ○事務局出席職員の職氏名

議会事務局次長 齋藤 賢 剛  
議事調査課長 山田 法 人  
議事調査課主査 岩間 憲 仁  
議事調査課主査 木村 結 衣

議事調査課主事 高木 涉  
議事調査課主事 北山 賢 臣  
議事調査課主事 柿崎 良 輔

## 1日目 令和3年9月13日（月曜日）午前10時開会

**○橋本尚美委員長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）  
ただいまから決算特別委員会を開会いたします。座って、失礼いたします。

審査に先立ち、私から申し上げます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和3年第3回青森市議会定例会の運営スキームに基づき審査を行いますので、御理解いただきますよう、お願いいたします。

それでは初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案第133号「決算の認定について」から議案第138号「決算の認定について」までの計6件の審査方法についてお諮りいたします。

審査の方法は、審査順序表のとおり、議案第133号「決算の認定について」から議案第138号「決算の認定について」までの計6件を一括議題として審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○橋本尚美委員長** 御異議なしと認めます。

よって、審査の方法は、審査順序表のとおり一括議題として審査することに決しました。

次に、委員並びに理事者の皆さんに申し上げます。各委員の発言時間は、決算特別委員会質疑者一覧表のとおり、会派持ち時間制となっており、質疑者数は会派に委ねられ、各委員の質疑の時間は会派持ち時間内で融通できることになっております。なお、9月9日に開催された本委員会の組織会の終了後に質疑者は14人と確認されております。

また、委員の皆さんには十分審査を尽くしていただく観点から、質疑の際、決算付属書のページ数及び歳入歳出の款項並びに質疑の内容を簡単明瞭に述べていただくとともに、令和3年第3回青森市議会定例会の運営スキームにもあるとおり、議案に直接関係のある内容に絞って質疑されるようお願いいたします。

そして、理事者の皆さんには質疑の内容をよく把握し、簡潔にして明快な答弁をお願いいたします。どうぞ委員並びに理事者の皆さんの特段の御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、議案第133号「決算の認定について」から議案第138号「決算の認定について」までの計6件を一括議題として審査いたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、中村美津緒委員。

**○中村美津緒委員** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）  
あおもり令和の会、中村美津緒でございます。

一般会計、18款財産収入1項財産運用収入の収入未済額が2207万1526円、一般会計の決算付属書①の77ページ、収入未済額のアウガについて質疑いたします。

決算時、収入未済額が2207万1526円とありますが、今般の訴えの提起に至っている合同会社以外に、現在、賃借料を滞納している者はおりますでしょうかお示してください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○館山新総務部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）中村美津緒委員からのアウガ地階の専用部分の賃料についての御質疑にお答えいたします。

アウガ地階の専用部分の賃料につきましては、令和3年9月1日時点で、今回の相手方以外の店舗は全て納付済みとなっております。

**○橋本尚美委員長** 中村美津緒委員。

**○中村美津緒委員** ほかに賃借料の滞納がないということですので、それでは今般の合同会社に対する訴えの提起について、改めて質疑いたします。

今回の約2300万円の滞納賃借料の支払い請求をしようとしているものでありますが、この金額約2300万円の中には、延滞利息として、金銭遅延損害金は含まれておりますでしょうかお答えください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○館山新総務部長** 遅延損害金についての再度の御質疑にお答えいたします。

中村美津緒委員御質疑の滞納額につきましては、令和3年8月1日時点の滞納賃料となっております、これに係る遅延損害金は含まれていないものであります。

遅延損害金につきましては、本定例会で提案しております訴えの提起について御議決いただきまして、滞納賃料の支払い請求に係る訴状を青森地方裁判所に提出する際に、本年8月1日以降に到来する納期限内に納付がなかった滞納賃料及びこれまでの滞納賃料に係る建物賃貸借契約書第24条の「金銭遅延損害金」の規定ですけれども、そちらの規定に基づく約定利率を加算した金額も含め、支払い請求することとなります。

**○橋本尚美委員長** 中村美津緒委員。

**○中村美津緒委員** 延滞利息——金銭遅延損害金は、建物賃貸借契約書第24条の中に入っていないということですが、その金銭遅延損害金の令和3年8月1日時点での金額を教えてください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○館山新総務部長** 令和3年8月1日時点での遅延損害金の額についてのお尋ねにお答えいたします。

今ほどもお答えいたしましたけれども、遅延損害金につきましては、建物賃貸借契約書第24条に規定されております。

それで、遅延損害金につきましては、年度ごとに賃料が完納され、その年度の遅

延損害金の金額が確定した時点で請求いたしますので、現時点で金額をお示しすることは難しいものとなっております。

○橋本尚美委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 令和3年8月1日現在でも、遅延損害金はお示しすることはできませんか。

○橋本尚美委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 令和3年8月1日時点の遅延損害金についてですけれども、概算にはなってしまうかもしれませんが、350万円程度となります。

○橋本尚美委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 令和3年8月1日現在での滞納金に対しての金銭遅延損害金は約350万円というふうなお答えを頂きました。

続きまして、令和2年3月31日、この合同会社と締結いたしました建物賃貸借契約について質疑いたします。

平成29年に交わした建物賃貸借契約書、私、これは、情報開示請求をいたしまして手元にありましたが、改めて、令和2年に契約を交わし直したというような御答弁を一般質問で頂きましたが、私が頂いた平成29年に交わしました契約書は坪単価6000円で契約されておりましたが、令和2年に改めて交わした契約書、この坪単価6000円より変わっているのかどうか教えてください。

○橋本尚美委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 今回の相手方の賃料の坪単価についての再度の御質疑にお答えいたします。

市では、今回の相手方との契約を平成29年4月から開始しておりまして、その際に、直近の青森駅前再開発ビル株式会社との契約実績を基に、坪単価6000円として契約を締結しております。

○橋本尚美委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 坪単価の価格が6000円が変わらないということが分かりました。

改めて、こちらの建物賃貸借契約書の中身について質疑してまいります。

平成29年、本市と合同会社が交わしました建物賃貸借契約書、ここにありますが、貸主、借主、連帯保証人、記名捺印と最後のほうに記載があります。しかし、私がいただいた平成29年度のこの契約書であります。連帯保証人の記名と捺印がありませんでした。契約書の中身には、多少、現在の契約書の条数が変わりあるかと思いますが、私が手元にいただいたのは第26条でありました。連帯保証人というふうな記載があります。しかし、私の手元にあります平成29年度の契約書には、連帯保証人の名前、記名捺印がありません。

令和2年3月に契約更新したというふうにお伺いをいたしましたが、この際、第三者としての連帯保証人を立て、記名捺印をしたのでしょうか教えてください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○館山新総務部長** 契約の際の連帯保証人があったのかとのお尋ねにお答えいたします。

連帯保証人等については、ないものであります。

**○橋本尚美委員長** 中村美津緒委員。

**○中村美津緒委員** 連帯保証人がないというふうなことであります。

この合同会社は、会社設立当時——平成25年6月17日に会社を設立しておりました。この際、履歴事項全部証明書を取りましたら、当時、過去にアウガ問題調査特別委員会で、証人として招致された建設会社代表取締役社長、そして、その元従業員のこの2名が、業務執行社員として名前が連なっておりました。しかし、平成29年3月時点で、履歴事項全部証明書を取りましたが、この2人の名前がありませんでした。ということで、役員から名前は外れているということが確認されました。市が——平成30年度からこの合同会社が滞納をし始めるタイミングに当たるんですが、役員から外れておりました。よって、この合同会社の債権に対して、現在は、保証、いわゆる債権を担保できる者がこの合同会社にいなくなりました。

令和2年3月1日時点で、滞納が数か月、約660万円を滞納していた状況を踏まえ、契約期間を1年に短縮したところでありますとの答弁を一般質問で頂きました。民間であれば、3か月以上も滞納すれば、即退去を命じられます。公共におきましても、市営住宅等であれば、3か月以上滞納すれば、滞納が生じてしまえば、本市から明渡し請求をされる。された方がいるとも聞いております。

そこで、この件に関して質疑いたしますが、令和3年3月、このとき既にもう4か月以上にわたる、この賃借料を滞納していた事実が確認されております。にもかかわらずなんですけれども、賃貸借契約書——条項は多少前後するかもしれませんが、私の手元にあるのは、第26条「連帯保証人」として、借主と連帯して責を負う連帯保証人をと書いておりますので、連帯保証人を、このとき、もう既につけるべきだったと思いますが、なぜ本市は連帯保証人をつけなかったのか、理由を教えてください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○館山新総務部長** なぜ連帯保証人をつけなかったのかとの再度の御質疑にお答えいたします。

アウガ地階から4階までにつきましては、権利上、一筆共有となっておりまして、賃貸する場所が行政財産でないなどの理由から、財務規則の規定を準用できなかったということから、保証人をつけておりません。

**○橋本尚美委員長** 中村美津緒委員。

**○中村美津緒委員** 今の理由で連帯保証人をつけなかったという、その理由であります。連帯保証人をつけなくても、今回、万が一、裁判になったとしても、その連帯保証人がいなくて、会社が倒産した場合、その連帯保証人に責を負うことがで



きなくなった場合、これは市として、どうなるのかなど。絶対何とかして取ってほしいという思いはあるんですが、そこでまた改めて質疑いたします。

現在、アウガ地下1階で営業しているほかの賃貸契約者が結構いると思います。私も情報公開しましたら、結構な方が本市との契約を結んでおりました。ほかの契約者同様、連帯保証人はつけていらっしゃるのでしょうか。それとも、この合同会社だけなんですか教えてください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○館山新総務部長** 他の店舗の方々も連帯保証人をつけていないのかとの再度の御質疑にお答えいたします。

他の店舗の方々につきましても、連帯保証人等はつけておりません。

**○橋本尚美委員長** 中村美津緒委員。

**○中村美津緒委員** 全ての賃貸借契約を結んだ契約者が連帯保証人をつけていないということが分かりましたが、ここからは、じゃあ、私は要望いたしますが、賃貸契約者の全ての者に対して、連帯保証人をつけるべきだと思いますので、要望させていただきます。

次に、今回の合同会社代表は、万が一、滞納賃料を納付できない場合、建物を明け渡すこととなります。一方で、人格は違うものの、この合同会社代表は、地権者として、組合員として、今も、現在、残っております。

合同会社代表が所属する地権者であるこの組合について質疑いたしますが、地権者であるその組合が地権者としての持分以外の場所を利用しているようですが、地権者は、自分の持分に対しては、賃借料の支払いは生じません。これは聞いておりました。一方で、自分たちの、地権者の持分以外の場所を使用しているというふうに聞いておりますが、これは賃借料が発生すると思うのですが、賃借料をこの組合は支払っているのかどうか教えてください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○館山新総務部長** アウガ地階の専用部分の賃料についての再度の御質疑にお答えいたします。

アウガ地階の専用部分につきましては、売却を希望しない地権者の持分を無償で借りる一方、当該地権者がアウガ地階の専用部分で営業継続する場合の賃料は無償、地権者以外の出店者については有償としているところであります。

中村美津緒委員御質疑の地権者につきましては、無償となっている店舗のほか、倉庫を市から有償で借りており、その賃料は全て納付済みとなっております。

**○橋本尚美委員長** 中村美津緒委員。

**○中村美津緒委員** 賃借料は支払っており、また、滞納もないということが分かりました。ありがとうございます。

それでは、これから裁判ということにもなるんですが、9月末までに全額納付するかもしれませんので、ここからは私からの要望になります。

これまで、何度も、アウガに関する新たな管理スキームとして、青森駅前再開発ビル株式会社——以下、ビル会社と呼びますが、このビル会社が運営していたときに、地権者の方々が負担していた共益費、地代に関してですが、新たな管理スキームを構築したことにより、当面、これを見直す気はないと答弁をいただいております。アウガ地下から4階、いわゆる店舗区分の全てを市が無償で借り受け、活用し、その一方で、当該店舗区分の共用部分に係る修繕積立金や共益費の約3100万円については、市が負担していますということをずっと聞いておりました。地下出店者が専有する部分においては、これは過去からずっとそうなのですが、小メーターがついておりますので、電気代、水道代、ガス代などは、各出店者がずっと負担してきておりました。そういっても、市の負担、いわゆる私たち市民の税金が、いまだに、地権者に伴う修繕積立金や共益費の約3100万円について、市が負担しているということでもありますので、私は、この一件がありました——改めて、いま一度、アウガに関する新たな管理スキームの見直しを図るべきだと思いますので、まず、これは1つ目、要望をさせていただきたいと思います。

次の要望であります。この合同会社——先ほども言いましたが、滞納賃料を納付できない場合は、建物を明け渡すこととなります。そして、裁判という形になってしまうんですが、一方で、人格は違うものの、合同会社代表は地権者の組合員として、またこれはずっと残っていくわけでありまして。本市にも、恐らく聞こえてきているとは思いますが、本市の名誉を著しく損なうような行動や発言をこれまで何度も繰り返してきたんです。今までも繰り返しているんです。

この件に関して、恐らく、裁判で争うことになるかと思うんですけれども、私は、今後、現在のこの地権者と、改めて、土地の売買交渉をして、推し進めて、本市が全ての土地を取得すべきだと。ここを2つ目、要望させていただきます。

そして、最後の3つ目の要望なんですけれども、9月30日、当該滞納賃料、これが納付されない場合、提訴に踏み切るわけでありまして、青森地方裁判所から和解の提案があった場合においても、本市としては、この合同会社、そして合同会社代表から、全ての債権を回収できるように努めていただきたく、強く要望して、私の質疑を終わります。どうぞよろしく申し上げます。

ありがとうございました。

**○橋本尚美委員長** 次に、中村節雄委員。

**○中村節雄委員** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）自由民主党会派の中村節雄です。

第10款教育費第5項社会教育費第1目社会教育総務費のねぶたアート創生プロジェクト実行委員会負担金について質疑をしたいと思います。

ねぶたアート創生プロジェクト開催事業の実施内容及び事業費の内訳をお示しく下さい。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。経済部理事。

**○横内信満経済部理事** 中村節雄委員のねぶたアート創生プロジェクト開催事業についての質疑にお答えいたします。

ねぶたアート創生プロジェクト開催事業は、新型コロナウイルス感染症の影響による令和2年の青森ねぶた祭の中止を受け、全ての大型ねぶたの制作ができなくなったことを踏まえ、ねぶた制作に携わる方々の活躍の場として、ねぶた師によるアート作品を披露する舞台を創設し、冬の青森の新たな魅力を創生することを目的に、令和3年1月23日から2月28日まで実施したところであります。

当該プロジェクトにつきましては、国の文化資源活用推進事業の採択を受け、青森ねぶた運行団体協議会のほか、芸術・観光関係者や市で組織するねぶたアート創生プロジェクト実行委員会が主体となって実施いたしました。

具体的な事業内容につきましては、オープニングイベントといたしまして、令和3年1月23日に、市役所本庁舎サードプレイスにおきまして、オンラインシンポジウムを開催し、ねぶた師や芸術分野・観光分野の方々によるねぶたアートの可能性をテーマにしたパネルディスカッションの様子をライブ配信したほか、市内小・中学校吹奏楽部とねぶたの囃子方による協働演奏を収録した動画を配信し、多くの方々に御視聴いただいたところであります。また、令和3年1月30日には、ねぶた師の北村春一先生を講師に、本市がオリンピック・パラリンピックのホストタウンになっているタジキスタン共和国の現地の子どもたちとオンラインでつなぎ、ねぶた灯籠を制作するワークショップを実施いたしました。

メインイベントであるねぶたの技法を用いたアート作品の制作・展示につきましては、全てのねぶた師にお声がけをし、御賛同いただきましたねぶた師13名による青森をテーマにした作品、全39体を、令和3年2月1日から同月28日まで、市役所本庁舎サードプレイスのほか、駅前庁舎スクエア、青森公立大学国際芸術センター青森、青森駅前地区のホテル、浅虫地区のホテルや旅館など、市内28か所に展示いたしました。なお、制作したアート作品につきましては、各施設から、イベント終了後も展示させていただきたいとの要望を受け、現在も22か所で展示しているところであります。

次に、事業費につきましては、ねぶたアート創生プロジェクト実行委員会への負担金として3405万7579円の決算額となっており、その財源といたしまして、国の補助金1701万5000円を活用しているところであります。事業費の内訳といたしましては、1つに、ねぶたの技法を用いたアート作品の制作・展示に要した費用として2769万3770円、2つに、オンラインシンポジウムや協働演奏の動画撮影及び編集、配信などに要した費用として372万8860円、3つに、チラシ製作などの広告宣伝に要した費用として253万円、4つに、タジキスタン共和国とのオンラインワークショップに要した費用として5万8102円、その他、事務費等で4万6847円となっております。

以上でございます。

**○橋本尚美委員長** 中村節雄委員。

**○中村節雄委員** 御答弁いただきました。このねぶたアート創生プロジェクト開催事業というものは、今の新型コロナウイルスの影響によって、令和2年は大型ねぶたが1台も制作されなかったと。このほかにも、やはり、ねぶたが開催されない、祭りが開催されないということで、クラウドファンディングで共同によるねぶたとかは1台制作されましたけれども、そういう中で、新たな取組として、冬の青森の新たな魅力を創生することを目的にということで、ねぶた師13名、39体ということですから、1人3体ずつということになりましたが、ねぶただけでなくて、ねぶたの技法を活用してということで、この事業は、約1か月、1月23日から2月28日と。アート作品の展示に関しては2月1日から2月28日の1か月間、そういう形になっております。やはり好評だったということもあって、現在も22か所で展示をしているということでもあります。冬の観光の部分として、町歩きや、ホテルとかにいと展示されていたかと思うので、そういう中では、こういうものがいきつけになったのかなという思いです。

私が青年会議所にいたときに、青森文化デザインフォーラムというのがあって、冬ねぶた、雪ねぶたとか、冬のねぶたを模索した時期もありました。そういう中では、やはり、建物の中に展示しながらという部分に関しては、そんなに寒さを感じることもなく、町歩きのそういう部分につながっていく、これはいい取組だったのではないかなというふうに思っております。

それから、国から、文化資源活用推進事業費として、補助金が半分出ているということで、これはタイミングもよかったのかなというふうにも感じております。

ねぶた師も、大型ねぶたを制作する機会を奪われて、こういう、ねぶた師1人当たり200万円ぐらいずつということもありましたので、今年の青森ねぶた祭も、実際には、大型ねぶたが制作されたのは9台でありましたけれども、1日だけでしたけれども、先月、そういうふうにつながった部分があるのかなというふうに感じております。

このコロナの影響もあって、今年の青森ねぶた祭の代替イベントですけれども、青森市が協力者ということになって、少し残念な部分もありましたけれども、それは、やっぱり、青森市で考えていた時期から、またずれたということ、様々な影響もあったということで、理解ができるところもあるんですが、来年に向けて、今、だんだん、感染者も少しは減ってきていますけれども、また新しいミュー株とか、様々な部分があって、先がどのようになっていくのかというところが、はっきりした見通しが立っているわけではありません。

そういう中では、実は、今まで、ねぶた師というのは、やっぱり、ねぶたがなくなるということを考えたことがなかったので、そういう部分では、ねぶたを制作して食べてきたというのが現実かと思えます。昔のねぶた師は、ねぶたを作っても、食っていくのがやっただという中で、それがねぶた師だというぐらい、伝統的に、現在までもつながっている。この大型ねぶたの制作の機会を失うと、なかなか、や

はり生活していくのもままならないという中では、今後、恒久的にねぶた祭をつなげていくためには、このような、やはり、冬の観光の目玉としてのねぶたの技法を生かしたそういう展示や、そういう部分で仕事があれば、ねぶた祭がない時期でも、少しの収入の増にはなるのかなというふうにも考えております。

そういう中においては、来年、青森ねぶた祭が実施されることを期待しておりますけれども、そのときには、主体的に、やはり、主催3団体の筆頭として、青森市、それから商工会議所、観光コンベンション協会が、一丸となって、来年の青森ねぶた祭につながることを期待しているところであります。

やはり、今年、代替イベントでやったんですけれども、ねぶたは、やっぱり動いて何ぼなんです。展示しているのだけであれば、やはり、ねぶたというものは生きません。

私は、「ねぶたの家 ワ・ラッセ」が建設されたときも、中でねぶたが動く姿がなければ、飾っておくだけであれば駄目だという部分を、地元紙から取材を受けたときも、そういうふうに答えておりました。というのは、私が、三重県のナガシマスパーランドで、ねぶた祭が終わった後、遊園地の中のグラウンドで、お盆にねぶたを運行するんですが、実は、私が行ったときに雨が降って、屋外でできないと。それで、補修の制作をしているところに、ホワイトドームというものがあまして、その中に5台ねぶたを展示し、2台をその中で運行したと。それで、観客も入れて、ハネトも入れて何もという、そういうやり方をした中では、やはり、ねぶたが動いていて、躍動感や迫力や、様々なねぶたが発揮されるんであまして、今年の代替イベントも、関係者は見れたんですが、実は、動画配信で今も見れるんですが、やはり、生で見たいというのが皆さんの強い思いかなと思います。それが地域のねぶた——港町とか、新城とかは、今年、やはり、感染対策に苦慮しながら、地域ねぶたとして運行したということもあります。どうしても、やはり、そういう形を見せたいというねぶた魂が青森市民にたくさんありますので、来年、ぜひ開催されることを期待して、私の質疑を終わりたいと思います。来年は、何とか、そういう形で、青森市が実行委員会の筆頭としてリードしていただきますようお願いを申し上げます。よろしく願いいたします。

終わります。

**○橋本尚美委員長** 次に、奈良祥孝委員。

**○奈良祥孝委員** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民クラブの奈良祥孝委員であります。

今回、市民クラブは、木下委員や竹山委員の御協力を頂いて、私1人で質疑をさせていただくことになりました。持ち時間は102分あります。委員長に申し上げ、お願いいたします。102分ありますので、適宜休憩、例えば、あと30分経ったら、1時間になっちゃうから休憩取るとか。昼休みもお任せします。さらに、私の質疑と答弁の間に休憩を挟んでも結構です。それは全てお任せしますので、委員長、よろし

くお願いします。

**○橋本尚美委員長** はい。

**○奈良祥孝委員** それでは、私から、数年前にも申し上げました、決算審査の、特に歳入における私のポイントは、1つ目、税収は予定どおり上がったか、収入未済額はなぜ生じたか、予算で見込んだ収入額は適当であったのか。2つ目、補助金等は予定どおり入ったか、減収があったとすれば、その理由は何なのか。3つ目、起債は予算計算上どおり借入れできたか、できなかったとすれば、その事情は何なのか。4つ目、財産物件の売払い収入は予算どおり収入できたか、減収があった場合は、その理由は何なのか。5点目、予算に計上した額を超えた収入、または予定しなかった収入があった場合、それはどうして入ったのか。この5点が、私が決算における歳入の審査項目であります。これに従って、今回、質疑をさせていただきます。

まず、歳入歳出決算付属書に基づいて質疑いたします。予算現額と調定額の増減について、その理由を伺います。

まず、12ページ、13ページ、2款地方譲与税について。これにも、差が1850万5387円あります。この理由をお示してください。

14ページ、15ページ、3款利子割交付金です。これもマイナス84万6000円の差があります。

16ページ、17ページ、4款配当割交付金。これにもマイナス193万8000円の差額があります。

18ページ、19ページ、5款株式等譲渡所得割交付金。この場合は3400万円以上プラスとなっております。

次、20ページ、21ページ、6款法人事業税交付金。これはマイナス692万9000円です。

続いて、22ページ、23ページ、7款地方消費税交付金。こちらはプラス1億1161万1000円あります。

次、24ページ、25ページ、8款ゴルフ場利用税交付金。こちらはプラス2万2147円あります。

次、26ページ、27ページ、9款環境性能割交付金。こちらはマイナス1436万3000円となっております。

続いて、32ページ、33ページ、12款地方交付税。こちらは予定よりも調定額が7億3938万5000円増えております。

続いて、46ページ、47ページ、16款国庫支出金。これについては61億6600万円余り減額となっております。

次、62ページ、63ページ、17款県支出金。こちらは約6億9200万円、7億円ほど低くなっております。

76ページ、77ページ、18款財産収入です。こちらも、1151万1904円マイナスとなっ

ておりますので、その理由をお伺いします。

続いて、82ページ、83ページ、19款寄附金。これについては1682万8599円マイナスとなっております。この理由をお示してください。

84ページ、85ページ、20款繰入金。これについては約10億円マイナスとなっておりますので、その理由をお示してください。

92ページ、93ページ、22款諸収入。これについても4億1798万1920円プラスとなっておりますので、これについてもお示してください。

まずは、ここからお願いします。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。税務部長。

**○川村敬貴税務部長** 奈良委員の歳入項目の予算現額と調定額の増減の理由について、税務部で所管する2款、3款、4款、5款、6款、7款、8款及び9款の歳入項目に係る令和2年度における予算現額と調定額の増減の理由について申し上げます。

2款地方譲与税につきましては、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税、特別とん譲与税、航空燃料譲与税の合計で、予算現額8億9145万8000円に対し、調定額8億7295万2613円で、1850万5387円の減となっており、これは低燃費車の増加や新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出の自粛によるガソリン需要と航空需要の減少などが要因と考えております。

次に、3款利子割交付金につきましては、予算現額2661万3000円に対し、調定額2576万7000円で、84万6000円の減となっており、これは新型コロナウイルス感染症拡大による収入の減少に伴う預貯金の減少が要因と考えております。

4款配当割交付金につきましては、予算現額5623万7000円に対し、調定額5429万9000円で、193万8000円の減となっており、これは新型コロナウイルス感染症拡大の影響による企業の業績悪化に伴う配当金の減少が要因と考えております。

5款株式等譲渡所得割交付金につきましては、予算現額2947万7000円に対し、調定額6358万8000円で、3411万1000円の増となっており、これは、コロナ禍にあっても、年度の後半における株式市場での活発な取引や株価高騰が要因と考えております。

6款法人事業税交付金につきましては、予算現額3億3403万9000円に対し、調定額3億2711万円で、692万9000円の減となっており、これはコロナウイルス感染症拡大の影響による企業の業績悪化が要因と考えております。

7款地方消費税交付金につきましては、予算現額62億2195万7000円に対し、調定額63億3356万8000円で、1億1161万1000円の増となっており、これは令和元年10月に実施された消費税の税率引上げが令和2年度においても影響したことが要因と考えております。

8款ゴルフ場利用税交付金につきましては、予算現額1979万9000円に対し、調定額1982万1147円で、2万2147円の増となっておりまして、ほぼ同額となっております。

9款環境性能割交付金につきましては、予算現額7264万1000円に対し、調定額5827万8000円で、1436万3000円の減となっており、これは、令和元年10月1日から令和2年9月30日まで、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置を新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、令和3年3月31日まで6か月間延長したことが要因となっております。

以上でございます。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。企画部長。

**○織田知裕企画部長** 奈良委員からの御質疑のうち、12款以降の増減理由について私からお答えいたします。

まず初めに、12款地方交付税における増減理由であります。

令和2年度決算における歳入12款地方交付税のうち、特別交付税につきましては、当初予算額を例年ベースの14億円とし、昨冬の大雪等の影響を受けた地方公共団体に対し、繰上げ交付された分の5億6800万円を加えた19億6800万円を予算現額と見込んでおりました。災害級の降雪に係る除排雪経費に対しましては、国に財政支援を要望してきたところでありますが、これらの特別な財政需要を勘案して、交付額を算定していただいたことなどによりまして、決定額が27億738万5000円となり、予算現額よりも調定額及び収入済額が7億3938万5000円上回ったところであります。

次に、16款国庫支出金における増減事由について答弁いたします。

令和2年度決算における歳入16款の国庫支出金のうち、1項国庫負担金1目民生費国庫負担金につきましては、当初予算額を225億6836万8000円とし、補正予算額4億8559万3000円を加えた230億5396万1000円を予算現額と見込んでおりました。予算現額と調定額の増減の主な理由といたしまして、障害者自立支援給付費の財源であります障害者自立支援給付費負担金等につきまして、当初予算見込みからの急増に備え、補正により、予算の追加計上しておりましたが、結果としまして、残余が生じたため、予算現額よりも調定額及び収入済額が約5億2694万8000円下回ったところであります。

同項2目衛生費国庫負担金につきましては、当初予算額を2420万4000円とし、補正予算額4億8018万8000円を加えた5億439万2000円を予算現額と見込んでおりました。これは、新型コロナウイルスワクチン接種事業におけます接種実施に伴う財源として、保健衛生費負担金を補正予算で計上したところでありますが、ワクチンの接種が令和3年度の実施ということとなり、歳出不用額と連動したものであることから、予算現額よりも調定額及び収入済額が約3億4953万7000円下回ったところであります。

続いて、2項国庫補助金1目総務費国庫補助金につきましては、当初予算額を2億9428万6000円とし、補正予算額286億2855万4000円を加えた289億2284万円を予算現額と見込んでおりました。これは、新型コロナウイルス感染症対策として実施した市営バスキャッシュレス化事業が令和2年度及び令和3年度にまたがることから、



その財源であります新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についても約2億2673万8000円を翌年度に繰り越したことや、国庫補助事業であります特別定額給付金事業や個人番号カード交付事務の不用額により、予算現額よりも調定額及び収入済額が約3億2582万2000円下回ったところであります。

同項2目民生費国庫補助金につきましては、当初予算額を5億3652万5000円とし、補正予算額19億6411万円並びに前年度からの繰越財源充当額9722万400円を加えた25億9785万5400円を予算現額と見込んでおりました。予算現額と調定額の増減の主な理由といたしまして、主に児童福祉施設整備事業費補助金交付事務の財源としまして、保育所等整備交付金を計上したところでありましたが、翌年度に1億5096万8000円繰り越されたことにより、予算現額より調定額及び収入済額が約2億8444万円下回ったところであります。

同項3目衛生費国庫補助金につきましては、当初予算額を1億1583万9000円とし、補正予算額7億2138万7000円を加えた8億3722万6000円を予算現額と見込んでおりました。これは、新型コロナウイルスワクチン接種事業における財源として、保健衛生費補助金を計上したところでありましたが、当該事業の歳出経費を翌年度に繰り越したことにより、その財源である補助金についても約2億3167万7000円が翌年度に繰り越されたことにより、予算現額よりも調定額及び収入済額が約2億7028万3000円下回ったところであります。

同項5目商工費国庫補助金については、当初予算額を6445万2000円とし、補正予算額13億6759万円並びに前年度からの繰越財源充当額3720万円を加えた14億6924万2000円を予算現額と見込んでおりました。これは、主に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を補正計上し、実施した各種事業継続支援緊急対策事業の不用額により、予算現額よりも調定額及び収入済額が約2億1436万3000円下回ったところであります。

同項6目土木費国庫補助金につきましては、当初予算額を32億2159万4000円とし、補正予算額12億8580万6000円並びに前年度からの繰越財源充当額19億3915万8000円を加えた64億4655万8000円を予算現額と見込んでおりました。これは、国補正に伴う青森駅周辺整備推進事業や新町一丁目地区優良建築物等整備事業等に伴う財源として、土木費国庫補助金を補正計上したところでありましたが、事業が複数年度にまたがることから、歳出予算48億8903万5000円を翌年度へ繰り越すとともに、その財源としまして、当該歳入予算24億2922万6000円も繰り越したことにより、予算現額よりも調定額及び収入済額が約24億7653万7000円下回ったところであります。

同項8目教育費国庫補助金につきましては、当初予算額を6911万5000円とし、補正予算額22億1173万2000円並びに前年度からの繰越財源充当額11億7332万9000円を加えた34億5417万6000円を予算現額と見込んでおりました。これは、小・中学校普通教室へのエアコン設置や、筒井小学校校舎等改築事業に伴う財源として、学校施設環境改善交付金等の国庫補助金を補正計上したところでありましたが、事業が複数

年度にまたがることから、歳出予算29億7047万7000円を翌年度へ繰り越すとともに、その財源として、当該歳入予算14億1535万2000円を繰り越したことにより、予算現額よりも調定額及び収入済額が約17億2967万4000円下回ったところであります。

続きまして、17款県支出金における増減理由についてお答えいたします。

令和2年度決算における歳入17款県支出金のうち、1項県負担金1目民生費県負担金につきましては、当初予算額を69億7689万2000円とし、補正予算額2億659万2000円を加えた71億8348万4000円を予算現額と見込んでおりました。これは、主に子どものための教育・保育給付費県負担金で私立保育所等運営事業の歳出と連動したものでありますが、保育所等に給付している運営費等に不用額が発生し、予算現額よりも調定額及び収入済額が約3億8859万3000円下回ったところであります。

2項県補助金2目民生費県補助金につきましては、当初予算額を7億9890万円とし、補正予算額6097万3000円並びに前年度からの繰越財源充当額9072万円を加えた9億5059万3000円を予算現額と見込んでおりました。これは、主に介護基盤緊急整備事業補助金等において、老人福祉施設整備費補助金交付事務等の交付対象の施設整備が複数年度にまたがることから、翌年度へ歳出額7180万5000円を繰り越したことに伴う財源とし、そのほか、乳幼児はつらつ育成事業費補助金等について、歳出の不用額に連動した財源であり、予算現額よりも調定額及び収入済額が約1億8410万2000円下回ったところであります。

同項5目農林水産業費県補助金につきましては、当初予算額を3億2266万円とし、補正予算額1億1502万4000円並びに前年度からの繰越財源充当額868万8768円を加えた4億4637万2768円を予算現額と見込んでおりました。これは、主に農業経営の発展に必要な機械等を導入する際に支援する経営体育成対策事業費補助金支出に伴う財源でありましたが、補助交付額が予算計上額よりも少なく、不用額となったことから、予算現額よりも調定額及び収入済額が約1億12万円下回ったところであります。

続きまして、18款財産収入の増減理由についてお答えいたします。

令和2年度決算における歳入18款財産収入のうち、2項財産売払収入4目生産物売払収入につきましては、当初予算額を6526万8000円とし、補正予算額169万6000円を加えた6696万4000円を予算現額と見込んでおりました。これは、国有地等を利用して、国・市・各部分林組合と連携し、造成・保育を行っております部分林の売却額が当初見込んでいた額よりも減となったことから、予算現額よりも調定額及び収入済額が約3815万1000円下回ったところであります。

次に、19款寄附金の増減理由についてお答えいたします。

令和2年度決算における歳入19款寄附金につきましては、当初予算額を1億9604万6000円とし、補正予算額3億2584万5000円を加えた5億2189万1000円を予算現額と見込んでおりました。これは、寄附金の当初予算見込額からの急増に備え、補正により、予算の追加計上いたしました結果としまして、予算現額よりも調定額

及び収入済額が約1682万9000円下回ったところであります。

次に20款繰入金の増減理由についてお答えいたします。

令和2年度決算における歳入20款繰入金のうち、3項基金繰入金1目青森市財政調整積立金繰入金につきましては、当初予算額を7億9599万5000円とし、補正予算額6億1978万3000円を加えた14億1577万8000円を予算現額と見込んでおりました。この青森市財政調整積立金繰入金は予算全体の財源調整をするための繰入金であり、決算見込みにより、当初予定していた金額を繰り入れる必要がなくなったことから、予算現額よりも調定額及び収入済額が約10億円下回ったところであります。

次に、22款諸収入の増減理由についてお答えいたします。

令和2年度決算における歳入22款諸収入につきましては、当初予算額を24億7672万円とし、補正予算額10億346万8000円を加えた34億8018万8000円を予算現額と見込んでおりました。これは、22款諸収入のうち、5項雑入5目雑入において、生活保護受給者に係る生活保護法第63条返還金等については、返還見込みが立てられないことから、これまで当初予算における科目計上としております。今年度につきましては、調定額が約3億8311万4000円となったことなどにより、予算現額よりも調定額が約4億1798万1000円上回ったところであります。

以上でございます。

**○橋本尚美委員長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時15分からといたします。

### 午前11時3分休憩

---

### 午前11時15分再開

**○橋本尚美委員長** 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

奈良祥孝委員。

**○奈良祥孝委員** それでは、先ほど、答弁ありがとうございました。税務部長と企画部長、ちょっとボリュームあったなというふうに思っています。特に、企画部長については、他課・他部にまたがることをまとめて御答弁いただき、ありがとうございます。感謝申し上げます。

それでは次の質疑に入ります。同じく、6ページ、7ページの歳入歳出の表の歳入のほうについて、令和2年度決算における新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予及び減免の実績をお示してください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。税務部長。

**○川村敬貴税務部長** 奈良委員の令和2年度における新型コロナウイルス感染症

に係る徴収猶予及び減免の実績についての御質疑にお答えいたします。

令和2年度において、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における特例措置として、徴収猶予の特例制度を適用した実績は、市・県民税につきましては、個人・法人合計で125件、6588万4000円……(発言する者あり)失礼しました。6588万4400円、固定資産税につきましては128件、2億4048万6000円、入湯税につきましては2件、893万9850円、国民健康保険税につきましては57件、603万7600円となっており、全体では312件、3億2134万7850円となっているところであります。また、令和2年度における新型コロナウイルス感染症に係る減免実績は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度、収入が下がった方々等に対して、前年の合計所得額に応じて、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料において、保険税等の全額から10分の2を減免したもので、国民健康保険税については509件、9425万8000円、後期高齢者医療保険料については26件、223万8000円となっているところであります。

以上でございます。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** 奈良委員からの新型コロナウイルス感染症に係る減免の実績についての御質疑のうち、介護保険料の減免実績についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方への令和2年度の介護保険料の減免実績につきましては、申請件数139件に対し、減免件数が137件、減免額が821万9400円となっております。

**○橋本尚美委員長** 奈良委員。

**○奈良祥孝委員** それぞれ答弁ありがとうございました。

次は、私の一般質問での答弁に関わる関係でお伺いします。令和2年度決算における催告強化の実績をお示しくください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。税務部長。

**○川村敬貴税務部長** 令和2年度における催告強化の実績についての御質疑にお答えいたします。

副市長を本部長とする青森市収納対策本部では、毎年度、収納対策を策定して債権の適正管理を推進しており、催告の強化は、その一環として取り組んできているところであります。収納対策本部では、特に市の財政に与える影響が大きい一般会計及び特別会計における市税、国民健康保険税等並びに公営企業会計における医業未収金、水道料金及び下水道使用料の15の歳入項目について、収納対策の取組状況を個別・具体的に検証し、その進行管理を行っており、これらの項目に係る令和2年度における催告の実績は、文書催告が10万2053件、電話催告が2万6560件、臨戸訪問による催告が3730件、青森市納付お知らせセンターによる納付勧奨が1万9208件、ショートメッセージサービスによる納付勧奨が851件、合計15万2402件となっているところであります。

以上でございます。

**○橋本尚美委員長** 奈良委員。

**○奈良祥孝委員** 御答弁ありがとうございます。結構な数になったなというふうに感じています。これについては以上で終わります。

次、強制徴収の徹底・行政サービスの制限の関係では、制限についてお伺いをします。

これも一般質問での答弁にあったものであります。令和2年度決算における著作権使用料、診療報酬、弁護士報酬の差押えの実績をお示してください。

次に、2つ目、これもまとめて聞きます。令和2年度決算における行政サービスの制限について、その実績をお示してください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。税務部長。

**○川村敬貴税務部長** 奈良委員からの令和2年度における差押えの実績と行政サービスの制限の実績につきまして、順次お答え申し上げます。

令和2年度における市税等の滞納処分に係る差押えは、青森市収納対策本部で決定した令和2年度収納対策における強制徴収の徹底として取り組み、差押対象財産を新たに、著作権使用料、診療報酬、弁護士報酬まで拡充して執行したところであります。令和2年度における市税等の滞納処分に係る差押実績は全体で575件で、その徴収金額は1億1359万9072円となっており、そのうち、著作権使用料につきましては1件、徴収金額は45万5230円となっており、診療報酬につきましては4件、徴収金額は430万7170円、また、弁護士報酬につきましては1件、徴収金額は8万2113円、合計6件、徴収金額484万4513円となっているところであります。

続きまして、行政サービスの制限につきましてであります。行政サービスの利用制限は、市財政の根幹をなす市税の滞納を抑止することを目的として、青森市収納対策本部で決定する収納対策の一環として取り組んできているところであります。令和2年度において、市税に滞納がある場合において、市が提供する各種行政サービスの利用制限を行ったケースは、事業継続支援緊急対策事業補助金で96件、農林水産物活用緊急支援事業補助金で10件、成人式レンタル衣装キャンセル料助成金で1件、文化芸術創造活動緊急対策事業補助金で1件、市営住宅入居申込みで3件、行政財産目的外使用許可で1件の合計112件となったところであります。

以上でございます。

**○橋本尚美委員長** 奈良委員。

**○奈良祥孝委員** ありがとうございます。それぞれ、結構、数があるなというふうに感じました。びっくりしました。

次の質疑は、納付機会の拡大についてであります。

1つは、スマートフォン決済の実績をお示してください。令和元年度と令和2年度の実績の割合をお示してください。実は、これは、私が質問して実行できたものですので、興味があるところであります。お願いします。

続いて、同じくクレジットカード払いの実績をお示してください。これは令和元年

度で結構です。いずれも継続して質問してきた経緯もありますので、よろしくお願い致します。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。税務部長。

**○川村敬貴税務部長** 続きまして、スマートフォン決済の実績についての御質疑にお答えいたします。

スマートフォンによる市税等の納付としては、青森市収納対策における納付機会の拡大の一環として、令和元年度からネットバンキング納付を実施しており、その実績と収入額全体に占める割合は、市・県民税は126件、497万6000円で全体の0.14%……(発言する者あり)失礼しました。市・県民税は126件、497万6800円で、全体の0.14%、固定資産税は218件、411万400円で、全体の0.03%、軽自動車税は65件、48万6700円で、全体の0.07%、国民健康保険税は101件、303万4400円で、全体の0.08%、合計510件、1260万8300円で、全体の0.05%となっているところであります。

令和2年度からはネットバンキング納付に加え、新たにクレジットカード払いを開始したところでありまして、その合計は、市・県民税は918件、3364万5600円で、全体の1.0%、固定資産税は1724件、3743万5100円で、全体の0.24%、軽自動車税は577件、467万1200円で、全体の0.65%、国民健康保険税は559件、1223万5200円で、全体の0.32%、合計で3778件、8798万7100円で、全体の0.38%となっているところであります。

次に、クレジットカード払いの実績であります。スマートフォン決済のうち、令和2年度から実施しているクレジットカードの納付の実績と、収入額全体に占める割合としては、市・県民税は747件、2561万100円で、全体の0.76%、固定資産税は1376件、3155万7700円で、全体の0.20%、軽自動車税は481件、397万1300円で、全体の0.55%、国民健康保険税は395件、789万7000円で、全体の0.21%、合計で2999件、6903万6100円で、全体の0.29%となっているところであります。

以上でございます。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。市民病院事務局長。

**○岸田耕司市民病院事務局長** 奈良委員からの市民病院のクレジットカード納付についての御質疑にお答えいたします。

青森市民病院では、医療費収納対策の一環として、患者さんが納付しやすい環境づくりなどを目的として、平成23年4月からクレジットカード決済を導入しているところであります。

令和元年度及び令和2年度の個人負担分の医療費納付額に占めるクレジットカード決済での納付額及びその割合についてであります。令和元年度は、個人負担分の納付総額9億2768万9654円に対し、クレジットカードによる納付額は1億8895万6384円で、納付総額に占める割合は20.4%、令和2年度は、個人負担分の納付総額8億5435万1503円に対し、クレジットカードによる納付額は1億7310万7631円で、

納付総額に占める割合は20.3%となり、0.1ポイント減となったものの、クレジットカードの利用件数は、令和元年度の1万4438件から令和2年度は835件増の1万5273件となり、年々増加している状況にあるところであります。

**○橋本尚美委員長** 奈良委員。

**○奈良祥孝委員** それぞれについての御答弁ありがとうございました。

続いて、外部委託の推進について質疑をさせていただきます。

まず、平成30年度から令和2年度までの債権回収会社への委託実績をお示しく下さい。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。税務部長。

**○川村敬貴税務部長** 平成30年度から令和2年度までの債権回収委託の実績についての御質疑にお答えいたします。

債権回収の委託は、青森市収納対策本部で決定した収納対策における外部委託の推進として取り組んできているものでありまして、平成30年度から令和2年度までの委託による債権の回収件数及び金額は、平成30年度は、母子父子寡婦福祉資金貸付金が14件、68万1720円、市営住宅使用料が1件、18万円、市民病院診療費が125件、85万8083円、水道料金が78件、58万267円……(発言する者あり)失礼しました。水道料金が78件、57万267円、合計218件、229万70円となっているところであります。令和元年度は、母子父子寡婦福祉資金貸付金が17件、144万2930円、市営住宅使用料が1件、18万円、市民病院診療費が96件で、60万3167円、浪岡病院診療費が3件、4万2711円、水道料金が116件、71万2808円、合計233件、298万1616円となっているところであります。令和2年度は、母子父子寡婦福祉資金貸付金が12件、126万2665円、市営住宅使用料が1件、23万5700円、市民病院診療費が142件、113万2153円、浪岡病院診療費が3件、5万2132円、奨学資金貸付金が87件、64万8400円、合計245件、333万1050円となっているところであります。

以上でございます。

**○橋本尚美委員長** 奈良委員。

**○奈良祥孝委員** ありがとうございました。

続いて、これも私の一般質問での答弁に関係するものであります。2つ続けて聞こうかな。そのほうがいいかな。

平成30年度から令和2年度までの債権回収会社の委託のうち、弁護士法人の回収実績という答弁がありましたので、弁護士法人の回収実績をお示しく下さい。併せて、令和2年度から債権回収委託の——これも答弁であったんですが、委託の対象に加えた債権をお示しく下さい。何か、今までであれば5項目だったのが、今度からは10項目に増えたよということでもありますので、この増えた項目もお知らせください。

以上です。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。税務部長。

**○川村敬貴税務部長** 奈良委員からの弁護士法人の回収件数及び金額についての御質疑と令和2年度から債権回収委託の対象に加えた債権項目についての御質疑に順次お答えいたします。

初めに、弁護士法人の回収件数及び金額についてであります。本市では、外部委託の推進として、令和2年度から債権回収の委託先を債権回収株式会社のほかに、弁護士法人を追加したところでありまして、この弁護士法人への委託による債権の回収件数及び金額は、市民病院診療費が142件、113万2153円のうち、55件、48万6245円、浪岡病院診療費が3件、5万2132円のうち、2件、6760円の合計245件、333万1050円のうち、57件、49万3005円となっているところであります。

続きまして、令和2年度から債権回収の委託に加えた項目であります。本市では、平成23年から市が保有する未収債権のうち、市外在住、居所不明、その他対応困難案件について、母子父子寡婦福祉資金貸付金、市営住宅使用料、市民病院診療費、浪岡病院診療費、水道料金の5つの債権を、債権回収会社へ委託を開始したものでありますけれども、令和2年度からは、外部委託の推進として、これらの債権に加え、損失補償金返済金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料、奨学資金貸付金、受託工事費の5つの債権を追加して、合計10の債権について、回収を委託したところであります。

以上でございます。

**○橋本尚美委員長** 奈良委員。

**○奈良祥孝委員** 御答弁ありがとうございました。

それでは、歳入の最後、その他として、毎回聞いているんですが、不納欠損額についてお聞きいたします。

令和元年度決算と令和2年度決算を比較して、増額となったものについて、その理由をお示してください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。税務部長。

**○川村敬貴税務部長** 令和元年度と令和2年度を比較して、不納欠損額が増加した項目とその理由についての御質疑にお答えいたします。

税務部が所管いたします歳入項目のうち、令和2年度において、不納欠損額が増加した項目は、市民税普通徴収、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の計5項目となっております。

項目別における不納欠損額は、現年課税分及び滞納繰越分の合計で、市民税普通徴収については、令和元年度は3519万8216円で、令和2年度が3848万7809円の328万9593円の増、法人市民税については、令和元年度が219万3283円で、令和2年度が276万3309円の57万26円の増、固定資産税については、令和元年度は1億3582万9814円で、令和2年度が1億4253万5625円の670万5811円の増、軽自動車税については、令和元年度は469万165円で、令和2年度が578万5431円の109万5266円の増、国民健康保険税については、令和元年度は1億9971万9953円で、令和2年度が2



億5065万2159円の5093万2206円の増となっているところであります。

令和2年度において、不納欠損額が増加した理由としては、滞納者の資力調査等を行ってきた結果、無財産・生活困窮・居所不明者等への滞納処分執行停止後3年経過したものが増加したこと及び即時消滅が増加したことによるものであります。

以上でございます。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** 奈良委員からの不納欠損額が増加した項目とその理由についての御質疑にお答えいたします。

福祉部が所管しております歳入項目のうち、令和2年度決算において、不納欠損が増加した項目は、生活保護受給者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときに発生する返還金である生活保護法第63条返還金、生活保護費の過払い等による戻入のうち、出納閉鎖までに返納されなかったものについて、翌年度に歳入として調定した生活保護費過年度分返還金の2項目であります。

まず、生活保護法第63条返還金の不納欠損額につきましては、前年度と比較して792万7125円増の1206万4854円となっております。また、生活保護費過年度分返還金の不納欠損額につきましては、前年度と比較して144万9725円増の327万5985円となっております。

不納欠損額が増加した理由といたしましては、生活保護法第63条返還金及び生活保護費過年度分返還金ともに、生活保護廃止後において、督促に応じず、納付がないまま時効が到来し、不納欠損処理した件数が増加したものの、また、死亡による生活保護廃止者において、債権を相続する親族がいないもの及び相続放棄による債権放棄により、不納欠損処理した件数が増加したことによるものであります。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。水道部長。

**○横内修水道部長** 不納欠損額が増となった項目と理由についての御質疑のうち、水道部所管分についてお答えいたします。

まず、下水道使用料の令和2年度の不納欠損額が前年度比較で2858万6155円増の4059万6068円となっております。増加した主な理由といたしましては、平成27年度に督促に係る事務を企業局長に委任するための規則改正をした際、改めて、過去5年間の未納者全員に対して、督促状を送付したことで時効が中断し、以降、居所や財産、相続人調査等の債権回収への努力を続けたものの、それらが令和2年度末で時効を迎え、不納欠損となったことによるものであります。

次に、農業集落排水施設使用料の令和2年度の不納欠損額が前年度比較で25万7910円増の34万5539円となっており、増加した主な理由といたしましては、居所不明や死亡による債権放棄が増えたことによるものであります。

最後に、水道事業会計において、令和2年度の受託工事収入、これは、工事等によって、水道管を破損した場合の修繕費用や水道管の切り回しが必要になった場合の工事費用を原因者に負担いただくものであります。この不納欠損額が前年度額

から皆増となる2者分で82万491円となっております。破産手続が終結したもの1者と、事実上、倒産状態となり、徴収停止後3年を経過したもの1者を不納欠損としたものであります。

以上でございます。

**○橋本尚美委員長** 奈良委員。

**○奈良祥孝委員** それぞれの答弁ありがとうございました。おおむね歳入項目が——1時間経過しましたね。以上で歳入の関係を終わります。ありがとうございます。

続いて、歳出のほうに入ります。

歳出では、一応、決算審査ということで、私は、5つの項目について、注意をして審査するようにしています。1つ目、費目の流用、予備費の使用が不当に行われなかったか、また、予算超過の支出はないか。2つ目、法令に違反した支出が行われていないか。3つ目、予算額に比べて、支出の執行はどうか、多額の不用額が生じた場合、その理由は何か。4つ目、予定した収入が減収となり、財源不足が生じた場合、歳出の執行をどう処理したのか。5つ目、一時借入金の利払いがどれくらいあり、なぜ借入れしなければならなかったのか、また、返済の時期を漫然と遅らせ、無用の利払いをしていないか、という5つの項目について、着眼点にして、質問を行ってきましたし、今回も、それについて質疑していきたいと思っています。

1つ目、決算付属書の2ページ、3ページ目に総括表があります。その中に不用額の項目があります。

そこでお伺いします。令和元年度決算より不用額が約13億円増えているが、その要因をお示してください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。企画部長。

**○織田知裕企画部長** 令和2年度決算書におけます歳出不用額の増要因についてお答えいたします。

決算書に記載されております不用額とは、歳出予算現額から支出済額及び翌年度繰越額を控除した額であり、歳出予算現額のうち、支出されないこととなった金額であります。不用額が生じる具体的な要因・事情につきましては、入札などによる予算の経済的・効率的な執行や経費節減、予算編成後の予見し難い事情の変更など、多様な要因・事情が挙げられます。

令和2年度決算書におけます歳出不用額約58億6900万円の主な要因であります。入札に伴う事業費の変更による不用額など、例年発生いたします不用額のほか、令和2年度の特徴であります。新型コロナウイルスワクチン接種事業につきまして、国の方針により、予算執行が令和2年度から令和3年度に変更となったことや、新型コロナウイルス感染症による受診控えなどの影響による子ども医療費助成など、扶助費の減などが不用額の増要因となっております。

**○橋本尚美委員長** 奈良委員。

**○奈良祥孝委員** ありがとうございます。理由は分かりました。私も、過去十数年の決算書をひもといて、不用額を調べてみました。確かに、今より多いときもありました。平成22年度なんかは約66億円ですよね。特別会計を足すと約94億円です。このようになってはいるんですが、考え方なんでしょうけれども、やっぱり気になったのは、不用額が——どうしても気になりました。

一般会計にも特別会計にも、歳出の不用額は発生します。私も不用額を否定するものではありません。さきの一般質問の市長答弁にもあったように、各種事業の中止や縮小等の見直しによって、経費の縮減や人件費の不用額等で約5億8000万円の一般財源を捻出したという答弁がありました。一般会計で約58億6900万円、特別会計で約28億6600万円、合計約87億3000万円の不用額であります。

さきにも述べましたが、決して否定するものではありませんし、経費節減の努力といえ、そのとおりですし、また、次の年に使えるお金といえ、それまでであります。ただ、私は、補正を行い、現実には即した予算規模に抑える必要があるというふうに考えています。これは、あくまでも私の考えであり、正しいかどうか分かりません。他都市の例では、監査委員の決算審査意見書に、多額の不用額について、意見を述べている自治体もあります。

そこで、代表監査委員の見解をお聞きしたいところではありますが、不用額に対する見解をお示してください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。代表監査委員。

**○出町文孝代表監査委員** 奈良委員の御質疑に対してお答えいたします。

確かに、不用額というのは、余ることになるわけですが、本来、予算がしっかり組まれていけば、そんなに余らない、それが普通なんだろうなというふうに私も思います。しかしながら、市のほうが、各原課におきまして、みんな、努力しているわけですので、その辺は認めてあげると。こういうことが必要なんじゃないかなとそういうふうに思います。そういうことでよろしいでしょうか。

**○橋本尚美委員長** 奈良委員。

**○奈良祥孝委員** はい。代表監査委員、すみませんね、突然に振って。いや、実は、他都市の例を見ても、決算審査のときに、不用額について意見している監査委員があるんです。特に多くなったりすると、それについて、どうなんだというふうに言っています。青森市の場合は、それはやってないです。

ただ、決算審査の過程において、不用額は幾らだよ、これについては不用額がこれ、これについては不用額がこれだというふうには数字として出していますので、そこは分かります。ただ、私も、さっき言ったみたいに、やっぱり、私の不用額に対する考え方なのかもしれないけれども、今おっしゃったように、予算というのをきっちり組んで、それで、さっき聞いたみたいに、予算現額と調定額は変わってくるんだから、補正するんだったらして、極力、私は、予算規模を縮小というか、実態に合わせた予算規模にするためにも、不用額というのは少ないほうがいいのでは

ないかなというふうな考え方の持ち主だということだけを言って、この項目は終わります。ありがとうございました。

続いて、6ページ、7ページの歳出の表についてです。

新型コロナウイルス感染症対策における総支出額をお示してください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。企画部長。

**○織田知裕企画部長** 新型コロナウイルス感染症対策として支出した総額についてお答えいたします。

令和2年度決算におけます新型コロナウイルス感染症対策としまして、既存予算で対応しました消毒液等の購入経費は除きますが、事業単位で把握できているものの総額につきましては345億2965万円となったところであります。主な事業であります。特別定額給付金事業で約281億円、地場産業振興資金融資事業(特別小口枠)で約10億円、青森市プレミアム付商品券事業で約8億円、G I G Aスクール推進事業で約6億円、子ども子育て応援給付金給付事業で約5億円などがあります。令和3年度に繰越しをいたしました小・中学校へのエアコン設置費用は除いた額ということになります。

以上でございます。

**○橋本尚美委員長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時からといたします。

## 午前11時55分休憩

---

## 午後1時再開

**○橋本尚美委員長** 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

奈良祥孝委員。

**○奈良祥孝委員** それでは、午前中の質疑に引き続いて、歳出の各項目について質疑を続行させていただきます。

1つ目は、133ページ、2款総務費2項徴税費1目課税費に関連して、住宅用地適用誤りに係る固定資産税過誤納金補填金1127万7349円、さらには家屋構造の適用誤りに係る固定資産税過誤納金補填金359万529円、軽自動車税環境性能割徴収取扱費交付金66万5835円、この概要をお示してください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。税務部長。

**○川村敬貴税務部長** 住宅用地適用誤りに係る固定資産税過誤納金補填金等の概要についての御質疑にお答え申し上げます。

初めに、住宅用地適用誤りに係る固定資産税過誤納金補填金についてであります

が、地方税法においては、住宅が建っている土地の税負担を軽減する、いわゆる住宅用地の特例が規定されており、家屋の滅失や店舗からの用途変更等について、市がその状況を的確に把握できていなかった際に、この軽減特例の適用誤りが発生しているところであります。所有者からの申出等により、住宅用地の軽減特例の適用誤りが判明した際は、地方税法の規定では、遡及により、税額の更正を行い、還付できるのは最大5年とされているところであります。

適用誤りが5年を超えて遡る場合においては、国家賠償法に係る判例を受けて制定した青森市固定資産税過誤納金補填金支払要綱に基づき、20年を限度として、補填金により支払っているものであり、令和2年度においては33件、1127万7349円の支払い実績となっているところであります。

次に、家屋構造の適用誤りに係る固定資産税過誤納金補填金についてであります。家屋の評価は、地方税法に基づく総務大臣の告示によって定められた固定資産評価基準によって行っており、このたび判明した家屋構造の適用誤りは、鉄骨造りである市内の工場について、誤って、鉄筋コンクリート造りに用いるべき評価基準を適用してしまったものであります。その税額を、11年遡って、適正な額に構成する必要があったことから、5年遡る分については、地方税法の規定により、322万4800円の還付を行い、5年を超えて11年まで遡る分については、補填金として359万529円を返還したところであります。

続きまして、軽自動車税環境性能割徴収取扱費交付金についてであります。税制改正により、令和元年10月1日から、県税であるところの自動車取得税の廃止に伴い、環境性能割が導入され、市税である軽自動車税の環境性能割について、県が、当分の間、賦課徴収を行うこととされたところであります。この県が行う軽自動車税環境性能割の賦課徴収事務に要する費用を補償するために、地方税法において、市は、県に対し、軽自動車税環境性能割徴収取扱費として、県が徴収した軽自動車税環境性能割の額の5%を交付することと規定されているところであります。令和2年度においては、市が県に交付した軽自動車税環境性能割徴収取扱費交付金は、令和元年度中に県が徴収した軽自動車税環境性能割790件に対する66万5835円となっているところであります。

以上でございます。

**○橋本尚美委員長** 奈良委員。

**○奈良祥孝委員** ありがとうございます。今回、補填金と書いてあったものだから、あれっ、何かなという感じで、質疑させていただきました。税務部長、ありがとうございます。

続いて、同じく——これも税部部長になるのかな。135ページ、同じく2款総務費2項徴税費2目徴収費のところ、コンビニエンスストア等収納代行業務委託料として1206万63円支出していますが、これについての実質収支をお伺いしたいと思います。というのも、いろんなところに業務代行していても、手数料が必ずかかる、委

託料がかかる、それはいいんだけど、じゃあ、実際、幾ら入って、幾ら出しているのか、その辺をちょっと聞きたいなと思って、質疑しました。お願いします。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。税務部長。

**○川村敬貴税務部長** コンビニエンスストア等収納代行業務委託に係る実質収支についての御質疑にお答えいたします。

令和2年度において、本市が収納代行業務を委託した納付手段は、コンビニエンスストア納付、ネットバンキング納付及びクレジットカード納付の3種類となっており、これら納付手段に係る実質収支は、合計収入額が36億5297万9336円に対し、合計委託料が1663万1181円で、差引き36億3634万8155円となっているところであります。

以上でございます。

**○橋本尚美委員長** 奈良委員。

**○奈良祥孝委員** ちょっと聞きたいんですけど、今の税務部長の答弁では、委託料が約1663万円でしたよね。それで、これは——そうか、私は、コンビニエンスストア業務委託料として1206万63円というふうに決算書にあったんだけど、この差は何ですか。分かりますか。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。税務部長。

**○川村敬貴税務部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

ネットバンキングの手数料とクレジットカードの納付の手数料、これらの分も含めて、1663万円幾らということになります。

**○橋本尚美委員長** 奈良委員。

**○奈良祥孝委員** ありがとうございます。そうすると、私の言った約1200万円はこれに入っているということですね——はい、ありがとうございます。分かりました。

次、195ページ、4款衛生費2項清掃費1目塵芥処理費、清掃施設（新ごみ処理施設）運営・維持管理モニタリング支援業務委託料に924万円とありますが、これについて、概要をお示してください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○高村功輝環境部長** 奈良委員からの歳出についての御質疑のうち、清掃施設モニタリング支援事業についてお答えいたします。

青森市清掃工場は、設計・施工を行う建設事業と、長期間にわたる運転、点検・検査、補修及び更新などを行う運営事業を一体的に民間事業者が行うDBO、いわゆる公設民営方式により整備したものであり、平成27年4月1日の供用開始から令和17年3月31日までの20年間を運営事業の委託期間としているものであります。

青森市清掃工場の運営に当たりましては、運営事業者による施設の運営が市の定める要求水準を満たしているかをチェックするため、青森市清掃施設（新ごみ処理施設）運營業務委託契約書第9条に基づき、市がモニタリングを実施することとし

ており、このモニタリングの実施に当たり、より専門的な見地からの確認や助言を受けるため、コンサルタント会社と運営・維持管理モニタリング支援業務委託契約を締結しているところであります。

当該モニタリング支援業務の具体的な内容につきましては、運営・維持管理モニタリングとして、運営事業者が提出する運転帳票・業務報告書及び各種計画書の審査及び調査の支援、財務状況モニタリングとして、運営事業者が作成する経営状況に関する報告書についての評価・分析、その他モニタリングといたしまして、安全管理や作業環境管理、事故・災害等発生時の対応などに関する確認、その他事業契約に基づく各種協議への参加並びにアドバイスなど、本事業を円滑に進める上で必要な支援を実施しているものがその内容であります。

**○橋本尚美委員長** 奈良委員。

**○奈良祥孝委員** 答弁ありがとうございました。特に、モニタリング支援業務委託とあったものだから、何だろうなと思って、質疑させていただきました。ありがとうございます。

次は、209ページ、6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費について。

これも、私は聞き慣れない言葉だったので、質疑させていただきます。地域農政推進協力交付金として201万2000円が出ていますが、この概要をお知らせください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。農林水産部長。

**○大久保文人農林水産部長** 奈良委員の地域農政推進協力交付金についての御質疑にお答えいたします。

地域農政推進協力交付金は、地区ごとの農家の集まりである農事振興会が行います農政情報等の集落内農家への伝達・配布、意見の取りまとめ、また、定期及び災害予測時における農道・用水路の巡回及び維持管理などの活動に対しまして、各地域の農事振興会へ交付しているものであります。これにより、地域農政の推進と円滑な運営、農業集落コミュニティーの維持に寄与しているところであります。

各地区の農事振興会への交付につきましては、交付金の支給を希望する農事振興会数及び構成する会員戸数で積算しているものでありまして、平成2年度につきましては……(「令和」と呼ぶ者あり)失礼いたしました。令和2年度につきましては、92振興会に対しまして、201万1923円を交付しているところであります。

**○橋本尚美委員長** 奈良委員。

**○奈良祥孝委員** 分かりました。ありがとうございます。

続いて、243ページ、8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費について、ミッドライフタワー融雪装置電気料負担金に20万3956円が計上されておりますが、私もミッドライフタワーに市の施設というのは知らなかったものですので、この概要についてお知らせください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○平岡弘志都市整備部長** ミッドライフタワー融雪装置負担金についての御質疑

にお答えいたします。

青森駅前に建設されましたミッドライフタワーは、青森駅前第一地区再開発事業により整備され、この整備の際に、建物外周の歩道部に融雪装置を設置しており、平成18年から供用が開始されております。本歩道融雪は、ミッドライフタワーの建物に面して、青森県が管理する道路、いわゆる新町通りの歩道から、青森駅前交番西側に隣接する青森駅前公園地下駐車場出入り用建屋の前面歩道部まで設置されているほか、ミッドライフタワー敷地内にも設置されており、ミッドライフタワー管理組合、青森県、本市の3者による協定書に基づき、管理区分に応じて、それぞれの管理者が維持管理しているものであります。また、融雪装置負担金とは、運転の際に生じる電気料金について、管理区分に応じた電気料金を予算措置し、負担しているものであります。

**○橋本尚美委員長** 奈良委員。

**○奈良祥孝委員** ありがとうございます。ということは、道路の融雪装置の電気料ということですね——はい、分かりました。ありがとうございます。

続いて、253ページ、8款土木費4項都市計画費3目公共下水道費について。

ここに、使用料減免（新型コロナウイルス感染症対策）に要する経費に3億4090万1000円と。あと、下水道事業債（臨時措置分）及び下水道事業債（特例措置分）の元金償還額に2億5583万1000円とありますが、この概要をお知らせください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。企画部長。

**○織田知裕企画部長** 下水道事業に係る繰出金についてお答えいたします。

下水道事業に係る負担金及び補助金は、下水道事業会計に対する一般会計からの繰出金で、その繰り出しに当たっては、企業経営における料金収入による独立採算制が原則であることから、経営に伴う収入をもって充てることができない経費を毎年度、総務省から示される繰り出し基準に基づき、繰り出しをしております。

決算書に備考として記載している項目のうち、下水道事業債の特別措置分につきましては、平成18年度の地方財政措置の変更により、それ以前に発行許可された下水道事業債の元利償還金に対する地方財政措置に影響が生じないように、発行が認められたものであります。下水道事業債の臨時措置分につきましては、下水道整備の一層の促進を図るため、補助事業と連携し行う平成14年度までの地方単独事業に対し、補助事業と同等の財源措置となるよう、臨時的に発行が認められたものであります。それから、下水道事業債の特例措置分につきましては、平成5年度の国庫補助制度の変更に伴い、増加する地方負担額について、臨時的に発行が認められたものであります。

これら当該経費は、元来、一般会計で負担すべきものでありますことから、当該年度に係る元利償還分を一般会計から全額繰り出すものであります。

**○橋本尚美委員長** 奈良委員。

**○奈良祥孝委員** ありがとうございます。要は、一般会計と企業会計のやりとり



の関係ですね。一般会計で、本来、負担すべきものを企業会計のほうに移したという考え方ですね——はい、分かりました。ありがとうございます。

次、住宅関係ですので、2つ続けていきます。都市整備部長、お願いします。

257ページ、8款土木費5項住宅費1目住宅総務費の土地借上料に90万3000円とありますが、どんなものなのか、ちょっとお伺いしたいなと思っています。私もちょっと認識不足でした。

259ページ、8款土木費5項住宅費1目住宅総務費の中に、市営住宅駐車場除排雪業務補助金というものに568万円ほど計上がありましたけれども、これについて、概要を御説明願います。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○平岡弘志都市整備部長** 土地借上料についての御質疑にお答えいたします。

住宅費の使用料及び賃借料における土地借上料は、市営住宅桂木団地の通路及び駐車場用地として、東日本旅客鉄道株式会社から借り上げている土地の賃料であります。市営住宅桂木団地は、平成5年に建設された車椅子利用者専用住宅であり、敷地が狭く、通路及び駐車場用地が確保できないことから、隣接する東日本旅客鉄道株式会社所有の鉄道用地の一部を通路・駐車場用地として賃借しているところがあります。

続きまして、市営住宅駐車場除排雪業務補助金についての御質疑にお答えいたします。

市営住宅駐車場除排雪業務補助金は、冬期間における市営住宅駐車場の利便性の向上を図るため、各団地に組織された市営住宅駐車場管理組合に対し、除排雪費用の一部について補助を行うものであります。補助金の額は、12月から3月までの間の駐車場使用料として納付された額と駐車場管理組合が業者に委託して行った駐車場の除排雪業務に要した実額の2分の1に相当する額のいずれか低い額となっております。

**○橋本尚美委員長** 奈良委員。

**○奈良祥孝委員** 御答弁ありがとうございます。土地借上料については、桂木団地の通路とか、そういうところをJR東日本から借りているということでした。分かりました。

あと、除排雪業務補助金についても、要綱などを定めてやっているようですので、それに従って、多分やられたんだなというふうに思っています。分かりました。ありがとうございます。

次からは、教育委員会の関係になりますので、まとめて質疑をさせていただきます。

269ページ、10款教育費1項教育総務費2目指導研修費の中に、G I G Aスクールサポーター配置業務委託料ほか20件とあります。「ほか」というのは、大体どんなものなのかお伺いします。

次、277ページ、同じく10款教育費3項中学校費1目学校管理費の中に、西中学校水道加入金に181万5000円とありました。あそこは、水道がもう通っているんだけど、どうしてなのかなと思いましたので、お伺いします。

同じく、ちょっとページは戻りますが、273ページ、10款教育費2項小学校費1目学校管理費に関連をして、佃小学校外5校校舎トイレ改修工事設計業務委託料に500万円というふうにあります。これらに関連して、小・中学校のトイレの洋式化で、生徒の環境は分かるんですが、教職員用トイレの洋式化について、その実態をお示してください。これは、特に、働く先生方、教職員の方からも求められていたものですので、お伺いをさせていただきます。

次に、281ページ、10款教育費5項社会教育費1目社会教育総務費の中に、市民文化祭開催事業負担金ほか6件に23万8552円とあります。昨年も、市民文化祭は——今年も中止ですけれども——中止になったんですけれども、ほか6件も含めて、どういものがあつたのかお知らせください。

教育委員会の最後は、297ページ、10款教育費6項保健体育費3目学校給食費について、小学校給食センター等整備運営事業運営モニタリング支援業務委託料に269万5000円、またもやモニタリング支援業務というものが出てきましたので、これについて、概要をお示してください。

以上です。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

**○小野正貴教育委員会事務局教育部長** 奈良委員からの5点の御質疑に順次お答えいたします。

初めに、G I G Aスクールサポーター配置業務委託料ほか20件の概要についてお答えいたします。

G I G Aスクールサポーター配置業務委託料のほか20件の内訳につきましては、成人式開催運営管理業務委託料、未来社会を創造する子どもを育成するための小中一貫及び小・中連携事業委託料、小・中学校情報ネットワーク用パソコン保守業務委託料、青森市統合型校務支援システムI Pアドレス設定変更業務委託料、教育研修センターの清掃等業務委託料や冷温水器保守点検業務委託料など、教育研修センターの施設管理に係る委託料16件となっております。

続きまして、西中学校水道加入金についての御質疑にお答えいたします。

水道加入金は、給水装置を新設または改造する際に納付することが必要となります。令和3年3月に完成いたしました西中学校の水道メーターの口径につきましては、改築の際に、旧校舎で使用しておりました75ミリメートルから100ミリメートルに増径したところであり。増径した場合、増径後の水道加入金から増径前の水道加入金を差し引きました金額の納付が必要となり、改築に伴う西中学校の水道加入金につきましては、増径後の額440万円から増径前の額258万5000円を差し引きました181万5000円を納付したものであります。

続きまして、教職員用のトイレの洋式化の現状についての御質疑にお答えいたします。

小・中学校のトイレにつきましては、生活スタイルの変化に伴い、洋式化のニーズが高まっておりますことから、子どもたちが快適な学校生活を送ることができるよう、令和元年度から、洋式化を中心とした改修を行い、トイレの環境改善を図ってきたところであります。

学校トイレの洋式化は、子どもたちが学校内で1日の大半を過ごします普通教室に近いトイレ及び教職員用トイレを改修することとし、その内容は、トイレブースを拡張し、便器を和式から洋式に変えるほか、トイレの老朽化の状況に応じて、壁や床などの内装の改修も行っております。

これまで、児童・生徒用及び教職員用のトイレの洋式化につきまして、令和元年度は、小学校が浦町小学校、千刈小学校、油川小学校、原別小学校、浜田小学校、幸畑小学校、大野小学校、筒井南小学校、浪岡南小学校、浪岡北小学校の計10校、中学校が古川中学校、沖館中学校、油川中学校、筒井中学校、横内中学校、戸山中学校、北中学校、三内中学校の計8校、合計で18校となっております。令和3年度は小学校のみとし、佃小学校、堤小学校、長島小学校、甲田小学校、三内小学校、浜館小学校、横内小学校、戸山西小学校、新城中央小学校、三内西小学校の計10校となっております。現在、改修工事を進めているところであります。

続きまして、市民文化祭開催事業負担金ほか6件の内訳についての御質疑にお答えいたします。

青森市民文化祭は、市民による文化芸術活動の成果を発表し、広く、鑑賞の機会を提供することによって、文化芸術の創造と発展に寄与するとともに、豊かな市民性の高揚に資することを目的としており、青森市民文化祭実行委員会に対し、市及び事務局であります青森市文化団体協議会が負担金を支出した上で、事業を実施しているところであります。

これまで55回の開催実績があります青森市民文化祭であります。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、実行委員会において、中止を決定したところであります。しかしながら、中止を決定するに当たっての実行委員会の開催や関係各所への中止決定の通知などに要する業務が発生いたしましたことから、これらに要する経費として、市から9万2041円の負担金を支払ったところであります。内訳といたしまして、1つに、業務スタッフの賃金等の人件費、2つに、事務用品、コピー代等の消耗品費、3つに、実行委員会の開催に伴う会議費、4つに、電話料、郵送料、運搬費等の通信運搬費となっております。

なお、市民文化祭開催事業負担金のほか6件につきましては、全国史跡整備市町村協議会加盟市町村負担金、縄文都市連絡協議会負担金などの負担金の支出となっております。

最後に、小学校給食センター等整備運営事業運営モニタリング支援業務について

の御質疑にお答えいたします。

本市の小学校給食センター及び中学校給食センターの運営・施設管理等は、PFIの手法により、平成26年4月1日から施設の供用を開始し、令和11年3月31日までの15年間にわたり、管理運営を行っているところであります。当該事業のモニタリングは、建物の維持管理の状況、給食の調理状況、受託事業者の財務状況等、多岐にわたる項目につきまして、要求水準書や事業契約書等に基づきまして、適切に行われているかを確認していくものであります。

小学校給食センター等整備運営事業運営モニタリング支援業務は、事業契約書等の内容を熟知し、専門的見地による検証作業や資料作成、財務・法務の視点からの助言等を行うことができる総合コンサルタントに委託することにより、本市のモニタリングを支援する業務となっております。

以上でございます。

**○橋本尚美委員長** 奈良委員。

**○奈良祥孝委員** それぞれに当たって、ありがとうございました。

先ほど、小学校給食センター等整備のやつなんですけれども、じゃあ、中学校はどうなんだと聞いたら、この「等」の中に含まれているというふうに聞きましたので、了解しました。ありがとうございます。オーケーです。

次、最後の質疑になります。

303ページ、13款諸支出金1項企業会計支出金1目自動車運送事業会計支出金、新型コロナウイルス感染症対応事業負担金として294万7330円を支出していますが、この概要をお知らせください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。交通部長。

**○赤坂寛交通部長** 自動車運送事業に関する御質疑にお答えをいたします。

令和2年度における新型コロナウイルス感染症対応事業負担金につきましては、自動車運送事業で実施した新型コロナウイルス感染症対策に充当するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源といたしまして294万7330円を一般会計から繰り入れたものであります。この対策経費の内訳といたしましては、接触機会の減少と密集回避のための販売窓口等のキャッシュレス化に関する経費として251万1574円、車内の運転席横への透明カーテンの設置、営業所等の窓口へのパーティションや手指消毒液の設置など、感染防止対策用品といたしまして43万5756円となっております。

以上でございます。

**○橋本尚美委員長** 奈良委員。

**○奈良祥孝委員** 分かりました。ありがとうございます。

残り2分です。今回、かなり多項目について、質疑をさせていただきました。本当にありがとうございます。とりわけ、税部部长に関しては、答弁のほとんどが税務部長だったなというふうに思っています。これからもよろしくお願ひしたいと思

います。

ひとつ、収納対策本部長も新しく副市長が就きましたので、ぜひ、本部長を中心に、きっちりとした収納対策に意を用いていただきますようお願い申し上げまして、1分残して、これで私の質疑を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

**○橋本尚美委員長** 次に、赤平勇人委員。

**○赤平勇人委員** 日本共産党の赤平勇人です。

初めに、新型コロナウイルスの経済対策について質疑します。

令和2年度における事業継続支援緊急対策事業補助金について、各事業の実績についてお示してください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○百田満経済部長** 赤平委員からの令和2年度に実施した事業継続支援緊急対策事業補助金の実績についての御質疑にお答えいたします。

本市では、昨年度、国・県の事業者支援を踏まえ、地域の実情に応じて必要となる自主的な取組を、県内はもとより、全国の自治体に先駆けて実施することにより、地域の仕事を守るとの考えの下、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている市内事業者の事業継続を支援するため、様々な事業を実施してきたところであります。

初めに、令和2年5月から6月にかけて実施しました事業継続支援緊急対策事業(家賃補助)につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けていた小売業・飲食サービス業等を対象に、事業継続を支援するため、店舗等の運営に必要な固定費であります賃料相当額の一部として、賃料月額8割相当額を、1事業者当たり3店舗等分、30万円を上限として補助することとしたものであり、5月1日から6月14日まで申請を受け付けた結果、支援店舗数は1093件、交付金額は7795万6000円となっております。

また、令和2年6月から7月にかけて実施しました事業継続支援緊急対策事業(感染拡大防止支援)につきましては、自主的に感染拡大防止の取組を行っております、理・美容業、クリーニング業などの生活関連サービス業等に対象を拡大して、賃料月額8割相当額を、1事業所当たり3店舗等分、30万円を上限として補助を実施することとしたものであり、6月4日から7月4日まで申請を受け付けた結果、支援店舗数は279件、交付金額は1796万3000円となっております。

次に、令和2年7月から8月にかけて実施しました事業継続支援緊急対策事業(自己所有物件事業者支援)につきましては、自宅兼店舗や自己所有の店舗等で営業を継続している事業者の方からも支援を求める声があったことから、店舗等の運営に必要な固定費であります固定資産税に着目し、補助を実施することとしたものであり、令和2年度に課税された店舗等に係る固定資産税の8割相当額を、1事業者当たり3店舗等分、30万円を上限として補助することとしたものであり、7月1日から8

月31日まで申請を受け付けた結果、支援店舗数は392件、交付金額は1618万円となっております。

次に、令和2年12月から令和3年2月にかけて実施しました事業継続支援緊急対策事業(新しい生活様式対応支援)につきましては、昨年度、国において実施しておりました福祉施設への補助、青森県において実施していた宿泊事業者や観光事業者への補助の対象とならなかった小売業・飲食サービス業等の19業種を対象に、事業継続を支援するため、店舗等の新型コロナウイルス感染症感染防止対策に要する経費の8割相当額または10万円のいずれか低い額で、下限が1万円、1事業者当たり3店舗等分、30万円を上限として補助することとしたものであり、令和2年12月10日から令和3年2月28日まで申請を受け付けた結果、支援店舗数は736件、交付金額は5948万1000円となっております。

次に、令和3年1月から2月にかけて実施しました事業継続支援緊急対策事業(家賃追加支援)につきましては、主に接客やサービスの提供などにより、新型コロナウイルス感染症の影響を特に大きく受けている全19業種を対象に、事業継続を支援するため、店舗等の賃料月額額の8割相当額の2か月分を、1事業者当たり3店舗等分、60万円を上限として補助することとしたものであり、1月15日から2月28日まで申請を受け付けた結果、支援店舗数は1576件、交付金額は2億2130万2000円となっております。

最後に、同じく令和3年1月から2月にかけて実施しました事業継続支援緊急対策事業(自己所有物件事業感染者感染防止協力支援)につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を特に大きく受けている全19業種を対象に、事業継続を支援するため、令和2年度に課税された店舗等に係る固定資産税の8割相当額を1か月分の算定基礎額とし、算定基礎額の2か月分を、1事業者当たり3店舗等分、60万円を上限として助成するものであり、1月15日から2月28日まで申請を受け付けた結果、支援店舗数は459件、交付金額は3834万2000円となったところであります。

**○橋本尚美委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 先日の一般質問の中では、今年8月末現在で、家賃支援の交付決定額が2億1270万8000円、一方で、自己所有物件事業支援は3932万2000円ということでした。

例えば、今年2月で見ても、家賃支援は2億2130万2000円、一方で、自己所有物件事業支援は3834万2000円という額です。家賃で営業している事業者と自己所有物件で営業している事業者との間に、計算上、約5.7倍の支援額の差が開いております。このことについて、市はどのように考えているかお示してください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○百田満経済部長** 赤平委員からの再度の御質疑にお答えいたします。自己所有物件と家賃支援の差についての市の見解という御質疑でありました。

基本、家賃というのは、高いというのは、多分、地域にもよりますし、それで高

い低いというのは出てくるものと思います。自己所有物件というのは、多分、自己所有の、自分の家で住宅兼店舗というのがほとんどでありますので、その中で、家賃というのがそもそも存在せずに、固定資産税の8割相当額として算定してきたものなので、それぞれ、差異は出ているものだというふうにして考えております。

**○橋本尚美委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 私は、その理屈を聞いたんじゃないかと、この差について、やはり、自己所有物件の人には薄いんじゃないのかという観点から、今、聞いたんです。

これまで、油川とか、新城などのお店にも訪問してきました。そうした人たちからは、なぜ、持家で商売していて、同じような影響を受けているのに、ましてや、本町とかで感染が怖いから、そういう地元のところで御飯を食べるといった人たちが流れて来たりするんだけど、それに余計に感染防止対策もしなきゃいけないし、休みたいという気持ちもあつたりもすると。そういういろんな事情は、本町の人たちと変わらないわけです。売上げにしたって同じなわけです。なのにもかかわらず、こんなにも支援が少ないのかというような声が出され続けています。

一方で、この間、コロナの感染拡大が起こっている八戸市では、4回目となる直接的支援給付金を実施する方向で動いているとのこと。新型コロナで減収している事業者に対して、自己所有や借りているかどうかで差をつけない給付金を実施するべきではないでしょうか。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○百田満経済部長** 赤平委員からの再度の事業者への一律支援給付の実施についての御質疑にお答えいたします。

ただいまの委員からも御紹介がありましたとおり、八戸市では、令和3年9月1日0時から9月12日24時までの期間中に、青森県が行う新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、営業時間短縮要請に協力した同市中心街の一部区域の飲食店に対して、営業時間短縮要請協力金を支給することは承知しており、また、新聞報道等によりますと、当該協力金の支給対象とならない飲食店や飲食店と取引関係にある事業者のほか、タクシー事業者など、時短要請の影響を受ける事業者を対象として、令和3年9月の売上高が前年または前々年の同月比で30%以上減少していることを要件に、一律20万円の支援金を給付する予定であることは承知しております。

本市では、県からの営業時間の短縮要請を受けた地区の飲食店のみならず、他地域・他業種においても広く新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けていたことを踏まえ、小売業・飲食サービス業等、全19業種に対し、市内事業者の事業継続に必要な経費や感染防止対策経費について、1事業者当たり90万円を上限として助成することとし、令和3年第2回定例会に関連補正予算を提出し、御議決いただき、事業を実施したところであります。

他都市において実施しております補助金等のように、対象者の要件として、売上高が前年同月比で一定の割合以上減少したことや、前年度に一定の事業収入がある

ことなどの要件を設ける場合は、申請時に、売上台帳、事業実施計画書、収支予算書等の数多くの書類の提出を求める必要が生じるところであります。本市がこれまで実施してきました補助制度におきましては、事業者の御負担とならないよう、売上高の減少などの要件は設けず、できる限り申請手続を簡素化しているものであり、事業者や関係団体等から、分かりやすく、申請が楽で助かったといった声も寄せられているところであります。

今後、売上減などの難しい要件や多数の書類の提出を求めることのない形で、市内事業者が、感染防止を図りながら、営業を続けられるよう、国・県等の事業者支援の動向を注視しながら、必要な支援を検討してまいりたいというふうに考えており、現段階では、売上高を要件とした給付を実施することは考えていないところであります。

**○橋本尚美委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** これまでと変わらない答弁なんです。やっぱり、これまでも強調しているように、多少、手間かかっても、事業者はやるし、やってきているんです。県の最中やっている協力金だって、それなりの手間がかかります。それでも、事業者はわらにもすすがる思いで、一生懸命、申請するんですよね。いろんな人の手伝いも時には借りながらやるわけです。当然、手伝いするよという人たちもいっぱいいるわけですよ。

やっぱり、今、できるだけ簡素というところにこだわり続けるというのが、私はちょっと納得できないんです。本当に事業者を助けようと、やれることやろうという立場に立てば、何回も何回も同じようなやり方を繰り返すのではなくて、やっぱり、実情も踏まえた新しいやり方というのも必要だというふうに思います。ぜひ、影響がまだまだ長引いているわけなので、今後、こうした直接的な支援も視野に入れて実施していただくよう要望して、次に、合葬墓にいきたいと思います。

合葬墓について、これまでの申込み実績についてお示してください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。市民部長。

**○加福理美子市民部長** 赤平委員からの合葬墓のこれまでの申込み実績についての御質疑にお答えいたします。

本市では、社会環境の変化による墓地の無縁墳墓化等に対応するとともに、将来にわたって、市民の霊園需要に应运っていくため、月見野霊園内に承継を前提としない合葬墓を整備し、令和2年6月1日から供用を開始しているところであります。

合葬墓の使用者の資格につきましては、市民のための利用に供することを基本とし、市営霊園・墓園の一般墓地使用許可を受けていない方で、1つには、本市に住所を有し、遺骨を保有する方、2つには、本市以外の区域に住所を有し、死亡時において、本市に住所を有していた方の遺骨を保有している方、3つには、本市に住所を有する満70歳以上の方で、生前予約を希望する方を対象としております。このほか、市営霊園・墓園の循環型利用を促進するため、一般墓地の使用許可を受けて



いる場合でも、遺骨を合葬墓に改葬し、墓地区画を返還しようとする方も合葬墓使用許可を受けることができることとしております。

合葬墓の使用におきましては、納骨室に遺骨を10年収蔵した後に合葬室に埋蔵する方法と、直接、合葬室に遺骨を埋蔵する方法のいずれかを選択できることとしており……（発言する者あり）すみません、申し訳ありません。合葬墓の使用におきましては、納骨室に遺骨を20年収蔵した後に合葬室に埋蔵する方法と、直接、合葬室に遺骨を埋蔵する方法のいずれかを選択できることとしており、使用料につきましては、受益者負担を原則とし、納骨室及び合葬室使用料は1体につき9万8000円、合葬室のみの使用料は1体につき6万2000円としたところであります。また、使用許可を受けようとする方が生活保護受給者や中国残留邦人等で生活保護に準じる公的支援給付を受けている方に該当するときは、合葬室の使用料を5割減額する特例措置を設けております。

合葬墓の申込受付においては、まずは遺骨をお持ちの方を優先し、申込数を制限することなく、通年で受け付ける方針としております。一方、生前予約につきましては、将来にわたり、市民の霊園需要に伝えていくためには、一定の枠を設け、予約受付をすることが必要と考えていることから、類似施設を有する他都市のうち、人口規模や合葬墓収容数が近い都市の生前予約の使用許可状況を基に試算し、募集枠につきましては、納骨室及び合葬室の使用は80名、合葬室のみは170名、合計250名としたところであります。

令和2年6月1日供用開始となった合葬墓の令和2年度の申込み実績についてであります。遺骨をお持ちの方の申込みにつきましては、納骨室及び合葬室が136件、合葬室のみが254件、記名板が229件、また、生前予約の申込みにつきましては、納骨室及び合葬室の申込みが80名の募集に対し186名、合葬室の申込みが170名の募集数に対し323名あり、公開抽せん後に、納骨室及び合葬室、合葬室のみの申込みにおいて、それぞれ2名のキャンセルがあったことから、生前予約の申込みは、納骨室及び合葬室が78件、合葬室のみが168件、記名板が20件となったところであります。結果として、令和2年度の合葬墓の申込みにつきましては、納骨室及び合葬室が214件、合葬室のみが422件、記名板が249件となっております。

次に、令和3年度の申込みについてであります。生前予約の申込みをまだ行っていないことから、遺骨をお持ちの方の申込みとなりますが、8月末現在で、納骨室及び合葬室が21件、合葬室のみが98件、記名板が53件となっております。

合葬墓が供用開始となった令和2年6月1日から令和3年8月末までの合葬墓の申込みの合計は、納骨室及び合葬室が235件、合葬室のみが520件、記名板が302件となっております。

**○橋本尚美委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 時間がかなりなくなりました。合葬墓についてですけれども、今年度も、生前予約の募集時期と募集期間は同じでやるということだと思

ます。この1年に1回の募集・抽せんとしている理由についてお示してください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。市民部長。

**○加福理美子市民部長** 赤平委員からの再度の御質問にお答えいたします。募集を年1回とする理由についてであります。

募集につきましては、まずは遺骨をお持ちの方を優先に、制限することなく、通年で受け付けしていく方針としております。また、将来にわたり、市民の霊園需要に応じていくためには、生前予約については、一定の枠を設けることが必要と考えているところであります。まず、これを前提にしまして、募集枠につきましては、年末年始に御家族とよくお話をさせていただくということを前提に、年1回、1月に募集を行っているところであります。

**○橋本尚美委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 家族と話し合いをするんだったら、別に年末じゃなくても、お盆でもやろうと思えばできるし、本気でお話ししようと思えば、いつだってできると思うんです。問題にしているのは、やっぱり、この2倍以上の申込みがあって、それで落ちてしまった人たちが、今年度の募集で申込みをした際にまた落ちてしまうかもしれないと。別に、その人たちに対して、優先度を高くするというものもないということだと思っんです。そうすると、次も落ちたらどうしようというような、今、不安を寄せている人たちがいるわけですが、身内の人などがいれば、抽せんでも落ちて、生前予約がかなわなくても、遺骨を納めてくれといういうことが頼んでできる人もいます、そうではない、いわゆるお一人様という方に対しては、ないわけですね、そういったものが。この生前予約が、まさに頼みの綱というような状況なんです。

これまでの答弁では、こうした募集枠について、2年程度継続するということなんです、今後の方向性については検討されているんでしょうか。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。市民部長。

**○加福理美子市民部長** 赤平委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

先ほども御答弁いたしました、繰り返しとなります、まずは遺骨をお持ちの方を優先に、制限することなく、通年で受け付けしていく方針としております。将来にわたって、市民の需要に応じていくためには、生前予約については、一定の枠を設けることが必要と考えております。他都市の生前予約の状況を見ますと、申込者は、使用開始後、年々減少している傾向にありまして、4年目には落ち着きを見せている状況であります。生前予約の受け付けにつきましては、状況を見る必要があるものと考えております。

**○橋本尚美委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 状況を見た結果が、今、現れていると思うので、ぜひ、そういう市民の切実な声を受け止めて、枠を広げるなり、あるいは年に1回の募集・抽せんというふうな形を、年に2回にするなど、そういったことを柔軟に対応していただ

きたいというふうに要望して、次に、地域コミュニティ活性化事業補助金についてに進みます。

時間がないので、ちょっと飛ばしますけれども、これはクリーンボックスの設置なんですね。クリーンボックス以外にも使えますけれども、町会が何かやりたいというふうになったときに、例えば、クリーンボックスを新設したいといったときに使える補助金のことです。確認しますが、町会がクリーンボックスを新設したい、あるいは更新したいとなったときに使える補助制度は何があるかお示してください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。市民部長。

**○加福理美子市民部長** 赤平委員からのクリーンボックス設置に係るほかの補助金についての御質疑にお答えいたします。

ほかの補助金の活用であります。まず、一般コミュニティ助成事業があります。一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報のための事業として実施している一般コミュニティ助成事業であります。コミュニティー活動に直接必要な設備等の設備事業に対して補助するもので、助成金額は100万円から250万円までとなっております。もう一方、町会地域活動費助成金があります。町会の地域活動の経費を一部補助する町会地域活動費助成金ですが、この助成金は世帯数に100円を掛けた金額に2万円を足した額を補助限度額とし、補助率は10分の10となっております。こちらの2つの補助金が、クリーンボックス設置に使用できる補助金となります。

**○橋本尚美委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 町会地域活動費助成金、これが、今、言ったように、世帯数掛ける100円プラス2万円。あと、今、私が言っている地域コミュニティ活性化事業補助金と、いわゆる宝くじというように3つ使えるんですけども、町会地域活動費助成金というのは、補助の額も小さいため、また、これは、クリーンボックスのものに使えるけれども、使っているところはほとんどないということなので、実質、地域コミュニティ活性化事業補助金と、いわゆる宝くじのものの2点ということなんです。

このクリーンボックスなんですけれども、値段が上がったという声が町会長から寄せられています。調べてみたら、サイズが、それぞれ、S、M、L、LLとあるんですけども、2019年10月1日時点で、本体価格が、それぞれ、27万5000円、33万円、35万2000円、38万5000円のが、2021年7月1日時点で、38万5000円、44万円、49万5000円、55万円と、それぞれ、11万円、11万円、14万3000円、16万5000円と高くなっています。

利用実績としては、クリーンボックスに使われていることが地域コミュニティ活性化事業補助金は多いわけです。当然、市から全額出るわけではないので、新しくしようと思えば、町会の負担が非常に増えているというのが実情なんです。当然、町会の中には、世帯数が減り、資力も厳しい状況もあることを考えれば、この補助

金の額を引き上げるべきではないかと思いますが、市の考えをお示してください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。市民部長。

**○加福理美子市民部長** 赤平委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

本市においては、町会の活動が多岐にわたることから、各種補助制度を設け、幅広い分野の町会活動を支援しているところであります。地域コミュニティ活性化事業補助金につきましては、クリーンボックスの設置のみを目的とした補助金でないことから、クリーンボックスの価格高騰による補助金額の見直しを行う予定はありませんが、市の補助金の活用にあたっては、各町会に、その時々地域課題の中で優先的に取り組まなければならないことを各町会で決めていただき、補助金を活用していただきたいと考えているところであります。

**○橋本尚美委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** この地域コミュニティ活性化事業補助金について、直近の改定期間についてお示してください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。市民部長。

**○加福理美子市民部長** 赤平委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

青森市地域コミュニティ活性化事業補助金の改定の時期の御質疑であります、平成23年度以前は1町会当たり20万円を上限とし、平成24年度以降は1町会当たり15万円を上限に町会に対して補助しているところであります。

**○橋本尚美委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** もう一つ、これまでは町会がクリーンボックスを購入する際に複数の事業者から発注先を選ぶことができたとのことですが、現在は、1社からしか購入することが実質できない。これは、市として、認識しているでしょうか。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。市民部長。

**○加福理美子市民部長** 赤平委員からの再度の御質疑にお答えいたします。市内で1社しかないという御質疑に関してです。

クリーンボックスにつきましては、様々な種類があり、ステンレス製、アルミ製がありまして、販売価格も10万円台から50万円台、様々なものがあります。クリーンボックスの販売価格については、一部のメーカーで値上がりしたということで承知はしておりますが、1社からの見積りではなくて、例えば、様々な種類がありますので、それぞれ、多種のメーカー、いろんな業者からの見積りを徴していただくことをお勧めしたいと思っています。

**○橋本尚美委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 価格のことは聞いてないんです。今、町会がクリーンボックスを新しくしたいというふうになったときに、頼めるところは1社しかないんです。10万円とか、値上がりしているところからしか、実質、発注というのはいできないわけです。今、町会に求められていることというのは、業務は大変増えています。住民からの様々な相談や対応にも追われていて、聞くところによると、小さな市役所と

いう実態があるそうです。様々な仕事を任せるだけでなく、経済的な負担も結果的に増えてしまっているという状況はしっかりと見た上で、この補助金については、ぜひ増額する方向でやっていただきたいと要望して、この項は終わります。

最後、市営バスについて聞きます。時間もないので、バス待ち環境について質疑したいと思います。

平成29年度から令和2年度までの4年間、バスまち空間向上事業が行われました。特に、冬場の吹きさらしの中でバスを待っていたところに待合場が新しく設置された場所では、設置されてよかったという声が、今、私にも届いています。

一方で、利用者も一定数いるバス停の中で、バス待ち環境を改善してほしいという要望があるバス停が、まだ残されている状況です。こうした場所について、今後のバス待ち環境の改善について、どのように考えているのかお示してください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。交通部長。

**○赤坂寛交通部長** 赤平委員のバスまち空間向上事業についての御質疑にお答えをいたします。

バスまち空間向上事業は、お客様を風や雨雪から守るために、既存バス待合所の改修や比較的利用者が多いバス停への待合所の新設を進めるとともに、バス停の情報スペースを拡大し、時刻表の文字拡大や多言語対応を進め、高齢者や外国人観光客にも配慮したバス待ち環境の整備について行うこととしたものであり、寄附金を活用した「あおもり、再生。」特別枠事業の一つとして、平成29年度から令和2年度までの4年間実施したものであります。

本事業の実施に当たりましては、町会の要望等を基本に、新設が17か所、改築が25か所、修繕や防風パネルの設置などが58か所、合計100か所の待合場を整備したほか、多言語表記バス停標識が88基、文字拡大バス停標識が796基、合計884基のバス停標識の整備を行い、本事業は令和2年度に終了したところであります。

今後につきましては、一般社団法人公営交通事業協会が実施しておりますモデル・バス停留所施設設置事業を活用し、待合所等の環境整備に努めてまいりたいと考えております。

**○橋本尚美委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 青森市自動車運送事業経営戦略の中で、「施策推進に向けた取組」の中の、「安全で信頼のあるサービスの提供」として、「バス待ち環境の整備」に「お客様を風や雨雪から守るために、バス待合所の新設や改修等により、バス待ち環境の整備を進めます」というふうにも書かれています。市民の足を守っていくためには、利用者の声もしっかりと聞きながら、ぜひ、改善すべきところは改善してほしいというふうに思うんです。要望箇所がまだまだ残されているので、利便者の利便性の向上のために、しっかりと予算つけて、計画的に改善を行っていくように要望して、終わります。

**○橋本尚美委員長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午後 2 時20分からといたします。

## 午後 2 時 9 分休憩

---

## 午後 2 時20分再開

**○橋本尚美委員長** 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、山本武朝委員。

**○山本武朝委員** 公明党の山本武朝です。

最初の質疑は、農業について。第 6 款農林水産業費第 1 項農業費第 3 目農業振興費に関連してお尋ねいたします。

9 月 8 日、全農県本部は、2021 年産米を集荷した際に、各農協が農家に仮払いをする生産者概算金の参考となる 60 キログラム当たりの目安額を示しました。つがるロマンは 8200 円、まっしぐらは 8000 円で、ともに 2020 年産米の目安額より 3400 円、約 30% の減額で、過去最大の下げ幅となりました。

この大幅な下落には、私も驚き、早速、数件の米農家に電話をしたり、直接訪問して、声をお聞きしました。多少下がるのは予想していたが、こんなにも下がるとは参ったな、収入減は避けられない、出荷販売を農協に頼っていると、もろに影響を受けるな、共済金・収入保険でどれぐらいカバーができるかなど、不安の声をお聞きしました。

米の消費は年々減少しております。そこに、コロナ禍で、昨年度から外食向けの業務用米の需要が低迷し、米余りの状態が続いております。来年度も連動するのは必至であります。米農家のためにも、国、県、農協、全農は、連携して、しっかり対策をとっていただくよう要望いたします。

県産米の概算金の推移を確認したところ、2014 年——平成 26 年には、何と、もっと下落しておりました。つがるロマンが 7600 円、まっしぐらが 7300 円でした。

そこで、お尋ねいたします。令和 3 年産米の概算金が大幅に下落しましたが、前回、平成 26 年産米が下落した際は、国・県・市でどのような対応をしたのかお示しください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。農林水産部長。

**○大久保文人農林水産部長** 山本武朝委員の平成 26 年産米の概算金に係る御質疑にお答えいたします。

国内の米消費量が年々減少傾向にある中、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による外食向け業務用米の需要低迷により、民間在庫量が過剰となり、このため、令和 3 年産米を集荷した際に、各農協が農家に仮払いする生産者概算金の参考とな

る目安額については、過去最大の下げ幅となったところであります。

民間在庫量の過剰などの理由により、今回同様に米価が大幅に下落した平成26年産米の対応につきましては、国は、日本政策金融公庫が行うセーフティネット資金の1年間無利子化や、米の直接支払交付金の年内支払いなど、農業者の当面の資金繰り対策を行うとともに、飼料用米の取組を推進したほか、資材費の低減や労働時間短縮などの取組に対し、支援する稲作農業の体質強化緊急対策事業など、全10項目の対策を実施したところであります。

次に、県では、稲作経営特別セーフティネット資金利子補給金の資金対策を打ち出し、農協からの借入金を実質無利子化するとともに、収益性の高い飼料用米や野菜栽培などの導入モデルを示して、水田農業の所得回復に取り組んだところであります。

市におきましては、国や県の事業を活用することで、広範囲にわたる稲作農家の営農資金確保への支援が可能となることから、これら事業の周知に努めるとともに、国民健康保険税等の減免制度に係る稲作農家毎戸へのチラシの配布や、市単独で米などの販売収入の減少時に減収額の一部を補填する米・畑作物の収入減少影響緩和対策、いわゆるナラシ対策への農家負担金に対する一部補助を延べ555件実施したところであります。

このほか、青森農業協同組合では、同農協への米の出荷数量に応じた融資制度を設けるなどし、生産者支援に努めたところであります。

**○橋本尚美委員長** 山本武朝委員。

**○山本武朝委員** 答弁ありがとうございます。答弁の中で、国も10の対策、また、県も、利子補給、実質無利子にしたり、市はナラシ対策ということで、収入が減少したとき、平均化するところの、その掛金を一部補助するという内容でありました。思い出しました、自分も折々確認していた政策でありましたので。ただ、やはり、実質無利子といっても、借入れは借入れでありますので、農家にとっては大変厳しいものであります。

ナラシ対策が市独自の事業であるということも確認できました。それとともに、農家の方も言っていたんですけれども、やっぱり、保険制度である共済金、また、私も何度も強調していた収入保険、こういったところが、規模の大きいところほど、大事なんだなということを感じた次第であります。

それで、最も懸念されるのは、やはり、米農家、生産者の方々が——今年もそうだし、これは必ず来年も連動します、米が余るとですね。そこで、生産意欲が失われること、また、収入が失われることが一番厳しいです。また、収入の確保や、当然、高齢化、後継者不足であるので、これが離農したりすることにつながるのを一番心配しているわけであります。

今、これが発表になったわけですので、まだ、市は何の対策をするんだという話ではないので、情報収集をしっかりしていただきたいと思います。農林水産部にお

きましては、各農家の方々の収入状況を含め、情報収集に努めていただくことを要望します。いずれ、国も何らかの対策をすると思いますので、そのときに向けて、支援制度の在り方を早め早めに手を打っていただくことを要望して、この項は終わります。

次に、都市公園のトイレについてお尋ねします。8款土木費4項都市計画費4目公園費に関連してお尋ねします。

公園は、幼児や子どもの遊び場であり、高齢者にとっては、グランドゴルフやゲートボールなどのレクリエーションの場となり、幅広い世代で地域のコミュニティーの拠点であります。市民相談で、公園のトイレを快適に使いたいとの要望をお受けしました。残念ながら、いまだに、都市公園でありながら、水洗化されていないトイレがあります。公園を訪れる全ての人が快適に使いやすい施設として整備されることが必要であります。

そこでお尋ねいたします。市が管理する、霊園を含みまして、都市公園におけるトイレの設置状況をお示してください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○平岡弘志都市整備部長** 都市公園のトイレの設置状況についての御質疑にお答えいたします。

本市では、良好な都市環境の提供や都市の安全性の向上、豊かな地域づくり等を目的として、142か所の都市公園を設置しており、子どもから高齢者まで幅広い世代にわたって、遊び場や健康づくり、交流や憩いの場として御利用いただいているところであります。

都市公園のトイレにつきましましては、公園の規模や利用状況などを踏まえ、多くの市民の皆様に快適に公園を御利用いただくことを目的として設置しており、142か所の都市公園のうち、青森地区では38公園、浪岡地区では11公園、合計49公園にトイレを設置しており、38公園につきましましては多目的トイレを設置しているところあります。また、トイレの水洗化につきましましては、都市公園の多くが公共下水道の供用開始区域内にあることから、公共下水道に接続し、水洗化されている都市公園は41公園、浄化槽にて水洗化されている都市公園は、野木和公園など、計4公園の全てのトイレ、また、リバーランド沖館緑地など、計3公園の一部のトイレ、くみ取り式の都市公園は、大杉公園など、計2公園の全てのトイレ、また、リバーランド沖館緑地など、計3公園の一部のトイレとなっているところあります。なお、洋式便器が設置されていない公園につきましましては6公園となっているところあります。

**○橋本尚美委員長** 山本武朝委員。

**○山本武朝委員** 都市公園のトイレについて、具体的に状況報告ありがとうございます。

都市公園142か所のうち、49の公園でトイレがあると。そのうち、多目的トイレ——バリアフリー化は38公園、また、その49公園のうち、41の公園が下水道に接



続し、水洗化されているということで、大分、水洗化されたトイレが多いんだなど。また、浄化槽、くみ取式のトイレも5か所あるということで答弁いただきました。

そこで、今回の私の趣旨は、快適に使いたいという要望でありますので、都市公園におけるトイレの整備について、今後、どのように取り組んでいくのか、市の考えをお示してください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○平岡弘志都市整備部長** 都市公園のトイレ整備に係る市の考えについての御質疑にお答えいたします。

都市公園は子どもからお年寄りまで幅広い年齢層の市民の方が利用できる緑のオープンスペースであることから、今後におきましても、トイレの整備等につきましては、公園の利用状況や予算環境などを踏まえ、快適で安全・安心な環境づくりを目指してまいります。

**○橋本尚美委員長** 山本武朝委員。

**○山本武朝委員** 快適で安全な環境を目指してまいりますということですが、せっかく、要望もちょっと受けておりますので、再度、要望も含めてお尋ねします。未整備のくみ取式トイレの水洗化の整備の見通しをお示してください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○平岡弘志都市整備部長** くみ取式トイレの水洗化の見通しについての御質疑にお答えいたします。

くみ取式トイレの水洗化につきましては、公園の利用状況や予算環境などを踏まえ、快適で安全・安心な環境づくりを目指してまいります。

**○橋本尚美委員長** 山本武朝委員。

**○山本武朝委員** 言うまでもなく、くみ取式トイレということですので、老朽化は激しいです。地域住民の方からも、ぜひ、トイレを快適にしたい、具体的には、水洗トイレにしてほしいという要望が寄せられていますので、この点、よろしく願います。

以上で質疑を終わります。

**○橋本尚美委員長** 次に、蛭名和子委員。

**○蛭名和子委員** 無所属、蛭名和子です。

初めに、4款衛生費1項保健衛生費、地域外来・検査センターについてです。

コロナウイルス感染症の検査体制強化のため、令和2年6月から開設した地域外来・検査センターの運営に係る決算の主な内容をお示してください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。保健部長。

**○坪真紀子保健部長** 蛭名委員の地域外来検査センターの令和2年度決算の御質疑についてお答えいたします。

青森市医師会の御協力の下、運営している青森市地域外来・検査センターは、発熱や倦怠感の症状など、新型コロナウイルス感染の疑いのある方を診察する医療機

関として、令和2年6月22日から、予約不要で、平日、土日・祝日を含む毎日19時から22時まで診察を行っており、PCR検査が必要と判断された方には、翌日に検査センターで検査を受けていただいております。青森市民はもとより、県内の方や、所用などで来青し、症状のある県外の方も利用でき、感染への不安に即座に対応し、安心できる県内随一の体制を整えております。

令和2年度の地域外来・検査センターの運営に係る決算の主な内訳として、歳入は、国庫負担金である感染症発生動向調査事業費負担金が7163万4082円、県補助金である青森県新型コロナウイルス感染症対策設備等整備事業費補助金が1666万8000円、診療報酬や保険診療の自己負担分などの急病センターの使用料及び手数料が5052万9899円、元気都市あおもり応援基金繰入金の充当額が3479万504円、諸収入が285万7838円、一般財源が3573万9150円で、歳入合計は2億1221万9473円となっております。歳出は、地域外来での診療及び検査センターでの検体採取並びに民間検査機関への検査など、地域外来・検査センターの運営に係る業務委託料が1億4291万5127円、地域外来・検査センターに勤務する看護師等、12名などの報酬、職員手当等、共済費及び報償費が計3327万7882円、検査センターとして使用しているプレハブのリース料及び地域外来・検査センターの医療従事者のタクシー代などの使用料及び賃借料が1695万6137円、医薬品、診療材料及び医療従事者が着用する感染防護具の購入などの需用費が1092万3499円、その他、検査センターの土地使用料分として、負担金補助及び交付金などの経費が814万6828円で、歳出合計は2億1221万9473円となっております。

**○橋本尚美委員長** 蛭名委員。

**○蛭名和子委員** それでは、令和2年度における利用者数及び県内外問わず、利用されたということですので、市内・県内・県外の利用者の内訳をお示しく下さい。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。保健部長。

**○坪真紀子保健部長** 令和2年度の利用者の数及び居住地別の利用者の内訳についてお答えいたします。

令和2年度の利用者数は、地域外来を開設いたしました令和2年6月22日から令和3年3月末までで2241名となっております。また、居住地別の内訳は、青森市内の利用者は2116名、青森市以外の県内の利用者は69名、青森県外の利用者は56名となっております。

**○橋本尚美委員長** 蛭名委員。

**○蛭名和子委員** それでは、利用者のうち、PCR検査を受けた人数と陽性者の数をお示しく下さい。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。保健部長。

**○坪真紀子保健部長** PCR検査人数及び陽性と判明した人数についてお答えいたします。

令和2年度の地域外来の利用者2241名のうち、医師の診断により、PCR検査を

受けた方は1385名となっております。また、PCR検査の結果、陽性と判明した方は23名となっております。

**○橋本尚美委員長** 蛭名委員。

**○蛭名和子委員** 陽性者は、さきにお話を聞いた時点で1385名、利用者の約61.8%となっているということです。青森市内の方に限らず、市外・県外の方も含めて、多くの利用があつて、陽性が判明した人は、本人の治療へつながりますし、他の人にもうつさないということもできたわけです。また、陽性でなかった人も安心を得ることができたと思っています。毎日予約なしで、誰でも受診できる体制が効果を上げていると思われまます。今後もよろしく願いして、こちらは終わります。

次は、3款民生費2項児童福祉費です。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けたひとり親家庭のための支援を実施した給付金事業の概要と支給実績についてお示しください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** 蛭名委員からの令和2年度におけるひとり親家庭に対する給付金についての御質疑にお答えいたします。

令和2年度に新型コロナウイルス感染症対策として実施いたしましたひとり親家庭の生活を支援する取組といたしましては、1つに、本市独自の支援策として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援するため、ひとり親家庭等への臨時特別給付金給付事業を実施いたしました。その概要といたしましては、令和2年4月分の児童扶養手当を本市から受給する世帯に対し、対象児童1人当たり2万円の給付金を支給したものであり、令和2年7月より支給を開始し、その支給実績は2947世帯、8572万円となっております。

2つに、国の事業として、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を1人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業を実施いたしました。その概要といたしましては、基本給付分として、令和2年6月分の児童扶養手当を受給する世帯等に対し、1世帯当たり5万円及び第2子以降1人につき3万円、追加給付分として、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、家計が急変し、収入が減少した世帯に対し、1世帯当たり5万円の給付金を支給したものであり、令和2年8月より支給を開始し、その総支給実績は4501世帯、2億7108万円となっております。さらに、当該ひとり親世帯臨時特別給付金につきましては、基本給付分の支給対象者に対して、再度、同様の基本給付分を支給しており、令和2年12月より支給を開始し、その支給実績は3256世帯、2億783万円となっているところであります。

**○橋本尚美委員長** 蛭名委員。

**○蛭名和子委員** 児童扶養手当対象の方以外の方にも支給されていたと思うんですけども、そういった方の周知はどのようにされたのか、漏れなく、皆さんに支

給することができたのかということをお尋ねしたいんですけれども。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** ひとり親世帯以外、児童扶養手当を受給している以外の方への周知についての再度の御質疑にお答えいたします。

児童扶養手当を受給している以外の方となりますと、児童手当等を受給している方々を承知しておりますけれども、その方々には、個別の案内も含めて、「広報あおもり」等により周知いたしました。

**○橋本尚美委員長** 蛭名委員。

**○蛭名和子委員** せっかく——コロナ禍で困窮している市民の方、対象になっている方に、やはり、漏れなく支給されるというのが1番大事だなと思って、今回、最後の質疑をしました。

これからも、まだまだ、1度2度ではなかなか足りないと思いますので、今後、ひとり親家庭を含めて、コロナ禍で困窮している市民へ漏れのない支援をお願いしたいと思っています。

以上です。

**○橋本尚美委員長** 次に、小豆畑緑委員。

**○小豆畑緑委員** 質疑に入ります前に、御礼を申し上げさせていただきたいと思えます。

1つは、新城中学校の通学路になっている松丘保養園側に街灯が欲しいという、中学校の保護者の方からの要望を6月の予算特別委員会でお話しさせていただいたのですが、早速につけていただきまして、本当にありがとうございました。

もう1つは、これは3月の予算特別委員会でお話しさせてもらったんですけれども、石江地区の赤石材木店前の丁字路に歩行者用の横断歩道の設置のお話をさせていただきましたが、その後に、交通診断ということで、関係団体の皆様、十数名の方にお集まりいただいたのですが、警察のほうからは、横断歩道は、道幅が狭くて、無理ですよと言われて、がっかりしたんですけれども、それから何日もたたないうちに、その場所に一時停止の標識が立ちました。要望があった方からは、大変、感謝の声が寄せられています。おかげさまで、ありがとうございました。

それでは、質疑させていただきます。

10款教育費に関して、青森市は、これまでも、全ての小学校で教科担任制を取り入れた指導を行っているようです。来年4月からの国の取組に先駆けて、教科担任制が進んでいるようですけれども、本市では、これまで、小学校の高学年の教科担任制に取り組んできた結果、どのような効果と課題が確認されているのかお示しいただきたいと思えます。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 小豆畑委員の教科担任制における効果と課題についての御質疑にお答えいたします。

教科担任制の実施による効果といたしましては、小中一貫教育校である三内中学校区内の三内小学校及び三内西小学校の教科担任制を実施した学年について、標準学力検査の結果を教科担任制導入前後で比較したところ、導入後のほうが、導入前に比べて、学力が向上しているケースが多いこと、小学校のときに、学級担任以外の先生や中学校の先生に授業を教えてもらったことが、中学校での学習や生活に慣れるのに役立ったと思いますかという意識調査に対して、三内中学校の7・8・9年生の肯定的回答の割合は88.2%と高い割合になっていることなど、児童の学力の向上や小・中学校間の円滑な接続に好影響を及ぼしていることが挙げられます。

一方、教科担任制における課題につきましては、小規模校では、教員の配置定数が少なく、教科担任の数を増やすことが出来ないことが挙げられますが、中学校区内の教員を乗り入れ授業させるなどの工夫をすることで、教科担任制の効果を高めてまいります。

以上でございます。

**○橋本尚美委員長** 小豆畑委員。

**○小豆畑緑委員** ありがとうございます。小中一貫校の事例を御紹介いただきましたけれども、教科担任制を取り入れることの効果としては、導入後に学力が向上しているケースが多いということ。それともう1つ、市から紹介していただいたんですけども、いわゆる中1ギャップということだと思っておりますけれども、この解消に非常に効果があるということを、今、お聞かせいただきました。何と云っても、子供たち自身が実感しているということで、国が考えているような効果が、実際に、青森市でも現れているのかなと思えました。中1ギャップというのは、決して、学力の面だけではなくて、学校生活や環境そのものになじめないことが不登校やいじめにつながったりするケースもありますので、そういう面からも喜ばしい結果だなと聞かせていただきました。

次に、文部科学省が来年度からの教科担任制の本格導入に当たって、導入を例示している教科は、小・中学校の円滑な接続を目的に、系統的な学びの重要性と教科指導の専門性の観点から、外国語、理科、算数、体育の4つを挙げています。

青森市では、理科、社会、外国語、音楽、家庭科で導入している学校が多いようですけれども、文部科学省が例示している中の算数と体育についても、早い時期に教科担任制を増やしていくことが望ましいのではないかなと思っておりますけれども、このことを実現していくためには、国レベルでの教員の定数や予算、県からの教員の加配などの課題もあると思っておりますけれども、市は、算数と体育の教科担任制について、どのように考えているのかお示しいただきたいと思っております。

**○橋本尚美委員長** できるだけ、私語は慎むようにしてください。

答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 本市における算数と体育の教科担任制についての御質疑にお答えいたします。

教科担任制につきましては、本市の小学校において、多様な実践が行われてきていることに配慮した上で、効果的な教科担任制の在り方について検討していく必要があると考えているところです。算数につきましては、これまで、本市の多くの小学校において、算数を研究教科として位置づけ、教員の指導力向上に向けた校内研究に取り組んできたところでありまして、多くの教員が研究成果を踏まえたきめ細かな指導に取り組んできているところです。また、体育につきましては、複数クラス合同で授業を行うことで、複数教員によるチームティーチングによる指導に取り組んできた経緯がありますことから、理科や社会に比べ、教科担任制に取り組んでいる学校が少ない状況となっております。

教科担任制を実施するに当たっては、各学校の教員配置や教員一人一人における各教科の指導力等を考慮する必要があること、また、教科指導の専門性を持った教員による中学校の学びにつながる系統的な指導の充実を図る観点から、算数や体育についても、教科担任制に取り組む教員を増やしていく必要があると考えております。

教育委員会では、今後、国及び県が講ずる定数措置等の状況を踏まえながら、本市の小学校の実情に合った教科担任制の在り方について、引き続き、検討してまいります。

以上でございます。

**○橋本尚美委員長** 小豆畑委員。

**○小豆畑緑委員** 次に、教科担任制には、様々なメリットがある一方で、専門家などからは幾つかの課題も指摘されています。例えば、教科担任制は、学級担任制に比べて、担任する学級の児童と過ごすコミュニケーションの時間が減ること、それから児童の様子や学習状況の把握、個々の特性に合わせた指導が難しくなること、さらに学年単学級の小規模な学校では、担任する学級と異なる学年の教科を指導する場合、学級担任制よりも、かえって、教員の負担が増える可能性があること、それから教科担任制では、修学旅行などの学校行事と授業のスケジュール管理や、学校行事等で変則的になった場合の時間割の柔軟的な対応が難しくなることということが指摘されているんです。

教科担任制の本格導入に当たっては、このような課題を、できるだけ、実際には生じさせないようにすること、極小化することが大切だと考えているんですけれども、市ではどのような対策を講じていくのかお示しいただきたいと思います。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 教科担任制のデメリットを極小化するための対策についての御質疑にお答えいたします。

教科担任制の実施に係るデメリットである児童の様子や学習状況等の把握、個々の児童の特性に合わせた指導が難しくなることにつきましては、確かに、学級担任制に比べ、学級担任が児童一人一人と接する機会は減ることになりますが、複数の

教員が指導に当たることにより、多面的な児童理解に基づいた客観的な指導ができるようになるものと思っております。なお、児童一人一人の情報共有につきましては、学年会議や子どもを語る会等で行い、理解を深めているところです。

次に、異なる学年の教科を指導する場合、教員の負担が増えることにつきましては、学習指導は前後の学年を含む系統的学習内容を視野に入れて行うものでありますことから、1人の教員が複数の教科を担当するよりも、指導する教科を減じ、複数の学年を担当することのほうが、授業準備等も含め、指導の効率化につながると考えております。

時間割の柔軟な対応が難しくなることにつきましては、教科担任制を効果的に実施するためには、これまでの学級ごと・学年ごとの時間割作成から、学校全体での組織的な作成へシフトしていくことが重要であると考えており、中学校におけるスケジュール管理のノウハウを小中連携の中で伝達していきたいと考えております。

教育委員会では、教科担任制により、教員が指導する教科数の軽減や授業準備の効率化を図ることで、これまで以上に、学校の教育活動の充実や教員の負担軽減に努めてまいります。

以上でございます。

**○橋本尚美委員長** 小豆畑委員。

**○小豆畑緑委員** ありがとうございます。小学校の教科担任制については、学力面もさることながら、小・中学校の接続という点で非常にいい取組だなと私は思っているんです。

これまでも青森市では積極的に取り組んできていますけれども、教員の負担に配慮しながら、ぜひ、令和4年度からの本格導入に合わせた、さらなる前進を期待しております。

以上で質疑を終わります。ありがとうございます。

**○橋本尚美委員長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午後3時30分からといたします。

### 午後3時休憩

---

### 午後3時30分再開

**○橋本尚美委員長** 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、万徳なお子委員。

**○万徳なお子委員** 日本共産党の万徳なお子です。

初めに、10款5項、文化施設の充実について質疑いたします。

市の文化財課が所管している展示施設の「縄文の学び舎・小牧野館」、あおもり北のまほろば歴史館、青森市森林博物館、これらの展示施設について、来館者に展示を解説できる体制となっているのかお示してください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

**○小野正貴教育委員会事務局教育部長** 万徳委員の展示施設における展示を解説できる体制についての御質疑にお答えいたします。

文化財課が所管いたします展示施設は、「縄文の学び舎・小牧野館」、あおもり北のまほろば歴史館、青森市森林博物館の3施設であります。いずれも指定管理者制度を導入しておりまして、おのおの施設の指定管理者が、展示の解説を含めて、施設の管理運営に当たっております。各施設におきましては、指定管理者のスタッフが、展示の解説を行うに当たり、展示内容に関する知識を深めますとともに、来館者への解説・応対に備えるため、学芸員資格を有する文化財課職員と協同で、解説マニュアルを作成しております。また、各施設におきましては、この解説マニュアルを用いて、定期的に研修を実施し、解説のレベルを高める努力をしておりますことから、展示を解説できる体制は整っているものと考えております。

**○橋本尚美委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 令和4年度青森圏域重点事業に関する要望書の最重点要望の5つ目に「世界遺産の保存・活用について」が取り上げられています。こういう機会ですので、文化施設の充実について取り上げているわけですが、昨年8月に、市民団体から市議会に対して、市直営の登録博物館設置の陳情が出されました、「県都青森市に、400年の歴史や文化を語り、展示・研究し、将来の青森市を担う子どもたちが、青森市の歴史や文化を学ぶことのできる、直営の登録博物館を設置されること」と。それで、同様の趣旨が、2019年12月に、市に対して陳情が出されていまして、この市民団体は学芸員を各展示施設に配置してほしいと陳情しているわけですが、それに対しての考えをお示してください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

**○小野正貴教育委員会事務局教育部長** 万徳委員の展示施設への学芸員の配置についての再質疑にお答えいたします。

学芸員は、博物館におきまして、資料の収集、保管、展示及び調査研究などを行うため、博物館法に規定されました専門職員であります。博物館法の規定における博物館への学芸員等の設置要件につきましては、登録博物館では学芸員を必ず置くこと、博物館相当施設では学芸員に相当する職員を必ず置くこと、博物館類似施設ではこのような制限がないところとなっております。

文化財課が所管しております3つの展示施設は、全て、博物館類似施設となっております。学芸員の設置が必ずしも必要ではないことから、これまで、指定管理者を募集する際の仕様書におきまして、学芸員の配置を必須要件とはしておらず、今後も、同様の考え方であります。



以上でございます。

**○橋本尚美委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 市職員の、特に文化財課の中には、学芸員の資格を持っている方は何人いらっしゃるのでしょうか。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

**○小野正貴教育委員会事務局教育部長** 学芸員の資格を所持する職員の数というふうな再質疑にお答えいたします。

文化財課の職員でお答えさせていただきますと、文化財課には、5名の学芸員の資格を所持した職員がいます。

以上でございます。

**○橋本尚美委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 市の職員には、5人の学芸員の資格を持っている方がいらっしゃって、それで、実際、3つの施設では、指定管理者制度を取っていて、その職員が研修するから、あるいはマニュアルがあるから、指定管理者に任せるという答弁だったんですが、やはり、指定管理者制度を、軒並み、この文化施設にも当てはめているというのがネックになっているのかなと思っているんです。

この指定管理者制度を導入している現状から、直営で運営するというお考えはないでしょうかお示してください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

**○小野正貴教育委員会事務局教育部長** 展示施設の市直営化についての再質疑にお答えいたします。

文化財課が所管しております3つの展示施設では、公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、住民サービスの向上と効率的な管理運営を図ることを目的といたしまして、指定管理者制度を導入しているところであります。各施設につきましても、指定管理者制度の導入以降、それぞれの指定管理者の創意工夫を生かした施設の管理運営を行っております。例えば、平成19年度に指定管理者制度を導入いたしました森林博物館におきましても、市直営の最終年度であります平成18年度の入館者数が約6800人であったのに対しまして、平成19年度以降、指定管理者制度の導入後の平均入館者数が約1万1800人となっております。

このように、指定管理者の努力によりまして、入館者数が増加するなど、一定の成果を上げておりますことから、現時点では、展示施設の市直営化については考えていないところであります。

以上でございます。

**○橋本尚美委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 陳情しました市民団体の人たちの要望書の中には、例えば、県の内規で、学芸員がいない博物館には、県が持っている史料は貸さないということになっているので、企画展が不可能だとか、あるいはあおもり北のまほろば歴史館

には収蔵庫がないとか、そういう不十分さを指摘していました。

中核市青森市の市民の文化の向上へ、この世界遺産登録を機に、ぜひ、市民団体の陳情に沿う形で御検討いただくよう要望して、この項の質疑は終わります。

続きまして、10款1項、教育について。遠隔授業であります。

現在も、コロナ禍で、児童・生徒の中に濃厚接触者が出て、自宅待機になっているケースがあり、あるいは濃厚接触者にならないにしても、感染を恐れて、自主的に自宅待機をしている児童・生徒もあり、そうした児童・生徒を対象に、家庭からオンラインで授業を見れるようにしているということを知りました。

それで、改めて、今年の夏休みに実施した遠隔授業、ここでの児童・生徒の参加率をお示してください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 万徳委員の昨年実施した遠隔授業における児童・生徒の参加率についての御質疑にお答えいたします。

昨年度の夏休みにおける遠隔授業につきましては、全ての小・中学校62校において、小学校5年生から中学校3年生までを対象に実施したところです。小学校5年生から中学校2年生までについては5日間、中学校3年生については10日間実施いたしました。全ての学年において、遠隔授業が実施された7月27日から7月31日までの参加率は、小学校5・6年生の1日当たりの参加率は、自宅から参加した児童が72.6%、登校して参加した児童が24.2%の計96.8%となっております。中学校の1・2・3年生の1日当たりの参加率は、自宅から参加した生徒が86.6%、登校して参加した生徒が9.6%、計96.2%となっております。

以上でございます。

**○橋本尚美委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 登校して参加した児童・生徒の中で、家庭に回線がないという事情で、登校して参加したという家庭の割合というのは分かってらっしゃるでしょうか、お示してください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** まず、先ほど申し上げましたように、小学校では24.2%が登校して参加しておりますけれども、この中で、実際に、今年の8月——ちょっとお待ちください。今年の7月31日現在で、インターネット環境がない児童・生徒を調べておりますけれども、小学校の場合、5年生・6年生で調べておりますが、そのときの調査では12.6%というふうになっております。それで、参加している子供が24.2%ですので、1人ずつ確認しているわけではありませんが、Wi-Fi環境がない家庭の子どもよりも倍ぐらい、学校に登校して参加していたというふうに見えるのではと思います。

その理由として、学校に聞いてみましたところ、やっぱり、友達と一緒にのほうがいいというのがありますし、当時はコンピューター室等にしかエアコンも入ってお

りませんでしたので、涼しくて、学校のほうがいいという子どももいたということでもあります。

以上でございます。

**○橋本尚美委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 昨年のように、一斉休校で、全学年で遠隔授業が実施されるということは、恐らく、今後はないのだろうと思います。ただ、濃厚接触者として、自宅待機しているという場合は、回線がない家庭の場合は、授業も見られないわけで、そういったケースというのは、そんなに大人数にはならないだろうと予測されますが、W i - F i の貸出しは、一般質問でも、前回でしたか、お尋ねしました。考えはありませんでしょうか。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 通信環境がない家庭への通信機器の貸出し等についての御質疑にお答えいたします。

現在、学校を休んでいる児童・生徒に対する学習の保障につきましては、様々な方法による取組が行われております。取組別の割合といたしましては、今日現在で、小学校では、遠隔授業に取り組んでいる学校が59%、A I 型ドリル教材を使った学習に取り組んでいる学校が70%、プリントによる学習が93%となっております。中学校では、遠隔授業に取り組む学校が73%、A I 型ドリル教材が80%、プリント学習が93%となっております。

なお、文書作成、表計算、プレゼンテーション資料の作成はもとより、市内小・中学校の多くが導入しているA I 型ドリル教材につきましても、オフラインでの使用が可能となっておりますことから、家庭で使用する際の通信機器の貸出しに係る費用や通信費の支援は考えていないところです。

以上でございます。

**○橋本尚美委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 現在も、授業をズームなどで映せるようにしているケースがあると聞いていました。そうすると、やはり、オフラインとか、そういうことじゃなくて、使い放題のW i - F i などの回線が必要なわけで、たった一人でもそういった児童・生徒がいるなら、どういうふうに対応するのかということをご聞かせいただきたいかったです。例えば、テレワーク用に、ほかの部署ですけれども、160台ほど保有して、使っているじゃないですか、モバイルW i - F i 。課が違うから駄目ですということがあるのかもしれないけれども、誰一人取り残さない教育ということを目指すなら、ぜひ柔軟にモバイルW i - F i などを貸し出すように御対応を要望して、この質疑は終わります。

最後に、8款4項、市街地再開発事業について。

現在進められています——令和2年度までの補助金の総額をお示してください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○平岡弘志都市整備部長** 市街地再開発事業等の令和2年度までの補助金の総額についての御質疑にお答えいたします。

現在進められている市街地再開発事業等は、新町一丁目地区優良建築物等整備事業と中新町山手地区第一種市街地再開発事業の2つであります。いずれも、老朽化した大規模小売店舗や飲食店舗、空き地を共同化・集約化し、魅力的な商業施設と集合住宅による複合施設・駐車場を一体的・効率的に整備するものであります。

新町一丁目地区優良建築物等整備事業は、新町街づくり株式会社が事業主体となり実施しており、令和元年度から令和4年度までが事業期間となっております。中新町山手地区第一種市街地再開発事業は、中新町山手地区市街地再開発準備組合が事業主体となり実施しており、令和元年度から令和5年度までが事業期間となっております。

新町一丁目地区優良建築物等整備事業の令和2年度までの補助金額のうち、市の負担額の総額は3億5920万円となっております。中新町山手地区第一種市街地再開発事業の令和2年度までの補助金額のうち、市の負担額の総額は7億8225万円となっております。

**○橋本尚美委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 年度をまたいで、この市街地再開発事業等は、2か所合わせて24.5億円を市が支援するというので、最初から結論を言いますが、今、新型コロナウイルス感染拡大で、事業者が、自分たちの、特に飲食店など、経営が大変だという中で、こうした大きい金額を支援するというので、市民や事業者の理解が得られるのかどうかというところです。

先ほど、赤平委員が質疑した事業者支援も、昨年度までのを全部合計すると4億円余りだったかな、ざっくり合わせると。それで、今年度も、今やっているのを含めると、やっぱり、見劣りするなというのが率直な感想です。

それで、簡潔に、この2つの事業を市として支援すると決めた目的をお示してください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○平岡弘志都市整備部長** 市が現在進めている2つの事業を支援する目的についての御質疑にお答えいたします。

新町一丁目地区及び中新町山手地区における市街地再開発事業等は、地区の老朽化した商業施設や中小小売店舗、事務所、空き地等を共同化・集約化し、土地利用の高度化を図ることを目的としたものであり、安全で快適な都市環境の創出に寄与するものであります。また、本事業は、国の補助制度の要件に合致するとともに、商業、医療、業務、都市居住、交流などの高次な都市機能が集積した交流拠点として、これまで蓄積してきた既存ストックを有効活用するとともに、これらの集積を図ることとした青森市立地適正化計画における青森駅周辺地区の基本的な方針にも合致するものであります。これに加えまして、土地の高度利用が図られることによ

り、将来にわたって、安定的な税収となる固定資産税の確保も期待できるものであります。

これらのことから、いずれの事業も、市民や地域にとって、様々な効果を有するものと考えており、これらの効果の発現を促進するために支援することとしたものであります。

**○橋本尚美委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 私たちは、コロナがなくても、この事業は反対で、やはり、もっと広く、市民の願いの実現に回すべきだと主張してまいりました。その上で、また、いわゆる災害級のコロナ禍であります。地上14階とか、13階とか、18階とか、高さが高いのがどうということではないんですけれども、一、二年待って、まずは、地元の事業者支援に回すとかということを検討していただいたのかなあとあって、このテーマで取り上げましたが、何か、もう、コロナ前から決まっていたことだからやるんですよという御答弁でしたけれども、やはり、ここは、災害級のコロナ禍ですので、改めて、立ち止まって、検討を要望しまして、私の質疑を終わります。

**○橋本尚美委員長** 次に、軽米智雅子委員。

**○軽米智雅子委員** 公明党の軽米でございます。よろしくお願いたします。私からは2点質疑いたします。

1点目、第4款衛生費第1項保健衛生費第4目母子保健費に関連して特定不妊治療費助成事業について質疑いたします。過去3年と今年度のこれまでの助成実績をお示してください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。保健部長。

**○坪真紀子保健部長** 軽米委員の特定不妊治療費助成事業の助成実績についての御質疑にお答えいたします。

本市では、不妊に悩む御夫婦の不妊治療への経済的負担の軽減を図るため、国の安心こども基金管理運営要領に基づき、体外受精や顕微授精を行う特定不妊治療に要する費用の一部を助成しております。

過去3年間の助成実績については、延べ件数で、平成30年度は281件、令和元年度は277件、令和2年度は244件となっております。令和3年度は、7月申請分まで、100件となっております。

**○橋本尚美委員長** 軽米委員。

**○軽米智雅子委員** ありがとうございます。この不妊治療を受けている御夫婦は5.5組に1組と言われております。政府は2022年4月から保険適用を実施する方針を示しておりますけれども、公明党としても、これまでの間を、しっかりと、さらに拡充していくということのを推し進めて、今年1月から助成制度が拡充しました。6回助成を受けられる中の初回を30万円、2回目から15万円だったものを、1回目から6回目まで全て30万円に、また、回数も、生涯で最大6回から、子ども1人で最大6回、また、所得制限の撤廃、事実婚も対象にと、大変大きく拡充しました。こ

の制度の拡充によって、助成件数は増えたのでしょうか。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。保健部長。

**○坪真紀子保健部長** 制度拡充後の助成件数についてお答えいたします。

当該助成制度について、国では、令和3年1月1日以降に終了した治療を対象に、所得制限の撤廃、助成額の増額、助成回数の制限を生涯から1子ごとの回数に変更するなど、助成内容を拡充いたしました。これを受け、本市におきましても、同年3月から拡充分の申請受付を開始しております。

先ほど、御答弁申し上げたとおり、今年7月までに受け付けした分の助成件数は100件となっており、制度拡充により、昨年度同時期の実績54件と比較すると約1.8倍に増加しております。

**○橋本尚美委員長** 軽米委員。

**○軽米智雅子委員** 約1.8倍という、本当にこの短い期間でこれだけの方が、やはり、こういう条件が拡充されたことによって、たくさんの方が治療を受けられるようになったということで大変うれしい限りだなと思います。

令和2年12月15日の閣議決定で、令和3年度中に詳細を決定し、令和4年度当初から保険適用を実施というふうなことが決定された中で、工程表によれば、7月から9月あたりにガイドラインの完成を予定しているというふうにありましたけれども、何か、この医療保険適用についての具体的な内容は示されていますでしょうか。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。保健部長。

**○坪真紀子保健部長** 来年度からの医療保険適用についてお答えいたします。

国では、不妊治療の保険適用について、令和3年7月21日に改正された厚生労働大臣の諮問機関であります中央社会保険医療協議会において、対象とする治療や検査などをどこまで拡大するかを議論しております。また、令和3年8月31日に公表された厚生労働省の「令和4年度予算概算要求の概要」につきましては、「不妊治療の保険適用への対応については、予算編成過程で検討する」と記載されております。

現時点で、具体的な内容が示されていないことから、今後の国の動向に注視してまいります。

**○橋本尚美委員長** 軽米委員。

**○軽米智雅子委員** ありがとうございます。本当に、これから、また具体的なことが決まって、保険適用がスタートすれば、多くの御夫婦が、治療を受けられるようになるということを大変期待しているところであります。この項は終わります。

次に、第3款民生費第1款社会福祉費第2目障害者福祉費に関連して、障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業についてお伺いします。

令和2年度に実施した当該事業の概要と実績をお示してください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** 軽米委員からの障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業についての御質疑にお答えいたします。

障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業は、国の令和2年度の新型コロナウイルス感染症に関する緊急経済対策の一環として、国の全額補助により、障害福祉の現場におけるロボット技術の活用を通じて、感染症の拡大防止や介護業務の負担軽減等を図り、労働環境の改善、生産性の向上等を通じて、安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進することを目的に行った事業であります。

事業概要といたしましては、障害者支援施設等が感染症拡大の防止、介護負担軽減、労働環境の改善、生産性の向上等を図るために介護従事者の負担軽減効果が認められることなどの要件を満たしたロボット等を導入するための費用について、1機器当たりの経費を10万円以上30万円以下とし、障害者支援施設事業者においては1施設当たり150万円、共同生活援助事業者においては1事業所当たり60万円を上限として補助するものであります。

当該事業の実績といたしましては、2法人4事業所が事業を活用したところであり、導入したロボット等につきましては、要援護者を抱えるなどの行為を補助する移乗介護機器が9台、要援護者を移動させる際に利用する移乗介護機器が2台、自動でポータブルトイレの排せつ物の密封を行う排せつ支援機器が2台、要援護者の動きを察知し、知らせる見守り機器が4台の計17台となっており、合計で273万4000円の補助を行ったところであります。

事業効果といたしましては、ロボット等を導入した事業者からは、介護業務の負担軽減が図られ、働きやすい職場環境が整備された、介助に不慣れな職員による補助であっても、安心感を持って支援できる、利用者のけがの防止につながっているなどの効果があったと報告されているところであります。

**○橋本尚美委員長** 軽米委員。

**○軽米智雅子委員** 本当に多くの喜びの声が入っているというふうに、今、お聞きしましたけれども、これは令和2年度だけの事業なんですか。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** 再度の御質疑をお答えいたします。

ロボット等導入事業については、令和2年度、昨年度限りの事業でありました。

**○橋本尚美委員長** 軽米委員。

**○軽米智雅子委員** これは、今、幾つか、ロボット等の器具について御紹介がありましたけれども、この種類というのは、国から指定されているのでしょうか。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

国のほうから示されておりますのは、障害者支援等に、コロナウイルスの感染拡大防止であるとか、介護の負担軽減等の生産性の向上を図るために、ロボット等を導入するなどの費用として、ロボットであるとか、移動の介助の用具といいますか、器具といいますか、という内容では示されております。

**○橋本尚美委員長** 軽米委員。

**○軽米智雅子委員** これは、事業所のほうに、要するに、募集をして、手挙げをしてもらったと思うんですけども、募集の方法というのは、例えば、全ての事業所に文書を流したのか、それともホームページ等で募集をしたのか、その辺、分かりますか。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

本事業の実施に際しましては、全障害者支援施設に導入意向の確認を行いまして、それを踏まえて、事業の実施をしたところであります。

**○橋本尚美委員長** 軽米委員。

**○軽米智雅子委員** そうすると、先ほどあった2法人4事業所ということは、それ以外から募集がなかった、外れた事業所はなかったと。募集したけれども、外れたという事業所はなかったということでしょうか。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

先ほど申しましたが、全障害者支援施設に導入意向の確認をした結果、先ほど御紹介いたしました2法人4事業所から活用の申出がありまして、申出がありました2法人4事業所に対し、支援したところであります。

**○橋本尚美委員長** 軽米委員。

**○軽米智雅子委員** ありがとうございます。

あとは、要望で終わります。人口減少が進んで、さらには少子化と高齢化が同時進行している今、この日本の中で、ますます、この介護ロボットの需要というのが、求められているかと思えます。技術もどんどん進化し、ロボットの分野も物すごく広がっている中で、国も介護ロボット等の導入に力を入れています。厚生労働省の「令和4年度障害保健福祉部予算概算要求の概要」の中では7.3億円の要求をしているところなので、今後、また、国からこういった支援事業の予算が来るかと思えます。周知をしっかりとさせていただいて、より多くの施設事業者が活用してもらえるように、また取組を行っていただきたいと要望して、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

**○橋本尚美委員長** 本日の委員会はここまでで終了し、明日午前10時に委員会を開き、残る質疑を行います。

なお、各会派の残り時間については、後ほど事務局を通じてお知らせいたします。本日はこれにて散会いたします。

**午後4時7分散会**



## 2日目 令和3年9月14日（火曜日）午前10時開議

**○橋本尚美委員長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）  
これより、本日の委員会を開きます。失礼して、座らせていただきます。

本日の委員会は、昨日に引き続き付託された議案の審査を行います。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、館山善也委員。

**○館山善也委員** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）あ  
おもり令和の会、館山善也です。よろしくお願ひいたします。

議案第138号「決算の認定について(令和2年度青森市自動車運送事業会計決算)」。  
コロナの影響から、乗車数が減った、利用者数の減少につながって、減益につなが  
たと報告がありました。

青森市では、令和元年度から、夏ダイヤ・冬ダイヤを、2ダイヤ制を導入してお  
り、様々な工夫を取り入れているところではありますが、今回の減益につながった  
背景の中でも、この2ダイヤ制は有効的なものだったのかお示してください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。交通部長。

**○赤坂寛交通部長** 館山委員の2シーズン制ダイヤ導入の効果につきましての御  
質疑にお答えをいたします。

〔館山善也委員「ちょっと聞こえない」と呼ぶ〕

**○赤坂寛交通部長** 御質疑にお答えをいたします。

令和元年度から実施いたしました2シーズン制ダイヤにつきましては、冬期に交  
通環境や利用状況が大きく変化する雪国としての地域特性に対応するため、利用客  
が増加する冬期について、増便を行うとともに、運行実態に即した所要時間の調整  
を行い、運行を行ったところであります。

2シーズン制ダイヤの効果といたしましては、令和2年度冬ダイヤでは、冬の利  
用客の増加に合わせ、令和2年度夏ダイヤに比べまして、平日が11便増の882便、休  
日が10便増の757便とし、利便性の向上が図られたところであります。また、運行時  
間の変更につきましては、冬期における定時性を高めるため、路線や曜日、時間帯  
ごとに調整をしたものでありまして、大雪ではない朝のラッシュ時間で申しますと、  
例えば、南部方面では、イトーヨーカドーから古川までの所要時間を4分延ばした  
ところ、古川では、通年ダイヤは7分の遅れであったのに対し、冬ダイヤでは3分  
の遅れと4分の改善が図られたところであります。

こうしたことから、2シーズン制ダイヤの導入により、通年ダイヤに比べ、定時  
性が向上したものと考えております。

**○橋本尚美委員長** 館山委員。

**○館山善也委員** 答弁ありがとうございます。この2シーズン制ダイヤというんで

すか、北海道を中心として、また、雪国では、民間も含めて、積極的に導入しているところだと思いますし、また、青森市においても、非常に有効ではないかなと思っておりますが、残念なことは、やはり、コロナ禍に突入してしまったので、このデータがその時々で変わってしまっているというところが、一連の流れでは、ちょっと残念だったかなと思っております。

しかしながら、交通部長が、今、申し上げたとおり、場所によって、適切に対応しているということではあります。結果的に、利用者数が減り、マイナスになっていると。

ある面、企業的な考え方も必要ですけれども、公共的なものを考えて、必ずしも利益を追求するものではないということをお話しますが、ただ、約2億円ものマイナスになっているということは、工夫がまだまだ必要でないかなと思いますし、これからのバス運営というのは、やはり、一方ではその足であるとともに、マイナスをいかに減らしていくのかということが課題だと私は感じております。

そこで、バスの交通の路線編成というのは、年間計画を立てて、国にそれを提示するというところをお聞きしております。コロナ禍において、公共交通、特にバス事業においては、このバスの路線のダイヤ編成は利益に大きく影響を及ぼすと考えます。

そこで、ここで、コロナに対して、柔軟にバス編成ができるように、国に働きかけることを要望しますが、お考えはいかがでしょう。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。交通部長。

**○赤坂寛交通部長** 館山委員の運行ダイヤに関します再度の御質疑にお答えをいたします。

市営バスでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、利用者が減少しているところではありますが、これまでの約8割の方には、通勤・通学など、市民の足として、引き続き、御利用いただいているところでもあります。このため、市営バスでは、こうした市民生活を支えるとともに、過度な密を回避するための感染拡大防止の一環としても、減便をすることなく、運行してきているところでもあります。

そういったことで、運行計画につきましては、現在の新型コロナウイルス感染症の拡大の状況なども注視しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○橋本尚美委員長** 館山委員。

**○館山善也委員** そうですね。やはり、減便をすると、過度な密になるということ。理屈は分かります。ただ、実際に、そちらのほうでも試算していると思うんですけども、100円の利益を得るために、1000円以上かかる路線とか、2000円かかる路線というのを試算していることをお聞きしております。

ですから、中心部のいつも必要とされる学校や通勤者が集中するところに関しては、特段、減便をしてくれということではなく、多少、そういった経費がかかると

ころを、また、時間帯によっては減便をしてもいいのではないかなど。また、市民に周知をするためにも、お時間がかかるということもお聞きしましたが、このコロナ禍で——恐らく、この1年、2年で誰もが収まるとは思っていないと思います。そのことを踏まえれば、事前にこのバスの時間帯を発信するときに、この印をつけて——例えば、今でも、土・日の運行バスの時間帯と平日が違うように、もし、緊急事態宣言やコロナが過度になった場合には、この路線の時間帯は削りますということを、あらかじめ、こちらで想定して提示していき、例えば、今、青森市はそうではないですけれども、今回、県で出したような、県のほうの特別緊急事態宣言に対しても、そのような形で対応できるように、事前に告知するような、そういった工夫があれば、減便は可能ではないかなと思いますし、現に乗車率は減っているわけですから、減っているところを試算して、その分のバスの時間を削るということは可能な部分だと思いますので、これは努力していただきたいことを要望して、この項は終わりたいと思います。

続いて、青森市では、昨年度導入したドライブレコーダーの設置により、どのような効果があったのかお尋ねいたします。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。交通部長。

**○赤坂寛交通部長** 市営バスへのドライブレコーダーの導入につきましての御質疑にお答えをいたします。

交通部では、社会問題化しているあおり運転などの交通トラブルへの対策強化や、車内の防犯性の向上及びサービスの改善を図るため、平成30年第3回定例会予算特別委員会における舘山委員からの御意見などを踏まえ、昨年11月までに、市営バス全車両にドライブレコーダーを導入したところであります。本年3月に策定いたしました青森市自動車運送事業経営戦略におきまして、ドライブレコーダーを活用し、安全運転マネジメントの強化や運転研修の充実、接遇マナーの向上などの取組を掲げ、安全で信頼のあるサービスの提供に努めていくこととしております。

お尋ねの導入効果についてであります。導入により、ドライブレコーダーに記録される車内・車外の映像や音声のほか、走行中の速度やエンジン回転数などのデータを活用することによって、様々な効果が得られております。具体的な主な効果といたしましては、1つには、市営バスで発生した事故や交通トラブルの発生時において、映像データを確認することにより、原因の究明と処理の迅速化が図られております。2つには、事故に至らないものの、その一歩手前の事例、いわゆるヒヤリハットが確認された場合の位置データを全乗務員が共有することにより、事故予防運転の徹底が図られ、再発防止につながっております。3つには、平日頃の走行中の車速——速度やエンジンの回転数などのデータを数値化した安全運転日報を活用し、各乗務員に対し、データに基づき、アクセルやハンドル操作等の安全面やエコドライブの観点から、きめ細かな乗務指導等を行うことにより、運転技術の向上や安全運転意識の高揚が図られております。4つには、接遇研修におきまして、映像

や音声データを活用し、良好な接客対応の在り方を共有することで、接遇マナーの向上が図られているところであります。主な強化といたしましては、以上でございます。

**○橋本尚美委員長** 館山委員。

**○館山善也委員** いいことばかりですね、やはりね。早くに導入してよかったと思っております。

そこで、ドライブレコーダー設置により、ドライバー——運転手ですね、やはり、自分の身を守るということにつながってくると思いますし、いかなる、何でしょう、その場のいろいろないわれも、このデータがあれば立証できやすいんじゃないかなと思っております。ドライバーの意識が向上されたことは理解しました。

また、市民の利用する方の反動的なものがあったら、お尋ねしたいと思えます。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。交通部長。

**○赤坂寛交通部長** ドライブレコーダー導入後の市民の反応についての御質疑にお答えをいたします。

市営バスでは、毎年12月から2月までの3か月間、車内の安全操作やエコドライブ等の運転及び接遇対応に関する視点から、15項目につきまして、モニターの評価を頂いているところであります。その結果で見ますと、ドライブレコーダーを導入した昨年度は、4点満点中、平均3.46点となりまして、ドライブレコーダー導入前の令和元年度の平均3.29点を0.17点上回ったことから、ドライブレコーダーを活用した乗務指導等の効果もありまして、市民の反応につきましては、日常的に市営バスを利用されているお客様の評価が上がったものと認識しております。

**○橋本尚美委員長** 館山委員。

**○館山善也委員** 分かりました。

ちなみに、今、通常、乗用車ですと、ドライブレコーダーで録画していますとかというステッカーなどがあるんですが、市営バスには、そのような、例えば、表に向かって、ドライブレコーダーを積んでいますよとか、車内も撮影していますよ、そういった告知などはされているのでしょうか。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。交通部長。

**○赤坂寛交通部長** ドライブレコーダーを搭載していますということでの表示に関する質疑についてお答えをいたします。

交通部では、全車両の前面、それから、お客様のお乗りいただく側面、それと後方から見る後ろ側にも、全て、ドライブレコーダー搭載中という掲示をしております。また、車内にもドライブレコーダーを搭載しているという旨を掲示しながら運行しているところであります。

以上でございます。

**○橋本尚美委員長** 館山委員。

**○館山善也委員** 分かりました。そういった効果が、やはり、その数値を生んだも

のだと思いますので、これからも、工夫をしながら、市民の安全のために頑張っていたきたいということを申し添え、同時に、やはり、市の財産ですので、利益も多少考えながら、バスの編成に特化していただきたいなということを要望して、バスのほうは終わりたいと思います。

続きまして、議案第133号「決算の認定について（令和2年度青森市一般会計・特別会計歳入歳出決算）」より質疑させていただきます。

この令和2年度は、雪が非常に多かったということで、土木費が前年度対比で10.88%増加してしまったという報告を受けました。当然ながら、まれに見る豪雪で、災害級の雪だったということでもあります。

また、その1年前、令和元年度は、まれに見る少雪で、雪が少なかったということもあり、道路が見えたところから、雪の費用を活用して、道路補修に早めに柔軟に対応したというところの姿勢は、小野寺市政の柔軟な対応として、評価するものであります。

令和2年度は、雪が多かったこともあり、その後の議会での専決処分の報告を見ますと、道路の未補修、いわゆる道路の穴ぼこによって、車両が事故をする報告が多岐にわたって受けており、やはり、この道路事情によっての事故というのは、今、まだ車の事故ですが、場面によっては、命に関わる重大な管理だと思っておりますので、その辺を注意していただきたいなと思っております。

また、その道路からの部分で、今、児童・生徒の通学路に車が突入し、最悪のケースとしては、命を奪ってしまうという事案も発生しており、決して珍しい事件ではなくなってしまったなという印象があります。今の政権のほうで、全国の通学路の安全点検を申し上げまして、全国、地域において、安全点検が行われたという報告を受けており、青森市でも、地域の要望があったところ、通学路の安全点検を実行したと聞いております。

この安全点検をしたことによって、どう改善されたのか、また、その安全点検をした箇所の数、また、その実効性について、どのような市の考えなのかお尋ねしたいと思います。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○平岡弘志都市整備部長** 通学路の合同点検についての御質疑にお答えいたします。

通学路の安全対策につきましては、教育委員会が策定する通学路の安全確保に関する取組の方針をまとめた青森市通学路交通安全・防犯プログラムに基づき、各小・中学校から要望のあった危険箇所について、合同点検を実施し、具体的な対策を行っているところであります。

今年度に各小・中学校から危険箇所としてリストアップされた箇所について、7月26日から8月11日にかけて、教育委員会、学校、道路管理者、青森警察署等の関係機関による合同点検を実施したところであります。合同点検を実施した箇所のうち

ち、本市が管理する道路について、改善を必要とされた箇所は20か所あり、具体的な対策内容として、通行スペースとして、路側帯を設けるための外側線の設置、交差点の見通しを確保するための安全対策、交差点形状を明確にする視線誘導標の設置やドットラインの設置などの安全対策を検討しているところであります。

今後におきましても、教育委員会をはじめとした関係機関と連携の下、通学路の安全対策に努めてまいります。

**○橋本尚美委員長** 館山委員。

**○館山善也委員** やはり、今回のこの事例は、児童・生徒の命を守るという働きで重要な任務だと思っております。当然、県や、また、交通を管理している警察、また、場面によっては、青い森鉄道の土地までも、調整が必要な箇所もあるかと思えますけれども、そういった重責であることを踏まえて、取り組んでいただきたいことを要望して、終わりたいと思います。

ありがとうございました。

**○橋本尚美委員長** 次に、村川みどり委員。

**○村川みどり委員** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）最初に要望です。

市内のある中学校のお母さんから、私の中学校3年生の娘は、性は女性、心は男です。ある中学校で、女子のパンツ・スカートを選べるようになったのは大変よかったんだけど、胸元にリボンをつけなければならないということを強制されて、心の風邪を引いていますということでした。ぜひ、そういう、リボンを強制するようなことをしないで、自由に選べるような、選択できるような環境をつくっていただきたいと思います。

それでは質疑に入ります。

最初に、校則について質疑したいと思います。

一般質問で、教育長は、市内の中学校の19校中10校で、ツーブロックが禁止されていますとおっしゃっていました。そして、その前段で、教育長は、本来、髪型は個人の判断に委ねられるものだという答弁をしました。私は全くそのとおりでと思います。髪型は個人の判断に委ねられるものだという答弁でした。その点については、大変すばらしい答弁だったと思います。

私たちも、全く、そのことに対しては同じ考えですけれども、髪型は個人の判断に委ねられるものだという考え方、その認識に沿って、やはり、考えていく必要があると思っております。そして、その後、教育長は、市内の高校で、ツーブロックを禁止している学校に、受験のときに、その髪型で行くのは難しいという答弁でした。

それではお聞きします。市内の高校で、ツーブロックを禁止していない高校を教えてください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 市内の高校でツーブロックを禁止していない学校をという御質疑でしたが、禁止しているという表現がないというか、それを挙げますと、高等学校から聞き取った感じでは、青森高校には、そういうような表記がないと。脱色、染色、パーマメント等はしないというふうになっているようですが、ツーブロックの記載はないというふうに聞いております。

以上でございます。

**○橋本尚美委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** 青森高校は禁止していないと。

教育長の認識でいうと、ツーブロックを禁止している高校に、受験のとき、その髪型で行くのはどうかという答弁でした。であれば、ツーブロックを禁止していない学校に行く子どもたち、あるいは、そもそも高校に行かない子どもたちに対して、ツーブロック禁止だとする理由はどういうふうに説明するのでしょうか。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** ツーブロックがなぜ駄目なのかということはどう説明するかということですが、一般質問の場面では——多くの子どもたちは進学し、多くの高等学校がそれを認めていない中では、当然、髪型は自由だから、勇気を持って、その髪型で行けというような指導は、学校は当然しないのはお分かりいただけると思いますが、一般的に、ツーブロックを含め、金髪もありますし、そういう場合、それぞれの場面では、TPOに合わせた姿というものがあるのであって、例えば、金髪を中学校が認めたとして、そのときに、金髪の子どもたちが学校にたくさん通学してきて、近所の学校周辺の住宅の皆さんは、それを見て、自由でいい学校だと思うかどうかということです。恐らく、学校には、様々な苦情がやってくるでしょう。学校の先生は、それに対して対応をしなければならなくなります。そういうようなことは、一般社会であれば、確かにそういうのも自由でしょうけれども、学校という、一般社会とはまた異なる社会にあっては、校長の判断の下、ある一定程度の制限があるのは、それは認められるんだろうというふうに思っております。

そして、多くの高等学校がこれを禁止しているんだけど、進学しないから、あなたは自由だねと、そういうような考え方に、私はなかなか立てないというふうに思っております。

以上でございます。

**○橋本尚美委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** 市内の19校中10校がツーブロックを禁止しているということで、教育長の理論で言うと、受験に行くために、ツーブロックは禁止しているんだよということですよ。じゃあ、禁止していない学校は、入試を軽視しているというふうにも言いたいというふうに取りられかねないんですけれども、その辺はどうですか。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 9校の学校は禁止していないというのは、9校の学校は、いわゆる生活の決まり、広く言うと校則ですが、この中にそれを禁じる記載がないということでお話ししたわけで、そこにはないからといって、書いてないものは自由だというわけでもないの、多くの高校がそうなっているのであれば、恐らく、それらの学校でも、ツーブロックはしないよという指導がなされているんだろうと思いますので、書いてある学校、書いてない学校で、指導が異なるんだろうというふうには思っておりません。

以上でございます。

**○橋本尚美委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** じゃあ、中学校3年間は、受験のために、3年間、学校生活を過ごすんですか。そうじゃないでしょう。受験のために、校則を決めているんですか。受験というのは、中学校3年間の課程の一つであって、365日、受験のために中学生が生きているわけじゃないでしょう。

教育長が、受験の前に髪型を変えて行くのはどうかというふうに、一般質問で言っていましたけれども、私は——それこそが教育だし、この学校ではツーブロックを禁止しているから、受験のときは、あなた、ちゃんと髪型直して、行きなさいねと言うのが教育でしょう。それこそ教育だと思います。その場その場に、どういう格好で、どういう髪型で行けばふさわしいのかということをお教えることが教育じゃないですか。365日、3年間、受験のために学校に行っているわけじゃないですよ。先ほど、TPOに合わせた形でやるとかと言っていましたけれども、そういうふうに、そういうことを教育するのが学校現場であって、受験のためだから、ツーブロックは駄目だよというふうに禁止して、子どもたちが納得していますかということです。

時間がないので、提案をしたいと思えます。

熊本市教育委員会で、今年の3月、「校則・生徒指導のあり方の見直しに関するガイドライン」というのをまとめました。必要かつ合理的な範囲内で制定されることということで、このガイドラインには、判例においては、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的範囲内で校則を制定することというふうに示されています。このスキームで、各学校で校則の見直しをやりなさいよという、熊本市教育委員会が、校則の在り方、生徒指導の在り方のガイドラインを示しています。

教育長が、髪型は、本来、個人の判断に委ねられるものだという認識であるならば、それを基準にして、校則の見直しを図っていく必要があるんじゃないかというふうに思っています。ぜひ、熊本市の教育委員会のガイドラインを参考にして、青森市も取組を始めていただきたいと要望して、これは終わります。

次に、特別児童扶養手当について質疑します。

8月30日付の地元紙を見ると、特別児童扶養手当——障害児のいる家庭に支給されているものです。これが、全国的に10年間で3倍近く却下されている人が増えていると報道されていました。



そこで、本市の状況をお伺いします。時間がないので、制度の説明は要りません。過去3年間の申請件数と却下件数だけを簡潔に述べてください。

○橋本尚美委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 村川委員からの3年間の特別児童扶養手当の申請件数と却下件数についてお答えいたします。

特別児童扶養手当の申請件数と却下件数ですが、まず、平成30年度は申請が124件のうち、却下が5件、令和元年度は申請が157件のうち、却下が4件、令和2年度は申請が133件のうち、却下が2件となっております。

○橋本尚美委員長 村川委員。

○村川みどり委員 その却下になった理由は何でしょうか。

○橋本尚美委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。

却下となった原因・理由ですが、障害の程度が基準に達していなかったものであります。

○橋本尚美委員長 村川委員。

○村川みどり委員 障害の程度が達していなかった——もう1回、すみません。

○橋本尚美委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。

却下の理由が、障害の程度が基準に達していない、非該当であったということ聞いております。

○橋本尚美委員長 村川委員。

○村川みどり委員 全国だと、ここ10年間で却下が3倍ぐらいに増えているということだったので聞いたんですけれども、本市の場合は、それほど増えていないということでした。

それで、関連して聞きますけれども、全受給者のうち、有期再認定が必要な人は何人いるのでしょうか。

○橋本尚美委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。

特別児童扶養手当を受給している方のうち、再度の認定が必要な方について、申し訳ございません、今、ちょっと、手元に数字がありません。

○橋本尚美委員長 村川委員。

○村川みどり委員 じゃあ、後でお知らせください。

それで、その再認定が必要な方が、期限が来て、認定が取下げになって、あるいは返還などの措置がされた数を後でお示しくください。

それで、この特別児童扶養手当の認定は県がやっているんですけれども、申請から認定まで、どれぐらい期間がかかっているのでしょうか。

○橋本尚美委員長 答弁を求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

県のほうでの申請から決定までの期間ですが、おおむね4か月程度と聞いております。

**○橋本尚美委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** この認定までの期間が4か月もかかっているって、どう思いますか。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

県のほうで、決定までの4か月の期間については、県のほうで適正に審査されているものと承知しております。

**○橋本尚美委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** ちょっと長過ぎますよね。県でやっているのではないとはいへ、もう少し、例えば、早くできないかとか、決定をもう少し早くしてくれとか、そういうふうな要望はしたことあるんでしょうか。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

県での特別児童扶養手当の申請については、適正に行われているものと認識しております。

**○橋本尚美委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** 申請した人にとってみれば、4か月間も待たせられるって、本当に大変ですよ。それを適正に審査されていると認識していること自体が間違っていると私は思うし、その申請した人、市民の立場に立てば、やっぱり、市として、もっと早く認定してください、早く認定できないですか、その審査会でのやり方を改善できないですかというのが青森市の役割でしょう。

児童扶養手当も大体3か月から4か月、身体障害者手帳も大体2か月から3か月ぐらいかかっていますよね。やっぱり、市民の立場、申請した人の立場に立って、県や国にしっかり物を言う、そういう立場に立つべきだと思います。

それで、特別児童扶養手当の周知についてはどのように行われているのでしょうか。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

特別児童扶養手当の周知に関してですが、本市では、市のホームページや「広報あおもり」、あと、市民ガイドブックを活用して周知しているところでもあります。また、身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳、これらを交付する際に、福祉サービス等の情報をまとめた福祉ガイドブックを窓口で配付しておりますが、その際にも、本制度についてお知らせしているところでもあります。

**○橋本尚美委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** 以前、特別障害者手当の質問をしたときに、ホームページが分

かりづらいということで改善してもらいました。そうしたら、その改善されたやつを見て、県が、早速、青森市は変わっているねと、青森市のやつは見やすいねと言って、県が市のやつをまねて、ホームページを改善したんです。

それで、この特別児童扶養手当も、やっぱり、見て分からないです。もうちょっと、例えば、施設に入所している人は駄目ですとか、それだけじゃなくて、こういう施設は駄目、入所していてもいいけれども、こういう施設はいいですよとか、もっと丁寧に制度を周知する方法を模索していただきたいと思います。

同じように、障害児福祉手当というのがありますけれども、これも過去3年間の申請件数と却下件数、件数だけお示してください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** 質疑にお答えする前に、先ほどの特別児童扶養手当に関する有期再認定の件数についてであります。認定については、県のほうで行っておりますので、本市のほうでは把握しておりません。

ただいまの御質疑の障害児福祉手当の申請件数と却下件数、3年でよろしいですか——まず、平成30年度は、申請件数が29件のうち、却下件数が1件、令和元年度は、申請件数が35件のうち、却下件数が2件、令和2年度は、申請件数が13件のうち、却下件数はありません。

以上でございます。

**○橋本尚美委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** これも同じように、障害を持っている児童に対して支給されるものです。同じように、やっぱり、周知もまだまだ足りないし、これは市で決定されるものなので、若干、特別児童扶養手当よりは早く決まっていますけれども、周知もまだ不十分だし、本当に行き渡っているかといえ、そういう状況になっていないので、しっかりと周知を強めるとともに、ホームページをもっと分かりやすく改善していただきたいということを要望して、これは終わります。

次に、学校営繕のほうに行きます。

学校営繕要望書の中に、いろいろ、ずっと見ていくと、校舎への玄関・昇降口へスロープを設置してほしいという声が結構書いています。

よって、現在、スロープを設置している学校は何校か。それから、スロープの設置要望をしている学校は何校か。それから、今後の対応を示してください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

**○小野正貴教育委員会事務局教育部長** 村川委員のスロープ設置校が何校あるのか、あと、スロープの設置要望をしている学校が何校あるのか及び対応についての質疑に順次お答えいたします。

本市の学校施設のバリアフリー対応につきましては、小・中学校の改築の際に、玄関に車椅子対応のスロープを設置いたしますとともに、校舎の1階に多目的トイレを設置するなどのバリアフリー化を図ってきたところであります。校舎の昇降口

にスロープを設置している学校数につきましては、小学校が9校、中学校が7校、計16校となっております。

次に、スロープの設置要望についての御質疑にお答えいたします。

令和3年度の営繕要望におけるスロープ設置の要望件数は、小学校が5件、中学校が2件、合計で7件となっております。

スロープの設置要望を含めました営繕要望につきましては、今後も、緊急度や優先度を見極めながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○橋本尚美委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** 金沢小学校には、エレベーターがつくことになりました。それで、金沢小学校には在籍している車椅子を使っている子どももいて、学校からは屋内運動場の間にある渡り廊下にスロープの設置を要望されているんですけども、それはどのように対応する予定でしょうか。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

**○小野正貴教育委員会事務局教育部長** 金沢小学校からのスロープの設置要望への対応についての御質疑にお答えいたします。

金沢小学校のバリアフリー化の状況につきましては、平成26年に改築した際に、玄関に車椅子対応のスロープを設置し、校舎の1階に多目的トイレを設置するなどのバリアフリー化を図ったところであります。

金沢小学校からのスロープの設置要望は、救急車など、緊急時の利用のため、校舎と屋内運動場の間をつなぐ渡り廊下の非常口にスロープを設置してほしいというものであります。当該校はバリアフリー化されておりますことから、仮に、屋内運動場で児童の体調が悪化した場合には、校舎玄関に救急車両を接続し、救急隊員の対応の下、屋内運動場から渡り廊下、校舎までに至るルートを速やかに搬送することが可能でありますことから、渡り廊下へのスロープの設置は考えていないところであります。

以上でございます。

**○橋本尚美委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** 金沢小学校に在籍している車椅子の児童は、前にも言いましたけれども、今後、甲田中学校への入学を希望しています。今後、甲田中学校にもエレベーターの設置が必要だと思いますけれども、どうでしょうか。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

**○小野正貴教育委員会事務局教育部長** 甲田中学校へのエレベーターの設置についての御質疑にお答えいたします。

改正バリアフリー法では、既存建築物に対しては、エレベーターの設置などの建築物移動等円滑化基準への適合は努力義務とされております。このことから、教育委員会といたしましても、要配慮児童・生徒等が在籍する学校において、円滑に移

動できるよう、既存の学校施設へのエレベーター設置を含めたバリアフリー化の検討を進める必要があると考えております。

甲田中学校へのエレベーターの設置について、同校の校舎は、バリアフリー対応が行われる前の建築でありまして、抜本的な改修工事が必要となりますほか、立地条件によりまして、校舎と屋内運動場が2階の渡り廊下で接続されている特殊な構造となっており、金沢小学校のエレベーター設置工事に比較いたしまして、膨大な工事費が必要となりますことから、甲田中学校にエレベーターを設置することは考えていないところであります。

以上でございます。

**○橋本尚美委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** いやあ、冷たいですね、本当に。

改正バリアフリー法の附帯決議には、既存の学校も、そして、全ての学校施設において、バリアフリーを整備することを加速していくように求めています。お金がかかる、かからないにかかわらず、バリアフリー化していきなさいというのが国の方針です。実際、その児童が、この学校で生活すると分かっているんだから、早めに対応するのが市教育委員会の責任じゃないですか。お金がかかる、かからないにかかわらず、エレベーターを速やかに設置するように求めたいと思います。

それで、一般質問で指摘した、3年間、法定点検違反をしていた防火扉についてはどのように対応しますか。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

**○小野正貴教育委員会事務局教育部長** 防火扉の点検に係る指摘事項への対応についての御質疑にお答えいたします。

防火扉など、防火設備の法定点検において、指摘を受けた事項のうち、未対応となっているものにつきましては、全て、本年度対応予定となっております。

以上でございます。

**○橋本尚美委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** いろいろ質疑を準備していたんですけども、最後、市民病院に要望します。

今回もWi-Fiを使えるようにしろという質問がいっぱいあったんですけども、「#病室Wi-Fi協議会」というところがあって、国が病院用のWi-Fi開設をコロナ対策の一つであるというふうに認め、予算がつきましたと。病院関係者の方々には、ぜひ、厚生労働省に病室Wi-Fi開設を申請してくださるようお願いいたしますということで、補助金が出ます。それで、補助金の申請締切りは9月30日までになっています。ぜひ、市民病院にWi-Fi環境の補助金の申請をしていただくようお願いして、質疑を終わります。

ありがとうございます。

**○橋本尚美委員長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時からといたします。

## 午前10時48分休憩

---

## 午前11時再開

○橋本尚美委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、澁谷洋子委員。

○澁谷洋子委員 あおもり令和の会、澁谷でございます。よろしく申し上げます。

最初に、公債費についてお伺いいたします。

市税が減収となる中、毎年、決まった公債費がありました。市は、財政はどのように取り組んできたのかお示してください。

○橋本尚美委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 澁谷委員からの市の財政運営についての御質疑にお答えいたします。

まず、市税収入であります。平成28年度の約341億円に対しまして、令和元年度は約344億円と約3億円増加したものの、令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等によりまして、約336億円となり、平成28年度と比較すると約5億円の減収となったところであります。

市債残高であります。市債の償還額を発行額が上回らないよう、抑制に努めまして、プライマリーバランスの黒字化を図ることにより、縮減に努めてきたところであります。これによりまして、平成28年度末残高の約1511億9000万円から、令和2年度末残高は約1330億円ということで、約182億円減少したところであります。これに伴い、公債費につきましても、平成28年度の約154億4000万円から、令和2年度は約135億円ということで、約19億円減少し、市税の減収等の影響を補うことができているところであります。

このように、令和2年度の市税収入は減収となりましたものの、市債残高の縮減の取組など、直面する市政課題の解決と両立しながら、財政健全化への努力を積み重ねてきましたことから、財源調整のための基金取崩し額、いわゆる財政赤字に相当するものですが、こちらは平成28年度から令和2年度にかけて約10億円圧縮できたところであります。

今後におきましても、引き続き、新型コロナウイルスという100年に1度の感染症の影響による厳しい財政環境にありますものの、都市間競争力の基盤となる持続可能な財政運営の確立を図ってまいりたいと考えております。

○橋本尚美委員長 澁谷委員。

**○澁谷洋子委員** 御答弁ありがとうございます。

次に、現在の経済状況において、税収の減少傾向が続くと予測されますが、これに対し、市はどのような財政運営を行っていくのかお示してください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。企画部長。

**○織田知裕企画部長** 今後の財政運営につきましてお答えいたします。

現時点におけます今後の経済状況であります。日本銀行の経済・物価情勢の展望——7月のものであります。この中では、「当面の経済活動の水準は、対面型サービス部門を中心に、新型コロナウイルス感染症の拡大前に比べて低めで推移するものの、ワクチン接種の進捗などに伴い感染症の影響が徐々に和らいでいくもとで、外需の増加や緩和的な金融環境、政府の経済対策の効果にも支えられて、回復していくとみられる」との基本的見解が示されているところであります。また、総務省が去る8月31日に公表しました令和4年度地方財政収支の仮試算では、内閣府が試算しました名目成長率などに基づき、機械的に算定した仮置きの数値ということですが、地方税は対前年5.4%増と見込んでいるところであります。

このような経済情勢の中、歳入面に関しましては、社会の変化に応じた新たな税源の涵養が必要であります。今般の新しい働き方担い手誘致プロジェクトを通じました企業やクリエイターなどのリモートワーク人材、新規就農者の誘致などによる新たな仕事づくりに加え、ふるさと応援寄附制度による寄附の獲得や地方交付税の確保を図るなど、財源の確保に努めてまいります。また、歳出面につきましては、今後の財政需要に的確に対応し、引き続き、事業の選択と集中を図ってまいります。

このような取組により、青森市財政プランにおける令和5年度末の3基金残高50億円の確保と市債残高の縮減の達成という目標を堅持しつつ、都市間競争力の基盤となる持続可能な財政運営の確立を図ってまいりたいと考えております。

**○橋本尚美委員長** 澁谷委員。

**○澁谷洋子委員** ありがとうございました。

すみません、企画部長にお尋ねしたいことがあるんですけども、今後の経済情勢の、歳入に関してはというところで、ふるさと応援寄附制度による寄附の獲得というのがあるんですが、これに対して、この青森市は何だと一番魅力があるんじゃないのかなという考えはありますでしょうか。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。企画部長。

**○織田知裕企画部長** ふるさと応援寄附制度でありますけれども、今年度、ふるさと納税の寄附をするホームページのサイトをかなり増やしまして、寄附の増加につながっております。今までは1つとか2つとかに限られていたんですけども、そのことによりまして、寄附の増加につながっております。今定例会で補正予算も提出させていただいているところであります。

何がというとなんなんですけれども、実際に、リンゴですとか、特に、また、おいしいリンゴですね、そういったものの人気はかなり高く、それに対する商品を

増やした結果、寄附が大幅に増えております。

そういったところを含めて、今、市民部のほうでも頑張っ、て、寄附の獲得を図っておりますけれども、青森ならではの地場産品、青森の持つ魅力の地場産品が、やはり評価されているのではないかと考えております。

**○橋本尚美委員長** 澁谷委員。

**○澁谷洋子委員** ありがとうございます。このふるさと応援寄附制度の商品に関わることで、ホームページを見させていただきました。そのときに、リンゴやニンニクという地場産品をいろいろ扱っている中で、求めてくるのは、物のいいもの、大きいもの、見た目がすごくよく見えるものというのを皆さんは求めて、寄附をしてくださると思うんですけども、今年のように、こういう天候であれば、それがかなわなかったりする場合もあると思います。そこは、やはり、役所のほうでも、臨機応変に対応をしていただきたいということを要望させていただきます。ありがとうございます。これに関しては終わらせていただきます。

次、市場の決算についてお伺いします。

令和元年度、令和2年度の工事請負費と維持修繕料の内容と決算額及び令和3年度の内容をお示してください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。農林水産部長。

**○大久保文人農林水産部長** 澁谷委員の中央卸売市場における工事請負費と維持修繕料についての御質疑にお答えいたします。

まず初めに、令和元年度と令和2年度における工事請負費と維持修繕料であります。令和元年度の工事請負費は、令和2年度までの2年間で整備する青果低温倉庫低温設備改修工事、花き棟低温設備改修工事及び場内通路舗装工事の3件で、決算額は1億5809万101円であります。また、令和元年度の維持修繕料であります。電力検針用メーター取替えや青果棟排水管修繕など、46件で、決算額が1072万4540円となっております。

続きまして、令和2年度の工事請負費であります。青果低温倉庫低温設備改修工事、青果低温倉庫西側側溝改修工事及び水産増築棟南側屋上防水改修工事の3件で、決算額が2億9714万3000円となっております。また、同じく令和2年度の維持修繕料であります。水産棟シャッター修繕や花き棟通路補修など、40件で、決算額は1808万2934円となっております。

続きまして、令和3年度における工事請負費及び維持修繕料であります。工事請負費につきましては、青果棟屋上防水改修工事及び青果棟シャッター取替え工事の2件を予定しており、また、維持修繕料は、関連店舗西側水道配管修繕など、8件を予定しているところであります。

**○橋本尚美委員長** 澁谷委員。

**○澁谷洋子委員** 今まさに、この屋上防水工事というのが始まったところではないかと思うんですが、今朝ほども、いろいろ、重機が来て、屋上に足場を組むなり何



なりという修繕が始まったように見受けられているんですけども、まだまだ、この市場棟に関しては、修繕をたくさんしていかなきゃいけないところが増えると私は思っています。それは、現場を見て、現場を歩いて、毎日感じていることなんですけど、例えば、渡り廊下を歩いて、頭の上から水漏れしてくるということが起きていたりというのがあって、この屋上防水という工事が始まったと思うんですけども、私の要望を言わせていただければ、まず、入り口のところの市場管理棟——職員の皆さんがいるところですね。夏、ただただ汗をかいて、皆さん、一生懸命、市場の管理運営に努めていただいている職員たちがいました。それで、帰ると、涼しいところで仕事をできるかといえ、そうでもなく、ドアも大変なことになっていましたね。ということで、私は、市場の建て替えを含めて、今後検討していただきたいのは、まずは、職員の皆さんが少しでもいい環境で働いていただきたいということと、そして、食べ物を扱う青果棟、魚の水産棟でも、そして、花の花き棟であっても、市民の皆さんの口に入るもの、目に見えるものを取り扱っている場所なので、今後は、やはり、建て替えを少しずつ進めていただきたいなというふうに要望して、終わりたいと思います。ありがとうございます。

次に、市営住宅使用料の収入未済額について伺います。

令和元年度及び令和2年度の市営住宅使用料の収入未済額をお示してください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○平岡弘志都市整備部長** 令和元年度と令和2年度の市営住宅使用料の収入未済額についての御質疑にお答えいたします。

令和元年度の市営住宅使用料の収入未済額は、現年分は302万5220円、滞納繰越分は5877万219円、合計で6179万5439円となっております。

令和2年度は、前年度と比較して、現年分は109万4988円増の412万208円、滞納繰越し分は596万3745円減の5280万6474円、合計で486万8757円減の5692万6682円となっております。

**○橋本尚美委員長** 澁谷委員。

**○澁谷洋子委員** ありがとうございます。すみません、この令和元年度及び令和2年度の収入未済額の中で、時効になった金額というのはあるのでしょうか。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○平岡弘志都市整備部長** 令和元年度と令和2年度の収入未済額についての再度の御質疑にお答えいたします。

今、澁谷委員から、時効になったというお話がありましたけれども、そういったものはないというふうに考えております。

**○橋本尚美委員長** 澁谷委員。

**○澁谷洋子委員** ありがとうございます。

次に、市営住宅使用料の未納者への対応をお示してください。また、今後、新型コロナウイルス感染症等の影響により、納付が困難になる者が増えるのではないかと

私は思うんですけれども、市ではどのように対応をしていくのかお示してください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○平岡弘志都市整備部長** 市営住宅使用料の未納者等への対応についての御質疑にお答えいたします。

市営住宅使用料の未納が発生した場合には、市営住宅使用料収納マニュアルに基づき、文書や電話による催告を行いながら、収入の状況から納付困難と思われる方には、減免申請の指導を行っているところであります。また、個々の生活状況に応じて、分割納付誓約書を徴収し、その履行状況を確認するとともに、収入状況の変化に応じて、分納額の見直しを行っているところであります。

今後、これまでの収納対策に係る取組を徹底するとともに、早期に未納者への接触を図り、新型コロナウイルス感染症等の影響により収入が減少し、市営住宅使用料の支払いが困難となった場合は、減免制度の積極的な活用を指導することにより、収入未済額の縮減に努めてまいります。

**○橋本尚美委員長** 澁谷委員。

**○澁谷洋子委員** ありがとうございます。特に要望等はありませんが、この新型コロナウイルス感染症の影響が一番あるのじゃないかなと思って、今回、この市営住宅の使用料のことをお伺いしました。まだまだ、この先も、減免の申請等、ここに住む住民の方からの相談というのが寄せられると思いますので、そのときは柔軟な対応を求めたいと思います。よろしくお願いします。

次に、教育委員会にお尋ねします。

昨年実施されました国勢調査の速報値が6月25日に県から発表となり、前回の調査が行われた2015年と比べて、青森市の人口は、5年間で約1万2000人の人口減少がありました。これは、大変驚きであると同時に、青森市が抱える課題が改めて浮き彫りになったのではないかと考えています。

人口の減少は、他の自治体のほとんどにおいても見られてきておりますが、別なほうから見ると、少子化に拍車がかかっているという状態があるのではないかと。青森市の小・中学校においては、学級で共に学ぶ友達の数が減り、これに伴って、学校内の先生の人数も減っている状況にあると思います。市の将来を支える子どもたちが健全に成長していくために、学校の授業で学力を伸ばすことはもちろんですが、多くの先生方やクラスメートと会話を重ね、笑い合っ、意見を交わすなど、人間的な関わりも非常に大切なのではないかとと思うところがたくさんあります。1人の子どもを取り巻く人数が減り続ける現状で、学校の教育活動を維持しつつ、かつ、発展させていくためには、これまで以上に地域の住民が学校の教育活動に関わりを持っていただく、小・中学校の義務教育9年間を通して、地域の教育力を学校教育に最大限に生かしていただくことが必要ではないかと考えております。

例えば、私が住む荒川地区の中学校では、運動会や文化祭、地域の敬老会、市民センターまつりでYOSAKOIソーランを披露しております。子どもたちが身に

まとうはんてんには、この地域に住む御婦人方の皆さんの協力があって、大切にしてきた嫁入り道具の着物が使われたりしておりました。たんすに入れておくよりも、今の子どもたちのために使いたい、使ってほしいという思いが込められた着物を見て、地域の方々が学校や集会所に何回も集まって、1枚ずつ手作りで仕立てられています。発表のたびに、会場に皆さんは足を運び、自分の着物はどれだというふうを探して、涙するほどの人がいるという、この地域に根づいた行事となっております。また、お盆の時期に行われる地区町内親善野球大会は、今年で74回を数え、毎年、各町会が交流しております。それぞれのチームには小学校・中学校の生徒も参加するなど、親子で参加できる地域行事となっております。かつて参加した子どもたちが大人になり、青森にいなくても、お盆で帰省した際には参加し、自分が育った学校の校庭を会場に行う世代を超えた地域交流は、人とのつながりを生み出して、歴史と伝統がこの荒川に根づいたのではないかと思いついておりました。

このように、荒川地区は、保護者や地域住民が積極的に学校や子どもを支えていく意識が強く、多くの方々が学校行事などの協力を行っています。このことに対して、私は、この地区に生まれてよかったなという大きな誇りを持ってきました。

今年度、荒川中学校では、学区の小学校と連携し、児童・生徒及び地域住民が一緒になって、避難訓練を行うなど、予定がいろいろあると伺っておりますが、子どもたちが地域を見詰め直すことにより、地域の問題に気づき、安全・安心な荒川地区のまちづくりについて考え、行動していく精神を育むことが可能になるなど、教育効果が高い取組として期待していきたいところではあります。地域住民が教育活動に関わることで、学校・地域の双方に大きな恩恵が生まれる。常日頃から考えておりますが、全ての学校に、このような地域と連携した取組が波及していくことを一番に望みます。

そこで質疑させていただきます。市の小・中学校における地域と連携した教育活動について、具体的にお示しください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 澁谷委員の小・中学校における地域と連携した教育活動についての質疑にお答えいたします。

本市の児童・生徒が、多様な人々の考えや価値観に触れ、共に協力しながら、持続可能な社会の担い手として成長していくためには、学校が保護者や地域の協力を得て、特色ある教育活動に取り組むことが重要であります。このことから、市内各小・中学校におきましては、積極的に保護者や地域と連携した教育活動に取り組んでいるところです。

例えば、油川小学校では、地元の商店会が主催する学区の主要道路沿いにかかしを設置する活動において、児童がかかしの制作や俳句作りに取り組むなど、油川地区のまちづくりに学校と地域が一体となって取り組んでおります。また、甲田中学

校では、生徒が学区内の各町会と共同で公園や通学路の清掃活動にも取り組んでいるところ です。

中でも、コミュニティ・スクールとして指定されている東中学校区など、8中学校区におきましては、学校の運営方針や教育課程の編成、教職員の任用等に保護者や地域の考えを反映させる仕組みである学校運営協議会を設置し、学校と一体となって、教育活動の充実を図っているところです。具体的には、浦町中学校区では、学校運営協議会が、学内の小・中学生を対象としたスポーツクラブを立ち上げ、子どもの健全育成や地域創生に向けた活動に取り組んでおります。また、浪岡中学校区では、学校運営協議会が、学区内の小・中学生を対象に、思いやりの心を育むための映画上映会を開催しております。

教育委員会としては、今後も、各小・中学校が保護者や地域との連携を深め、地域の特色を生かした教育活動を推進できるよう、支援してまいります。

以上でございます。

**○橋本尚美委員長** 澁谷委員。

**○澁谷洋子委員** 御答弁ありがとうございます。自分が学校に通っていたときとは違い、今は、保護者や地域の方の意見を取り入れながら、教育活動を進めているというのは、とても、ギャップを感じるというよりも、すごく幸せなことだなと私は感じました。

ただ、ただいまの御答弁の中にもありましたが、東中学校区など、8中学校区をコミュニティ・スクールとして指定しているとありましたが、地域との結びつきを強めているということ、私自身、このコミュニティ・スクールというのは大切なんだというのをよく耳にします。

そこで質疑させていただきますが、コミュニティ・スクールとして指定されている学校をお示しく下さい。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** コミュニティ・スクールとして指定されている学校についての質疑にお答えいたします。

本市において、コミュニティ・スクールとして指定されている学校は、まず、東中学校区では、東中学校、東陽小学校、原別小学校及び野内小学校、油川中学校区では、油川中学校及び油川小学校、筒井中学校区では、筒井中学校、筒井小学校及び筒井南小学校、浦町中学校区では、浦町中学校、堤小学校、菫町小学校、橋本小学校及び浦町小学校、戸山中学校区では、戸山中学校及び戸山西小学校、北中学校区では、北中学校及び北小学校、三内中学校区では、三内中学校、三内小学校及び三内西小学校、浪岡中学校区では、浪岡中学校、浪岡南小学校、浪岡北小学校、女鹿沢小学校、浪岡野沢小学校、本郷小学校及び大栄小学校、以上、8中学校区において、中学校8校、小学校20校、合計28校となっております。

**○橋本尚美委員長** 澁谷委員。

**○澁谷洋子委員** ありがとうございます。少子化が進む中で、学校の教育で子どもたちの人間性を育てていくためには、この地域との協力を探るだけではなくて、小学校と中学校の交流を深めながら、集団での交流を活発にすることが重要であると思います。このことで、上級生が年下の子どもへの接し方を学び、下級生が理想の上級生というふうに取り組む機会が増え、子どもたちの成長が見込まれるのではないかと思います。

青森市には、小中一貫校として、義務教育9年間を通じた教育活動を行うことを可能にし、教育効果を高めている学区があると伺っておりますが、小中一貫校で行われている地域を学ぶ学習の内容についてお示してください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 小中一貫校で行われている地域を学ぶ学習についての質疑にお答えいたします。

小中一貫校におきましては、地域の特色や住民の願いなどを踏まえ、小学校と中学校で共通のテーマを設定し、子どもの発達段階に配慮しながら、地域を学ぶ学習を進めております。例えば、三内中学校区の小学校では、世界文化遺産に登録された三内丸山遺跡についての特色や魅力を学び、中学校では、小学校で学んだことを基に、修学旅行で遺跡をPRしたり、インターネットで世界に発信したりする活動に取り組んでおります。また、北中学校区の小学校では、地域の水産振興センターや漁業組合の協力を得て、海産物の商品加工体験を通し、身近な山や川が海の豊かな環境をつくり出していることを学び、中学校では、小学校で得た漁業の知識に加え、漁網を編む体験を通して、漁業が地域に果たす役割について学んでいるところであります。

以上、このような活動が執り行われているということでもあります。

**○橋本尚美委員長** 澁谷委員。

**○澁谷洋子委員** それぞれ、自分の地域の特色を学んでいくということで、自分の住んでいるところを理解しながら、地域に愛着を持つことに大きな効果があると思いますが、実際に取り組んでいくのは子どもたちです。

そこで、小中一貫校に通う子どもたちは、地域への関心を持つことや学校での授業について、どのように感じているのかお示してください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 小中一貫校に通う子どもたちが地域への関心や学校での授業について感じていることについての質疑にお答えいたします。

本年7月、小中一貫教育を行っている小・中学校に対し実施したアンケート調査からは、1つに、地域と連携した学習を通し、地域への興味が高まったと回答した児童・生徒が約8割に上ったこと、2つに、授業で、できた・分かったと実感できると回答した児童・生徒が約9割に上ったこと、3つに、異学年交流を通して、中学生への憧れを抱いたり、小学生の見本になろうと考えていると回答した児童・生

徒が約9割に上るなどの結果を得ております。

小中一貫教育は、地域に対する理解を深め、学習への意欲を高める効果があるものと考えております。

以上でございます。(発言する者あり)

すみません。先ほど、具体例の3つ目として、異学年交流を通して、中学生への憧れを抱いたり、小学生の見本になろうと考えていると回答した児童・生徒が約9割と申し上げましたが、正確には約8割でありましたので、おわび申し上げ、訂正します。

**○橋本尚美委員長** 澁谷委員。

**○澁谷洋子委員** ありがとうございます。小中一貫教育を受けている児童・生徒の多くが、地域への関心が高まったり、授業に対して、手応えを感じていることは、素晴らしい成果ではないかと思えます。こうした取組が継続されれば、学力も徐々に伸びていくものと思われま。

そこで、小中一貫教育を実施して、学力についてはどのような伸びが見られたのでしょうかお示してください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 小中一貫教育による学力の伸びについての質疑にお答えいたします。

教育委員会が、市内の小中一貫教育を導入している4中学校区9校に対し、6月に実施した創造的思考力を図るための調査によりますと、平成29年度から小中一貫教育に取り組み、小学校高学年に教科担任制をいち早く導入した三内中学校区と本年度から取り組む他の3中学校区を比較すると、三内中学校区では、文章で回答する問題や獲得した知識や新たな発想を働かせることで解決策を導く問題の正答率が一番高く、また、回答がなかった児童・生徒の割合が最も低くなっていたところです。

小中一貫教育は、思考力・表現力等の育成に効果があるものと考えているところであります。

以上でございます。

**○橋本尚美委員長** 澁谷委員。

**○澁谷洋子委員** 小中一貫教育という、地域との連携を強めながら、教育の充実を目指していく取組は大変素晴らしいと思えます。そうした取組が青森市にさらに広がっていくことを望んでおります。

教育委員会には、これまで以上に、地域と学校が一体となった教育活動が行われるよう尽力していただきたいというのと、人口減少、税収の減少など、少なくなるということしか、この青森市の決算では、私は、そういうふう感じてしまうところが多々あったので、これから、いろいろなことが起きてくる中で、様々、考えたり、取り組んでいかなきゃいけないんだろうなという、今回の決算だったのではな

いかと思いますので、皆さん、それぞれ、仕事は大変だと思いますが、なるだけ、この青森市で子どもを育ててよかったなと思えるような取組を考えていただきたいということを要望して、私からの質疑は終了させていただきます。

ありがとうございました。

**○橋本尚美委員長** ただいま都市整備部長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。都市整備部長。

**○平岡弘志都市整備部長** 先ほどの澁谷委員の市営住宅使用料の収入未済額の御質疑における時効の額についての再度の質疑におきまして、令和元年度及び令和2年度の実績はなしと御答弁申し上げましたが、令和元年度において、1件、24万7000円ありました。おわびし、訂正いたします。

〔澁谷洋子委員「はい、ありがとうございました」と呼ぶ〕

**○橋本尚美委員長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午後0時50分からといたします。

### 午前11時38分休憩

---

### 午後0時50分再開

**○橋本尚美委員長** 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、丸野達夫委員。

**○丸野達夫委員** 自由民主党の丸野達夫でございます。

水道部に3点、まず最初に質疑させていただきます。

質疑の1番目、令和2年度下水道事業会計決算についてお伺いしたいと思います。

議案別冊、令和2年度青森市下水道事業会計決算書、8ページ、損益計算書におきまして3億3746万余円の純損失が計上されており、本会議初日の提案理由説明では、地方公営企業法の適用初年度費用として、退職給付引当金等の特別損失7億1602万余円が生じたことにより、当年度純損失を計上することになったとの説明がありました。公営企業会計における特別損失につきましては、事業の通常の経営に伴うものではなく、災害損失等のため、臨時かつ巨額の支出が必要とされる場合、また、その発生の実事が、当然、過去の年度に属すると考えられるものにつきましても、特別損失として処理されると聞いておりますが、令和2年度決算におきまして、純損失が生じる原因となった特別損失の内訳をお示してください。

続きまして、2点目、令和2年度農業集落排水事業会計決算についてお伺いいたします。

議案別冊、令和2年度青森市農業集落排水事業会計決算書、10から11ページの剩

余金計算書におきまして、4505万余円の繰越欠損金が計上されており、本会議初日の提案理由説明におきましても、前年度繰越欠損金から当年度純利益を差し引いた結果、未処理欠損金を計上することになったとの説明がありました。下水道事業と同様に、農業集落排水事業につきましても、令和2年4月1日から地方公営企業法の財務規定を適用しており、令和2年度決算は、公営企業会計へ移行して初年度の決算になるとのことですが、公営企業会計へ移行した初年度の決算にもかかわらず、前年度繰越欠損金が生じている理由をお示してください。

次に、水道事業会計について質疑させていただきます。

ここ数年、日本では、夏場に向け、毎年のように豪雨災害が発生しております。本県でも、つい先月、台風第9号から変わった温帯低気圧による大雨の影響で、七戸町、むつ市大畑地区、風間浦村などで土砂崩れや土石流などにより、甚大な被害が発生しております。今回の災害では、水道施設への被害が著しく、特に災害が大きかった風間浦村下風呂地区につきましては、長期にわたって、全域で断水が発生するという事態になっております。このため、本市職員の災害派遣を含め、各機関が協力して、懸命の作業に当たった結果、現在は、仮復旧により、断水が解消しているとのことですが、本格復旧が完了するまでは、まだまだ不安定な状態にあると思われまます。

その一方で、青森県では、令和2年4月に公表された国の新たな巨大地震モデルを踏まえ、本年5月に、津波浸水想定を変更し、本市沿岸部の浸水想定の設定が引き上げられ、昨今の豪雨災害に目が行きがちですが、以前にも増して、地震への備えが求められていると感じております。こうしたことから、やはり、大規模地震発生時におきましても、市民の命の水をつなぐライフラインの機能を維持するためには、水道事業者として、水道管の耐震化は最も重要な取組だと思えます。

そこで、水道会計の資本的支出の建設改良費におきまして実施された水道管の耐震化につきまして、過去3年間の施工実績と全体に占めるその割合及び直近の全国平均割合についてお示してください。

以上です。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。水道部長。

**○横内修水道部長** 丸野委員からの3点の御質疑に順次お答えいたします。

まず初めに、令和2年度下水道事業会計決算における特別損失の内訳についての御質疑にお答えいたします。

下水道事業につきましては、令和2年4月1日から地方公営企業法の財務規定を適用したところでありまます。この公営企業会計におきましては、現金の収支の有無にかかわらず、経済活動の発生という事実に基づき、その発生を都度記録し、整理する発生主義を原則とした会計処理となります。このことから、令和元年度以前の事業経営に起因するものにつきましては、令和2年度において、予算計上の機会が失われているため、特別損失として経理したものであります。



令和2年度に計上した特別損失の内訳につきましては、まず令和元年度末時点における退職給付引当金の必要額が4億8825万7406円、次に令和2年度に納付することとなる令和元年度事業に係る消費税及び地方消費税が1億2298万8300円、令和元年度末時点の未収金に係る貸倒引当金が5704万4547円、最後に令和2年6月の賞与及び当該賞与に係る法定福利費の令和元年度分の引当金が4772万9759円、合計で7億1602万12円となっております。

2点目の初年度決算において、前年度からの繰越欠損金が生じている理由についての御質疑にお答えいたします。

農業集落排水事業につきましても、令和2年度から地方公営企業法の財務規定を適用したところであります。この公営企業会計への移行に当たり、資産調査を実施の上、固定資産台帳を整備し、開始貸借対照表を作成したところ、資本の部におきまして、資本剰余金を除くとマイナスとなっており、この額が、会計処理上、繰越欠損金となるものであります。この繰越欠損金が生じることとなりましたのは、償却資産に係る負債残高が資産残高を上回っていたことが主な要因であります。この負債残高が資産残高を上回る理由といたしましては、企業債の借入れは、その償還期間を、一律、鉄筋コンクリート造りの建物などの減価償却期間に合わせて行っておりますが、機械や装置等の減価償却期間は、この企業債の償還期間と比べて短いため、償却資産の負債残高が資産残高を上回る状況となったものであります。

3点目の水道管の耐震化工事の実績等についての御質疑にお答えいたします。

本市において、管路の耐震化は、耐用年数を経過した老朽管や漏水修繕履歴のある配水管を耐震性のある配水管に更新する配水管整備事業と、おおむね口径300ミリメートル以上の配水管を耐震管で布設する基幹耐震管路整備事業の2つの事業により進めております。管路の耐震化の方法といたしましては、継ぎ手が抜けない耐震管の布設と、固い良好な地盤において、継ぎ手が抜けにくい耐震適合管の布設があり、これらを合わせた過去3年間の施工実績・施工延長につきましては、平成30年度が約16.3キロメートル、令和元年度が約14.8キロメートル、令和2年度が約15.5キロメートルとなっております。総管路延長に占める耐震管と耐震適合管の合計延長割合である耐震適合率は、過去3年間の実績では、平成30年度が76.0%、令和元年度が77.0%、令和2年度が77.8%で、着実に率が上昇してきております。

全国平均値につきましては、基幹管路における耐震管率及び耐震適合率が厚生労働省から公表されており、直近であります令和元年度末におきましては、耐震管率につきましては、全国平均26.6%に対し、本市は33.9%、耐震適合率につきましては、全国平均40.9%に対し、本市は66.0%となっております、いずれも全国平均を上回っております。

今後につきましても、水道は市民の皆様の大切なライフラインでありますことから、大規模災害への備えとして、計画的に管路の耐震化を図ってまいります。

**○橋本尚美委員長** 丸野委員。

**○丸野達夫委員** 御答弁ありがとうございました。

水道管の耐震化対策につきましては、全国平均を上回っているという状況ということがよく分かりました。これに慢心せずに、ライフラインとして、市民生活と地域の産業活動を守り抜くという強い気持ちを持ちまして、さらに災害への備えを着実に、効果的に進めていただきますよう、強く要望して、この質疑は終わりたいと思います。

次に、自動車運送事業会計決算につきまして質疑いたします。

令和2年度決算では、一時的なことではあると思いますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が大きく減少したとのことですが、感染拡大前と比べ、どういう状況であったのかをお示しください。また、今年度の状況につきましてもお知らせください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。交通部長。

**○赤坂寛交通部長** 市営バス利用者の状況についての御質疑にお答えをいたします。

国の調査によりますと、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、公共交通の利用者につきましては、全国的に大幅な減少となっているところであり、令和2年度の本市における市営バス利用者の状況につきましても、全国的に学校の休業要請がなされた令和2年3月から減少傾向が顕著に表れまして、全国へ緊急事態宣言が発出された4月、5月には最大となり、前年度に比べ3割を超える減少となったところがあります。その後、感染拡大の状況により減少幅の増減が続き、最終的に、令和2年度のバス利用者数は578万4413人となっており、前年度に比べ128万348人、18.1%の減少となったところがあります。また、令和3年度につきましては、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響が見られるものの、4月から8月末までの5か月間では、バス利用者が221万7553人となっており、前年度に比べ7万8911人、3.7%の増加となっていることから、堅調に推移してきているものと認識しております。

以上でございます。

**○橋本尚美委員長** 丸野委員。

**○丸野達夫委員** 御答弁ありがとうございました。

新型コロナウイルス感染症は、現在も拡大が続いており、その影響は今後も続くと思われまます。さらなる赤字が見込まれると思いますが、どのような対策を考えているのかお示しください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。交通部長。

**○赤坂寛交通部長** 経営改善に向けた取組についての御質疑にお答えをいたします。

経営改善に向けた中長期的な計画として、本年3月に青森市自動車運送事業経営戦略を策定したところがあります。本経営戦略の投資・財政計画におきましては、

令和3年度につきまして、新型コロナウイルス感染症による利用者減少の影響を見込んだところでありますが、実績として、先ほど述べましたように、4月から8月末まで、5か月間で、バス利用者が221万7553人となったということで、前年度に比べ7万8911人、3.7%の増加となってきておりますので、そうしたところから堅調に推移してきているものと認識しております。

今後も、利用者数や運送収益等の状況を注視しながら、必要に応じて、随時、見直しを進め、経営改善に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症への対策として、これまでも取り組んできた新しい生活様式への対応の強化や、新たにバス車内でのICカード——AOPASSの導入によるキャッシュレス化を進め、感染収束後の観光需要の回復に向けた受入れ環境の整備も併せて行うことにより、利用者の確保を図ってまいりたいと考えております。

**○橋本尚美委員長** 丸野委員。

**○丸野達夫委員** 御答弁ありがとうございました。

コロナが拡大する前から、バスの置かれている状況は非常に本当に厳しいものがある、それに対して、自動車運送事業会計では頑張っているなどというのは常々感じております。ただ、もうやれることにも限界があると毎回言っているんですが、その中でも、新たな取組をやっていくんだという、その姿勢は評価したいと思えますし、期待したいと思えます。また、今回、かなり厳しい状況の中で、特別減収対策企業債が3億610万円ですか——低利で0.004%、そういう努力もしているんだなということを感じますし、今後、頑張ってもらいたいと思えます。特に変わったなと思うのは、私も、たまたまこの間、バスを利用したんですが、以前、運転手の態度が悪いという評価がありましたけれども、乗っていても、非常に気持ちいい対応をしてくれるようになったなというのを肌感覚で感じるようになりました。ただ、一方で、まだ駄目という声も聞こえるということは、多分、運転手個々の問題にもなるでしょうから、乗ったバスによって、対応が違うということのないように、社内研修のほうを進めていただければ、さらによくなるのかなと思っておりますので、その点を申し上げて、この質疑を終わります。

次に、決算審査意見書について質疑させていただきます。

本定例会に監査委員による決算審査意見書が提出されておりますが、監査委員の意見にどのように取り組んでいるのかをお示しく下さい。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○館山新総務部長** 丸野委員からの決算審査意見書における意見への取組についての御質疑にお答えいたします。

決算審査意見書につきましては、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項において、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見をつけて、議会の認定に付さなければならないとされていることから、本市では、毎年、決算の認定を求める第3回市議会定例会に提出しているところであります。

監査委員による決算審査においては、予算執行の手続、決算整理、記帳及び年度を通しての財務運営の当否が審査の対象であり、当該団体の財務運営が適法になされたかどうか、予算が目的どおり効率的に執行されているかが審査の要点とされており、本市では、この決算審査により、監査委員から付された意見に適切に対応するよう努めているところであり、今後においても、本市の健全な行財政運営と持続可能な財政基盤の確保に向け、監査委員から頂いた御意見を踏まえた対応ができるよう、さらに取り組んでまいります。

**○橋本尚美委員長** 丸野委員。

**○丸野達夫委員** ありがとうございます。

この質疑をしたのは、実は、私も監査委員をやったことがあるんですが、意見書をまとめるのに、結構、中で話し合っ、苦勞して作っているの、意見書を作っ、作り放しというのはちょっとあんまりだなというふうな思いもありました。それで、何か取り組んでいる様子も見られないような感じだったんですが、今、御答弁で取り組んでいるんだということでもあります。それはそれでいいです。それで、さらに取り組んでいくということなのでいいんですが、ここからは要望です。代表監査委員がいるんで、要望を述べたいと思いますけれども、やはり、意見書の中で指摘するのはいいんですが、この指摘でどう変わったのかということも、追記で書いておいていただけ——例えば、昨年度、こういう指摘に対して、こういう改善が見られたので、どうのこうのというふうな意見も付記していただければ、非常に分かりいい意見書になるのかなという思いで質疑させていただきました。これにて、この件は終わりたいと思います。

次に、教育委員会に3点、質疑させていただきます。

「令和3年度青森市教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書—令和2年度の実績—」を基に、22ページ、33ページ、36ページについてお伺いしたいと思います。

小学生のための食育チャレンジ・プログラム事業についてお伺いたします。令和元年度決算より49万8000円増の99万8000円となっておりますが、その内容をお示してください。

2点目が、奨学金貸付事業、就学援助事業、給食扶助事業についてお伺いたします。平成30年度決算をピークに事業費が減少しておりますが、その理由についてお示してください。

3点目、通学区域再編事業についてお伺いたします。通学区域再編事業に係る令和2年度の決算額が159万8000円となっておりますが、その内容についてお示してください。

以上です。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 丸野委員の小学生のための食育チャレンジ・プログラム事業

についての質疑にお答えいたします。

小学生のための食育チャレンジ・プログラム事業は、市内小学校で、食育について学ぶとともに、運動に取り組むことで、学童期からの生活習慣の改善を図るため実施しているものです。平成30年度にモデル校2校が開始し、5か年で市内全小学校において実施することとしているところです。

教育委員会では、各小学校での事業実施に当たり、ボール等の運動用具や栄養のバランスについて理解を深めるための教材等を購入するため、1校につき10万円の事業費を年度当初に配当しているところです。各年度における事業費の決算額については、令和元年度は5校で実施し、決算額49万9524円、令和2年度には10校で実施し、49万8008円増の決算額99万7532円となったものです。また、本年度は、新型コロナウイルス感染防止対策として、事業実施に当たっては、1つには、児童が密集する運動や近距離で組み合ったり、接触したりする運動などを避けること、2つには、縄跳びなどは、自分のものを利用し、児童同士の貸し借りはしないこと、3つには、ボールなどを共用で使用する場合は、使用前後に手洗いを徹底することなど、徹底した感染症対策を講じながら取り組んでいるところです。

以上でございます。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

**○小野正貴教育委員会事務局教育部長** 丸野委員からの残りの2点の御質疑に順次お答えいたします。

初めに、奨学資金貸付事業、就学援助事業、給食扶助事業の事業費が減少している理由についての御質疑にお答えいたします。

奨学資金貸付事業の事業費につきましては、平成30年度決算額で806万940円、令和元年度決算額で670万4000円、令和2年度決算額で543万6029円と年々減少しております。その理由といたしましては、国による高校生等を対象とした高等学校等就学支援金制度の拡充及び大学生等を対象といたしました高等教育の修学支援新制度の創設によりまして、本市の新規奨学生の採用者数が減少したことによるものと考えております。

次に、就学援助事業(単独)の事業費につきましては、平成30年度決算額で2億2918万917円、令和元年度決算額で1億8921万7362円、令和2年度決算額で1億3823万1806円と年々減少しております。その理由といたしましては、少子化の進行に伴います児童・生徒数の減少とともに、就学援助認定者数が減少したことに加え、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、修学旅行の中止や規模縮小があったことによるものと考えております。

次に、給食扶助事業の事業費につきましては、平成30年度決算額で2億1206万4562円、令和元年度決算額で1億7293万674円、令和2年度決算額で1億7248万1929円と年々減少しております。その理由といたしましては、令和元年度は、給食扶助の対象者であります就学援助認定者数が減少したことに加えまして、新型コロナウイルス

ス感染症予防対策として実施いたしました令和2年3月の一斉休校により、給食提供食数が減少したため、対前年度比で大幅な減少となったものと考えております。また、令和2年度は、給食提供食数は令和元年度と同程度であったものの、就学援助認定者数の減少幅が少なかったために、対前年度比で小幅な減少にとどまったものと考えております。

次に、通学区域再編事業に係る決算の内訳についての御質疑にお答えいたします。

教育委員会では、令和2年4月に、青森市立北小学校が開校したことに伴い、児童・生徒の充実した教育環境を確保するため、消耗品の購入や既存備品の移設などを行ったところであります。その内訳は、統合により、学校名が北小学校となりましたため、体育デー用のユニホームを購入した経費といたしまして18万9200円、旧西田沢小学校及び旧後潟小学校から北小学校へ必要な備品等を運搬した経費といたしまして7万6890円、集会用テントの天幕に記載されている学校名を奥内小学校から北小学校へ修正した経費といたしまして4万9995円、旧西田沢小学校及び旧後潟小学校の備品のうち、北小学校で不要とされた物を市内小中学校へ運搬した経費といたしまして61万6954円、旧西田沢小学校及び旧後潟小学校にあった理科実験用化学薬品を廃棄処分とした経費といたしまして66万5420円となっております。

以上でございます。

**○橋本尚美委員長** 丸野委員。

**○丸野達夫委員** 御答弁ありがとうございました。

小学生のための食育チャレンジ・プログラム事業なんですが、コロナ禍なのに、予算が倍増して、大丈夫かなと思っていたんですが、学校数も10校に増やしていますし、それと対策もきちっとなされているということが分かりましたので、安心しました。当然、このプログラムが全小学校に広がっていくようにしていただければうれしいなという思いであります。

そして、あと次に、奨学金貸付事業、就学援助事業、給食扶助事業につきましては、事業費がだんだん減ってきていたものですから、子どもたちの置かれている環境というのが改善したのかなあと思ったんですけども、いや、そうではなくて、新型コロナウイルスの影響によって、修学旅行が中止したり、規模が縮小したり、あと、給食の提供数が減少したために少なくなったんだということが分かりました。ただ、奨学金貸付事業なんですが、国のほうの制度が拡充したので、そっちを採用する人が多い。なので、青森市の分は減りましたということなんですが、それだけは魅力がない貸付事業というふうに思われてしまうので、ニーズに合ったような貸付事業制度というのは、やっぱり考えていかなきゃいけない頃合いなのかなと思いますので、御検討いただければと思います。

次に、学区再編事業につきましても、予算が倍増しているので、いよいよ進むのかなという期待を込めながら質疑しましたが、内容は予定とはちょっと違った状況であります。ただ、約20年前に学区再編計画というのが出て、議会や地域からの猛

反対を受けて、それが実現しなかったという経緯がありますが、個人的にはよくできた資料だったなど私は思います。ただ、出し方が急だったために、すごいショッキングな内容だった。ゆえにこう、何ていうのかな、拒絶反応を起こしたというのは否めないんだと思います。私も実際そうでしたし、ただ、今、よくよく読み返してみると、よく調べて、再編ということについては、深く掘り下げて考えているんだということが今だからこそ分かるんですが、ただ、あれからもう約20年たちました。当然、地域における環境も違ってきましたし、子どもが置かれている状況というのも大分違ってきていると思います。1番は、やっぱり、子どもの利益がどうあるべきかだと私は思います。地域のエゴだったり、大人の事情だったりというのは、それはあるかもしれませんが、やはり、1番に考えるのは子どもの利益だと思います。やっぱり、子どもの利益が大人の事情によって阻害されるような事態があってはいけないと思います。

教育を受ける機会というのは均等でなければいけないし、やはり、小学校に上がったからには、友達100人できるかなではありませんが、たくさんの出会いを求め、そして、その子たちと友情を育むことが今後の人間形成には大事だと私は思っておりますので、学区再編は、大変、山ばかりですけれども、非常に期待を込めて応援したいと思っておりますので、どうか取り組んでいただければなと思います。

次に、病院事業会計決算について、4点お伺いいたします。

議案別冊、令和2年度青森市病院事業会計決算書、11ページの損益決算書におきまして、8532万余円の純利益を計上しており、26ページの事業報告書では、診療単価の増額や新型コロナウイルス感染症に係る補助金による医業外収益の増等によって、純利益を出すことができたような説明がなされております。

そこでお伺いいたしますが、新型コロナウイルス感染症に係る補助金についての内訳をお示してください。

さらに、2点目、特別減収対策企業債によって4億6760万円借入れしており、償還開始を令和3年9月20日としております。特別減収対策企業債で同様のものを自動車運送事業でも行っており、そちらは3年据置きの令和6年9月20日から償還であります。なぜ据え置かなかったのか、その理由をお示してください。

3点目、医療需要の変化をどのように捉え、収入増加対策や経費削減対策をこの1年間取り組んできたのかをお示してください。

4点目、「青森市公立病院改革プラン2016－2020」で目標としている市民病院の早い段階での経常黒字化や浪岡病院の新たな診療体制での継続的な黒字化は、いつ頃を目標年次にしているのかをお示してください。

以上でございます。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。市民病院事務局長。

**○岸田耕司市民病院事務局長** 丸野委員からの4点の御質疑に順次お答えいたします。

まず、1点目の新型コロナウイルス感染症に係る補助金についての御質疑にお答えいたします。

国においては、新型コロナウイルス感染症への対応として、緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等について、都道府県の取組を包括的に支援するため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）、新型コロナウイルス感染症対策予備費を活用した医療機関等への国庫補助金を創設し、医療機関の取組を支援してきているところです。

令和2年度病院事業会計においては、市民病院では、国・県合わせて約14億4500万円、浪岡病院では約5800万円、病院事業会計全体では約15億300万円の補助金の交付を受けたところです。その内訳についてであります。国庫補助金としては、インフルエンザ流行期においても、救急・周産期・小児医療の提供を継続するための感染防止対策等に要する費用を補助する令和2年度インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業補助金など、市民病院では2つの補助メニューで約4800万円、浪岡病院でも2つの補助メニューで約2100万円、病院事業会計全体では約6900万円となっております。また、県補助金として、新型コロナウイルス感染症患者等を入院させる医療機関が行う入院病床の確保に要する経費を補助する令和2年度青森県新型コロナウイルス感染症入院患者病床確保事業費補助金や、発熱やせき等の症状を有している新型コロナウイルス感染症が疑われる患者が感染症指定医療機関以外の医療機関を受診した場合においても診療できるよう、救急・周産期・小児医療の体制確保を目的とした令和2年度青森県救急・周産期・小児医療機関院内感染防止対策事業費補助金など、市民病院では5つの補助メニューで約13億9700万円、浪岡病院では4つの補助メニューで約3700万円、病院事業会計全体では約14億3400万円となったところであり、

次に、特別減収対策企業債の償還についての御質疑にお答えいたします。

特別減収対策企業債については、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための取組に伴う利用者の減少等により、大幅な収入減が発生していることを踏まえ、住民生活に不可欠な公営企業の資金繰りを円滑にするための資金手当措置として講じられたものであります。病院事業会計においては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う医業収益の減少により、資金不足比率が20%を超えるおそれがあったことから、市民病院で4億640万円、浪岡病院で6120万円、病院事業会計全体として4億6760万円の特別減収対策企業債を発行したところです。

特別減収対策企業債の償還は、据置期間は3年以内、期限は15年以内となっております。病院事業会計としては、3年間の据置期間ありの場合には、3年間の元金償還が発生しないというメリットはあるものの、据置期間終了後の毎年の元金償還が大きくなることから、将来の各年度の収支への影響を平準化するため、据置期間なしの15年償還として借入れしたものであります。



次に、医療需要の変化への対応と令和2年度の収入増加対策及び経費削減対策についての御質疑にお答えいたします。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大によって、感染症指定医療機関の病床では足りず、多くの一般病院で、急遽、一般病床を感染症病床に転用するなどの対応が求められたところでした。市民病院においても、一般病棟を感染症患者専用病棟に転用しなければならないなど、大きな変革を迫られたところではありますが、その中であっても、救急医療などの通常医療への影響が出ないように、感染症医療と通常医療の両立に取り組んできたところでした。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う受診控え等による紹介患者や救急搬送患者の減少等に加え、新しい生活様式による急性気管支炎やウイルス性肺炎など、他の感染症の緊急入院の減少等の変化が医業収益にも大きなマイナス要因となったところでした。

令和2年度の病院事業会計における収入増加対策及び経費削減対策についてですが、市民病院では、収入増加対策として、看護職員夜間配置加算や地域医療体制確保加算などの新たな診療報酬加算の取得、集患対策等の強化を図るため、新患受付、患者支援室、医療相談等の窓口の地域医療連携室への統合及び地域医療連携室への社会福祉士の資格を有する事務職員の配置、急性期リハビリテーションの充実とリハビリ部門の収益向上を図るため、平成20年度以来の理学療法士及び作業療法士の増員のための採用試験の実施などに取り組んできたところではありますが、特に新たな診療報酬加算の取得等により、入院診療単価は5万8355円と、前年度より2548円アップしたところであり、患者数の減少に伴う医業収益の減少幅を少しでも抑えることができたものと認識しております。また、経費削減対策として、令和2年4月からのSPD——院内物流管理システム業務の外部化によるコスト削減、災害時のライフラインの確保を図るための地下水浄水処理設備の導入による平常時の水道料金の削減、令和3年4月からの駐車場管理業務見直しのための公募型プロポーザルの実施、平成30年度から実施しているベンチマークシステムを活用した診療材料等のコスト縮減などに取り組んだところでした。

また、浪岡病院では、収入増加策として、浪岡地区のかかりつけ医として、訪問診療・訪問介護への取組の強化、令和2年6月から、新型コロナウイルス感染拡大に伴う医療機関の受診を控えたい患者さんのためのオンライン診療の実施のほか、令和2年12月からは、ヘルステックを核とした健康まちづくりプロジェクトをスタートし、地域住民の健康予防サービスにも取り組んできたところでもあります。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う受診控え等の影響により、医業収益は減少したものの、新型コロナウイルス感染症に係る補助金による医業外収益の増等の影響により、病院事業会計全体では約300万円の黒字となったものの、コロナ禍での補助金は臨時的なものであり、依然として厳しい経営状況にあるものと認識しており、市民病院においては、経常収支の黒字化に向け、経営改善方策を

検討しながら、引き続き、経営改善に取り組んでまいります。また、去る5月31日に開院した新潟岡病院においても、PR等を積極的に行うとともに、新型コロナウイルス感染症の療養患者等を含めたオンライン診療の提供など、積極的に経営改善に取り組むなど、地域に愛され、地域の健康を守るとりでの役割を果たしてまいります。

最後に、黒字化の目標年次についての御質疑にお答えいたします。

病院事業会計については、平成26年度以降、資金不足が生じており、平成29年度決算においては、資金不足比率が10%を超え、地方財政法に基づく起債許可団体となり、毎年度、起債の許可に当たっては、資金不足等解消計画の収支計画を作成し、青森県との協議を行ってきているところです。令和2年度決算を反映した県との協議においては、市民病院では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による病院経営への影響等を踏まえ、経常収支黒字化の目標年度については、令和10年度を目指していく方向で県と協議しているところです。

また、浪岡病院については、令和元年度において、過去の累積資金不足額を解消するため、一般会計から基準外繰入金として約8億円を繰入れしたところであり、令和2年度においても、資金不足額は生じていないところであります。令和3年度においては、地方交付税の不採算地区病院の単価引上げを契機に、浪岡地区のかかりつけ医機能を有する病院としての役割、また、地域の生活を支える地域包括ケアシステムの中核的役割を踏まえ、資金不足額に係る調整額を基準内繰入金として、医業外収益——不採算地区病院の運営に要する経費で受けることとしたため、経常収支上は均衡状態に近づくようになったところであり、経常収支の黒字化の目標年度については設定していないところであります。

以上でございます。

**○橋本尚美委員長** 丸野委員。

**○丸野達夫委員** 市民病院事務局長、御答弁ありがとうございました。

病院事業会計について質疑する際に当たり、市民病院事務局長と聞き取りをさせていただきました。いろいろ疑問に思っていましたけれども、懇切丁寧な聞き取りをしていただき、非常に分かりやすく、誤解も解けたことに御礼申し上げたいと思います。

ただ、市民病院の置かれている経営状況というのは、やはり苦しい。さらに、コロナというもう1つの要素が加わって、さらに苦しい状況に陥っているんだろうなと思います。たまたま、企業債が来たり、補助金ができたりということで、黒字化できましたけれども、予断を許さない状況なんだろうなと思います。

一方で、市民は、比較的、生命に関わることなので、多少、市民病院や浪岡病院が赤字であっても、うるさく言わないという要素もあるんだと思います。だからといって、じゃあ、資金不足を起こしていいかという、これは、話は別になります。やっぱり、企業経営でありますので、黒字化を目指すという目標は、困難であって

も、やっぱり持っておいてほしいし、そこに取り組む姿勢というのが、やっぱり問われるんだと思います。

今回の答弁で、収入増加対策・経費削減対策というのを非常に留意して取り組んでいることが分かりました。このまま続けていって、何とか結果を出してほしいなという思いであります。

そして、黒字化への目標年次、市民病院は令和10年度を目指していくんだということでもありますので、我々も後押しできるように頑張りたいと思います。浪岡病院については、その目標年次というのは設定してないということですが、先ほど、答弁にありましたように、置かれている環境は、本当に浪岡病院も苦しいです。ただ、地域に愛され、必要とされるような病院、そして地域の健康のとりでになるような役割を担っているんだという思いを持って活動していただければ、そのことは市民に伝わっていくんだと思っておりますので、どうかそのように取り組んでいただきたいと思います。

以上で私の質疑は終わりたいと思います。ありがとうございました。

**○橋本尚美委員長** 次に、山崎翔一委員。

**○山崎翔一委員** あおもり令和の会、山崎翔一です。決算特別委員会ということで決算に関連した質疑を行います。よろしくお願いします。2項目、質疑いたします。

まず初めに、競輪事業についてお伺いいたします。

令和2年度競輪事業特別会計の決算の概要についてお知らせください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。企画部長。

**○織田知裕企画部長** 山崎委員からの令和2年度競輪事業特別会計の決算の概要の御質疑にお答えいたします。

歳入歳出の概要であります。歳入につきましては、車券発売収入197億9056万9500円など、合計207億713万155円、また、歳出につきましては、車券発売収入の75%に当たる払戻金148億4292万7125円、市営青森競輪の場外車券発売をしていただく全国の競輪場や民間のインターネット事業者等に対する売上連動経費や青森競輪運営管理業務に係る委託料37億8944万8180円など、計203億3305万3706円であります。これらの差引き額、令和2年度におけます実質収支額は3億7407万6449円でした。

**○橋本尚美委員長** 山崎委員。

**○山崎翔一委員** 差引き3億7407万6449円ということでした。

そこで再度質疑します。この競輪事業収益からの一般会計への繰り出し額、これは令和2年度の繰り出し額についてお知らせください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。企画部長。

**○織田知裕企画部長** 競輪事業収益から一般会計への繰り出し額についての御質疑にお答えいたします。

包括委託事業者との間で締結しております協定に基づきまして、令和2年度におきましては、最低保証額の2億5000万円、また、車券売上額に応じた上乗せ収益と

しまして1億2181万3728円のほか、令和2年6月に実施いたしました国際自転車トラック競技支援競輪開催に伴う収益5415万3488円を加え、合計4億2596万7216円の収益でありました。この事業収益から、競輪事業所職員の人件費6705万6277円と、令和2年度に実施いたしました競輪場施設の修繕・設備更新費用への充当4891万939円を差し引きました3億1000万円を一般会計へ繰り出したところであります。

**○橋本尚美委員長** 山崎委員。

**○山崎翔一委員** 先ほど、質疑しました決算の概要では、実質収支額が3億7407万何がしと。そして、一般会計への繰り出し額については、令和2年度において、3億1000万円ということでした。非常に大きい額だと思います。

こちらは、令和2年度についてお聞きしたんですけれども、これは、令和元年度と比べると、どれぐらいの変化であるか分かりますでしょうか。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。企画部長。

**○織田知裕企画部長** 令和元年度の総額で申し上げます。令和元年度の事業収益額は3億4369万4000円、一般会計への繰り出し額は2億4000万円ということでした。

一般会計への繰り出し額で申し上げれば、令和元年度と令和2年度につきましては、令和元年度から7000万円増ということになったということであります。

**○橋本尚美委員長** 山崎委員。

**○山崎翔一委員** この1年で7000万円の増ということで、非常に大きな伸びを記録したなというふうに感じます。

次に、令和2年度で終了となりました青森競輪中期経営計画、これの新たな計画策定に対する青森市の見解についてお知らせください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。企画部長。

**○織田知裕企画部長** 新たな計画策定についての御質疑にお答えいたします。

青森競輪中期経営計画は、全国的な車券売上げの低迷によりまして、主として、青森競輪事業の成長と健全経営を目指す観点から、平成26年2月に策定したもので、令和2年度末で7年間の計画期間終了となったところであります。この計画は、策定当時、競輪事業の売上げが低迷します中で策定したものであります。ミッドナイト競輪の拡大推進や、ナイター競輪・モーニング競輪の実施など、当該計画の着実な実施に伴いまして、ネット発売による売上げが増加し、経営環境が改善してきたことにより、先ほど申し上げました一般会計への繰り出し額も増額できておりますことから、従前のような中期経営計画という形式ではなく、競輪事業の目的の一つであります地方財政の健全化――一般会計への繰り出しでありますけれども、こちらに安定的に寄与するよう、中長期的な視点で整理を進めてまいりたいと考えております。

**○橋本尚美委員長** 山崎委員。

**○山崎翔一委員** 今の御答弁ですと、次期経営計画については、現時点では、新たに策定する予定はないということでしょうか。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。企画部長。

**○織田知裕企画部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

先ほど、御答弁いたしましたとおり、前回策定いたしております中期経営計画は、売上げが低迷していた時期に策定したものであります。したがいまして、従前の、この中期経営計画という同じ形式で策定するという必要はないものと考えておりますけれども、一方で、競輪事業の目的の一つであります地方財政の健全化——一般会計への繰り出しですけれども、こちらに安定的に寄与していくように、今後、中長期的な視点での整理を進めてまいりたいと考えております。

**○橋本尚美委員長** 山崎委員。

**○山崎翔一委員** 中長期的な視点を持つのであれば、やはり、計画は立てないといけないと思います。

競輪場の施設は老朽化しています。修繕も、今後、もちろん予定されておりますし、もしかすると、施設の建て替えということもあり得るかもしれません。今後、そうした大規模な支出を行うこととなりますので、そういう意味でも——今現在、コロナ禍において、インターネット売上げというものは伸びている中で、こちらの競輪場についても、売上げが増加していると。売上げが低迷していないということですが、今後、売上げがまた下がる可能性ももちろんありますし、先ほどお話しした施設の修繕ということもあります。そうした視点に立つと、やはり、経営計画というのはあったほうがいいのではないかというふうに私は考えております。

経済産業省から出されております「競輪事業の持続的発展のための課題解決に向けて」というものには、このように書かれております。「現状を放置し、持続的発展に向けた取組・改革を実行できず、仮に、遠くない将来に競輪の売上・収益が悪化することになれば、その時点でとることができる対策は極めて限定的であろう」と。このように書かれております。この文言をそのまま読み取るのであれば、やはり、今、甘んじて放置しているのではなくて、しっかりと文言を明示的にして、経営計画というものを策定すべきではないかというふうに考えます。この項目については、以上で終わります。

次に、指定管理者であります青森市文化観光振興財団の決算状況についてお伺いいたします。

一般財団法人青森市文化観光振興財団の令和2年度の収支状況をお示してください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。企画部長。

**○織田知裕企画部長** 一般財団法人青森市文化観光振興財団の令和2年度の収支状況についてお答えいたします。

一般財団法人青森市文化観光振興財団におけます令和2年度の収支状況のうち、経常収益につきましては8億1494万8770円となっており、主な内訳としましては、指定管理料収入としまして4億9629万3442円、物販や産直、リフトなどの事業収益としまして2億1814万1055円などとなっております。一方、経常費用につきましては

は8億4411万6276円となっており、主な内訳としましては、職員の給料や委託費、光熱水費などの事業費としまして7億9965万2181円、賃借料や通信運搬費などの管理費としまして4446万4095円などとなっております。

経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額に経常外増減額を加えた当期損益につきましては2931万3995円の赤字となっております。

**○橋本尚美委員長** 山崎委員。

**○山崎翔一委員** 昨年度の決算についてお知らせいただきました。約3000万円の赤字ということです。

次の質疑です。当財団が所管しております各事業所の令和2年度の収支状況についてお知らせください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。企画部長。

**○織田知裕企画部長** 各事業所の令和2年度の収支状況についてお答えいたします。

まず初めに、モヤヒルズ事業所におけます令和2年度の収支状況のうち、経常収益につきましては2億3978万5951円となっており、主な内訳としましては、指定管理料収入としまして1億3615万7151円、リフトやスキーレンタル、ケビン、キャンプ等の事業収益としまして8959万9330円などとなっております。一方、経常費用につきましては2億3801万8651円となっており、主な内訳としましては、職員の給料や修繕費、光熱水費などの事業費としまして2億2890万417円、賃借料や通信運搬費などの管理費としまして911万8234円などとなっております。

経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額に経常外増減額を加えた当期損益につきましては106万7300円の黒字となっております。

次に、ユース浅虫事業所における令和2年度の収支状況のうち、経常収益につきましては2億241万9169円となっており、主な内訳としましては、物販収入や産直収入等の事業収益としまして1億1188万916円、指定管理料収入としまして8255万1207円などとなっております。一方、経常費用につきましては2億3754万7762円となっており、主な内訳としましては、職員の給料や修繕費、光熱水費などの事業費としまして2億2455万108円、賃借料や通信運搬費などの管理費としまして1299万7654円などとなっております。

経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額に経常外増減額を加えた当期損益につきましては3361万6264円の赤字となっております。

次に、文化スポーツ事業所であります。

文化スポーツ事業所におけます令和2年度の収支状況のうち、経常収益につきましては3億7274万3650円となっており、主な内訳としましては、指定管理料収入としまして2億7758万5084円、文化事業やスポーツ事業等の事業収益としまして1666万809円などとなっております。一方、経常費用につきましては3億6854万9863円となっており、主な内訳としましては、職員の給料や修繕費、光熱水費などの事業費

としまして3億4620万1656円、賃借料や通信運搬費などの管理費としまして2234万8207円などとなっております。

経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額に経常外増減額を加えた当期損益につきましては323万4969円の黒字となっております。

**○橋本尚美委員長** 山崎委員。

**○山崎翔一委員** すみません、長々とありがとうございました。今のお話をまとめますと、モヤヒルズでは約106万円の黒字、ユーサ浅虫では約3361万円の赤字、文化スポーツ事業所では約323万円の黒字ということで、ユーサ浅虫の赤字額が目立っている状況だということが分かりました。

そこで質疑いたします。ユーサ浅虫事業所が、このような赤字となった理由について御説明ください。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。企画部長。

**○織田知裕企画部長** ユーサ浅虫事業所の赤字要因についてお答えいたします。

要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、観光客が減少したことに加えまして、令和2年4月10日から5月31日までの間、約2か月、閉館したことによりまして、ユーサ浅虫1階の物販コーナー及びユーサ市場の売上げが減少したことによるものであると考えております。

**○橋本尚美委員長** 山崎委員。

**○山崎翔一委員** やはり、新型コロナウイルスの影響が大きかったということでした。モヤヒルズ等、ほかの文化施設も影響は受けているとは思いますが、ユーサ浅虫以外では、そこまで影響は少なかったのかなど。ただ、ユーサ浅虫のほうは、やはり観光地でもありますし、そうした影響が大きかったというものと認識しました。

そこで質疑いたします。こちらの青森市文化観光振興財団の破綻リスクというものはあるのでしょうか。

**○橋本尚美委員長** 答弁を求めます。企画部長。

**○織田知裕企画部長** 一般財団法人青森市文化観光振興財団の経営についての御質疑にお答えいたします。

一般財団法人青森市文化観光振興財団の経営につきましては、特にユーサ浅虫事業所におきましては、令和3年8月30日の青森市危機対策本部長指示によりまして、直近9月におきましても、地域の方の買物を支えますユーサ市場のみの開館とし、その他のエリアを休館せざるを得ない、厳しい環境にあります。

一方で、今年度、4月から7月までのユーサ浅虫の物販コーナー及びユーサ市場の売上げにつきましては、対前年比で約18%の増加傾向で推移してきたこと及び今後の観光需要の回復に備えまして、地元有志で開催しておりますあさむし月末マルシェとのタイアップや来館者数の増加策などの経営改善に努めていくこと、モヤヒルズ事業所や文化スポーツ事業所などと連携し、財団全体として、収益を確保して

いくことができること、財団全体では、令和2年度正味財産期末残高として、4502万7787円を保有しております。これらによりまして、財団の運営に支障が生じないように適切に対応してまいりたいと考えております。

**○橋本尚美委員長** 山崎委員。

**○山崎翔一委員** 今年度の4月から7月の間でいえば、対前年比で増加傾向にあるというお話でした。今月に関していえば、休館ということで、依然、厳しい状況が続くことが予想されます。ちょっと、ここの経営状況に関しては、今後も、しっかりと適正に管理運営されていくのか、収支状況はどうかということをしかりと見極めていきたいというふうに考えております。

以上で質疑を終わります。ありがとうございました。

**○橋本尚美委員長** 午前中の澁谷洋子委員への答弁について、都市整備部長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。都市整備部長。

**○平岡弘志都市整備部長** 午前中の澁谷委員の市営住宅使用料の収入未済額の御質疑における時効の額についての再度の質疑に対する訂正答弁において、令和元年度の実績を1件、24万7000円と答弁しましたが、これは青森地区の実績であり、ほかに浪岡地区1件、4万6200円となっており、合計すると2件、29万3200円となります。

度重なる訂正となり、謹んでお詫びいたします。

**○橋本尚美委員長** 以上で、本委員会に付託されました議案についての全質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました議案の採決の方法についてお諮りいたします。

採決の方法は、まず、議案第133号「決算の認定について」から議案第136号「決算の認定について」まで及び議案第138号「決算の認定について」の計5件について一括してお諮りし、次に、議案第137号「剰余金の処分及び決算の認定について」をお諮りしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○橋本尚美委員長** 御異議なしと認めます。

よって、採決の方法は以上のおりと決しました。

なお、反対が明確な議案については、一括採決いたしたいと思えます。

それでは、まず、本委員会に付託されました議案第133号「決算の認定について」から議案第136号「決算の認定について」まで及び議案第138号「決算の認定について」の計5件についてお諮りいたします。

議案第133号から議案第136号まで及び議案第138号の計5件については、認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕



○橋本尚美委員長 万徳なお子委員、何号に御異議がありますか。

○万徳なお子委員 議案第133号に異議があります。

○橋本尚美委員長 ほかに御異議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○橋本尚美委員長 それでは、議案第133号について御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第133号については、認定すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○橋本尚美委員長 起立多数であります。

よって、議案第133号については、認定すべきものと決しました。

次に、ただいま決定されました議案第133号を除く各案件については、認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○橋本尚美委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第133号を除く各案件については、認定すべきものと決しました。

次に、議案第137号「剰余金の処分及び決算の認定について」をお諮りいたします。

本案については、剰余金の処分及び決算の認定が1つの議案として提出されていることから、原案のとおり可決及び認定すべきかについてお諮りいたします。

議案第137号については、原案のとおり可決及び認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○橋本尚美委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第137号については、原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、2日間にわたり終始熱心に審査していただき、ありがとうございました。

また、理事者の皆様におかれましても、誠意ある御答弁をしていただき、本当にお疲れさまでした。

皆様のおかげで、アクシデントやトラブルもなく、スムーズに進行することができました。ありがとうございました。

それでは、これをもって決算特別委員会を閉会いたします。

**午後2時6分閉会**